

刑 政

第 九 第 號 月 九 卷 一 十 四 第

近代社會思想の梗概・刑務官の手記・刑政俵の時報・ダーリア物語 讀者頁・家庭頁・敘任辭令・統計・犯罪文藝・刑務令規	スカイ・スクレーパーの ア・メ・リ・カ デオージ・ラツセル 62	どんな映画を選ぶべきか 近藤生 22	諸國行脚 吉田律 33	勾留せられたる被告人の 信書に就て 吉田律 49	行政研究資料紹介 泉二新熊 29	香港より 正木亮 56	第二回刑法統一國際會議の 採擇したる保安處分 井上忻治 44	刑務所自治に就て 辻敬助 6	練習所入所試験答案を 審査して 近藤亮雅 19	新しき試み 井上謙敬 42	回顧三十有余年 河野純孝 36	刑政時論 虚生 4	明るい行刑と 受刑者に對する賜暇 卷頭言 2
---	---	--------------------------	-------------------	-----------------------------------	------------------------	-------------------	---	----------------------	----------------------------------	---------------------	-----------------------	-----------------	---------------------------------

刑 務 協 會 發 行 財 團 法 人

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(毎月一回一日發行)
昭和三年七月二十日印刷
昭和三年八月二十日印刷
昭和三年九月一日發行 第四十一卷第九號

◇國民は今や陪審制度の施行によつて、刑事裁判にまで加擔するやうになりました。否そればかりではありませぬ、かの普選の實施によつて立法的にもわれわれは參加することになりいよく、法治國民としての面目を具體化することの出來たその限りなき喜びを私どもは何によつて記念すればよろしいでせう。

『法の神』はこの喜びを記念すべき絶好のものであります。

◇『法の神』(Justitia)は正義の表徴であります。個人的社會的生活の指導精神の模化であります。みなさんの御家庭に神棚や佛壇をおそなへになつて居られるならば、その次にわれら法治國民の生活のシンボルであるところの『法の神』を是非お備へになることをお勧めいたします。

◇御家庭にでも、官衙にでも學校にでも裝飾品は必要であります、わが『法の神』は高尚な美術裝飾品とし



『法の神』のおすゝめ

(この寫眞は特製型です)

てもまた意味のあるもので、單純な美術品をお飾りになるより。どれだけ高尚で有意味であるか知れませぬ。わが『法の神』はギリシヤノ古美術に原形をとり、東京高等工業學校の専門大家の工夫を待つて創作されたものであります。

どうか以上の意味で、わが『法の神』に接するため是非『法の神』をお求めになるやうお勧めいたします。

『法の神』は刑務作業によつて製作されますので殆ど實費でお頒ちすることが出來ます。

◇ (圖壹料送は那支洋南州東關太樺臺臺鮮潮) 像立『神の法』寸貳尺壹法寸 ◇

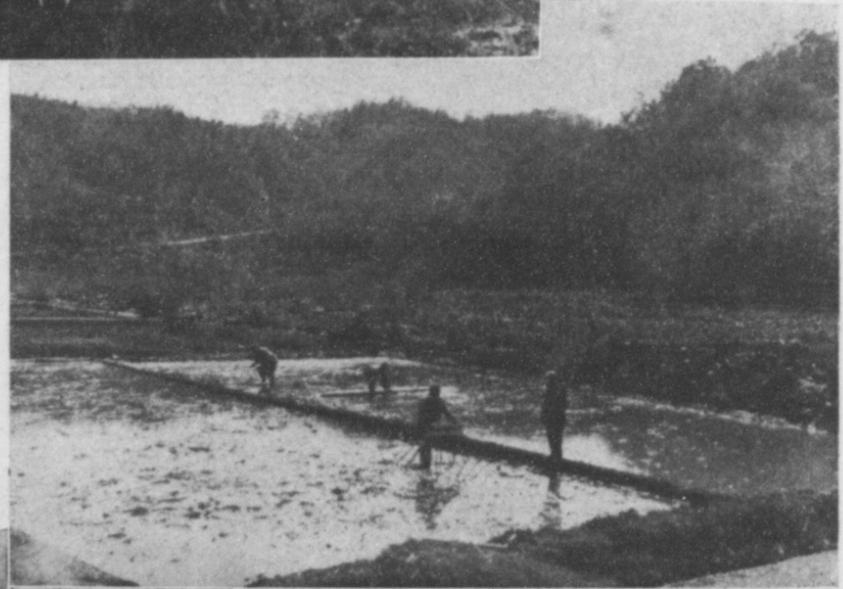
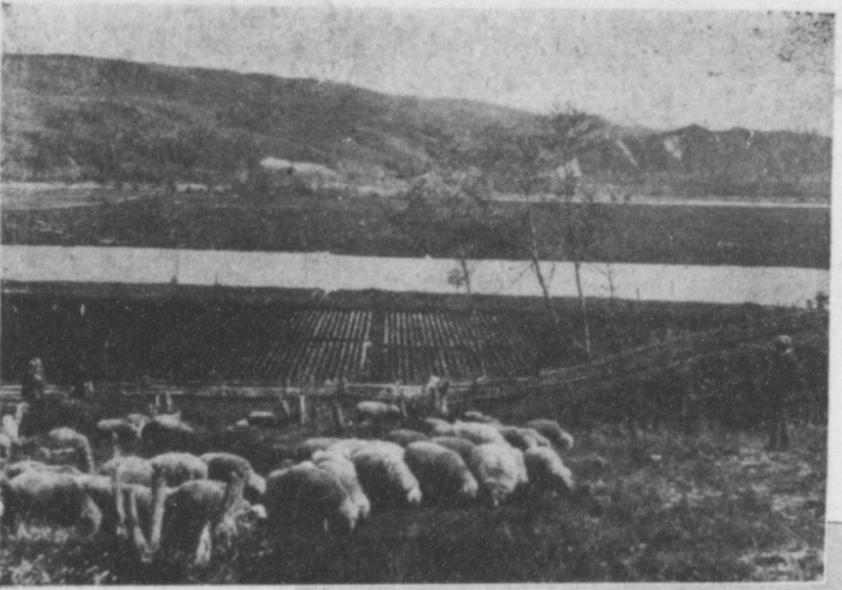
錢拾五金料送	圓八金	製銅白	號壹	並製型	錢拾五金	料送	圓九金	製銅白	號壹	特製型
錢拾五金	同	製銅青	號貳		錢拾五金	同	圓七金	製銅青	號貳	
錢拾五金	同	製銅青	號貳		錢拾五金	同	錢拾八圓壹金	製質安	號參	

東京市麴町西區日比谷 刑務協會 電話銀座三二四・三五二九 電話口座東二〇五〇九

【刑務作業の紹介】

← 網走刑務所農園に

於ける牧羊



→ 同上開墾作業と

その水田となしたるもの



← 岡崎少年刑務所の

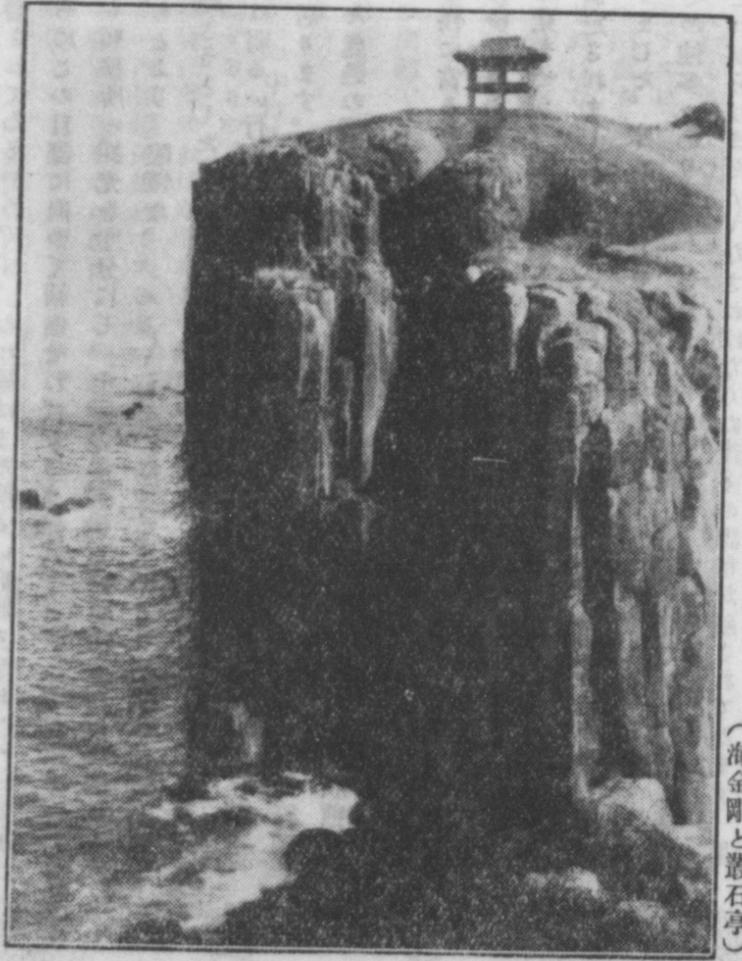
三州石採石の實況

峨眉山の観

天外に白雲を吸ふ峨眉山の最高所、俗塵を蟬脱して仙氣胸に滿つる概がある。こゝは支那四川省の奥直立萬尺の高峯で、普賢菩薩出現の靈地である山頂より東北を眺むれば、成都四川の沃野を雙眸の中に集め、西方には西藏近く大雪山を望む。李白に「峨眉山月歌」あり、峨眉山月半輪秋 影入平羌江水流 夜發清溪向三峽 思君不見下渝州



刑政



(海金剛と叢石亭)

第十四卷 第九號

明るい行刑と受刑者に對する賜暇

普通選挙の實施によつて明るい政治が期待されました。まさに行はれんとする陪審制度によつて、より明るい裁判の招來が期待されてゐるやうです。われ等はまた明るい刑政を完成すべく、いまままで努力しました。將來はさらにこの目標に向つて精進せねばなりません。

明るい行刑！ それは必ずしも刑務所の採光を十分にし、その他の設備をハイカラにすることのみをさすものではありません。もとより、陰惨な、ジメ／＼したいはゆる牢屋式の建物に受刑者を收容し、これに進化した行刑を施さうとしたところで結局は、新酒を古甕に盛る、の儘を免れませんが従てまづ建物を明るくすることは明るい行刑への前提といへませう。しかし茲にいふ明るい行刑とはむしろ實質的な意義を有して居ります。衡平を得た行刑とでも申しませうか、つまり、力の行刑と愛の行刑とを合理的に按配した處遇の鐵則を完行することに因つて始めて達成せらるべき状態を指すに外ならぬのであります。

明るい行刑！ それは行刑の任に當るわれ等の到達せんとする理想郷であります。この理想郷に到達せんがためにわれ等はあらゆる努力を拂ひ、現に拂ひつゝあるのであります。

まづ手近かなものを回顧して見ませう。監獄法施行規則の一部が改正されました。未決勾禁者に對する自辨物品の取扱規程が制定されました。夥しい通牒が發せられました。かくて、受刑者に對して石鹼を給與することになりました。瘠衣が廢止せられて鎮靜衣が考案されました。撮影や寫眞接受のことが許されました。その他多々あります。これらは明るい行刑への過程におけるささやかなアルバイトに過ぎません。これからはまだ／＼なさねばならぬ幾多の課程が残されてゐます。累進制度の統一といひ、刑務所における宗教問題の解決といひ、接見及信書制度の改正といひ、情願裁決の實質化といひ、數へ來れば枚擧に遑ありませんが、受刑者に對する賜暇や一時的外出制度の許否の如きもさしあたり考究せられねばならぬ問題の一たるを失ひません。受刑者は特定の刑務所内に留まるべきことが豫想されて居ります。しかしこれは原則であつ



て、行刑の目的を達成するに必要であるか又は行刑の目的に背馳せぬ限りそこに若干の例外はもとより許されねばなりません。假釋放または執行停止のごときはその一です。いまやこの外に賜暇と一時的外出の制度が提唱せられ、立法せられつゝあります。

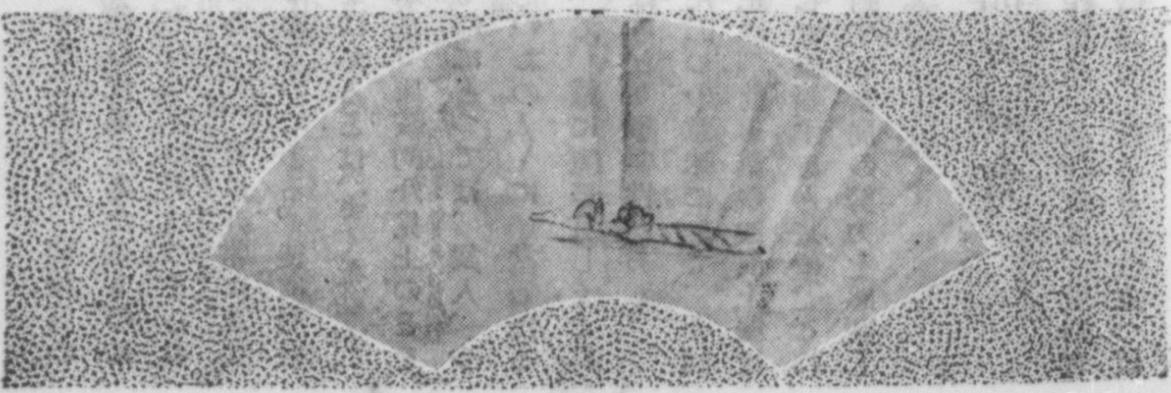
賜暇とは受刑者に對してある期間内刑務所外に滞留することを許可するもので、一時的外出とは日中數時間刑務所外に所在せしむるものであります。ともに例外的事象ですからその條件は嚴重でなければなりません。賜暇を許すには、受刑者の申出を拒絶することが受刑者やその家族に對し刑の目的外と認むる重大な苛酷に該當するやうな場合に限るべく、その期間も精々一週間以内を留め、取消し得ることを條件とせねばなりません。これに反し一時的外出はその條件も賜暇のやうに嚴重なことを要しません。たゞ受刑者自ら重要な一身上、營業上の事項等を處理するの必要ある場合にこれを許し、外出の際には刑務官が同行するを以て足りるでせう。

この賜暇や一時的外出の制度はそこに多少の弊害を伴ふことを免れませんが、結局はこれを許すによりて生ずべき利益との較量の問題です。寛にのみ失する行刑の弊害は十分にこれを警戒せねばなりません。が、すくなくとも私は明るい行刑の彼岸に達する上においてこれらのものは必要な手段たることを考ふるものであります。

かなり顯著な俚諺ですが、『世の中は人情七分に理屈三分』といふことがあります。この言葉は必ずしもこれを鵜呑みにして是認するものではありませんが、儀禮のみとらわれず、論理にのみならず、人情の機微を把むて事物に處せねばならぬとの意味において、處世の要諦を簡明に穿つたものであり同時に行刑に對する一の指導的原理であるといふことが出来ませう。申すまでもなく整へられたる受刑者處遇の基礎や輪廓は受刑者に直面する刑務官にして行刑の眞髓を體得したるときに始めてその妙用を發揮し茲に明るい行刑が期待されます。もろ／＼の場合に受刑者に對し處遇の鐵則を適用する刑務官の態度は、『注意深い』*diligentia*、*diligentis*、*patris familias* を理想と思ひます。均衡を得た恩威、周到な血肉的配慮。これを以て臨むところ恐らくは、われ等の期待する明るい行刑はかなり速に手にすることが出来ませう。

靜かなれど力強く、明るい行刑への曉の鐘はなつて居ります。われ等はさらに／＼努力することによつて目的とする彼岸に達しやうではありませんか。

(たけいちらう)





服制改正に就て

今度刑務官の服制が改正されて發表さるゝ處によると、今までと相違し、主として陸海軍や警察官方面のそれを參酌されて、今まで特殊扱にされてゐた刑務官の服制に大改正を加へられたとは、何にしても結構なことである。

聞くところによれば、この制度改正のとは山岡前々局長時代に松井現局長が主査として調査されたのを、今度は辻書記官が之に當られ、廣範な官吏服制を相互研究して創案され

たもので、法制局との間を十日間も往復して審議折衝されたその間の努力は非常なものであつたと云ふことである。

行刑の目的達成の爲には、服装などどうでもよいではないかとの説をなすものもあるかも知れぬが、由來刑務官が「牢番」であつた時代の觀念は、最近まで人々の心を支配し、その仕事の難事業であり、然も重要な國家事業であるにも拘らず、その待遇の點に至つては特殊扱をされてゐたのであるが、その差別待遇を撤廢してこれを向上せしむる意味に於て待遇の改善をはかられると同時に、その服制に至つても、特殊扱を撤廢し、之を改善されることになつたと云ふ當局の努力は、之を多とすべきである。

殊に又、服装のことは、一兒意味

のなきとのやうであるが、刑務官の如き感化教養の仕事にあたるものにとつては、その外容整美はつまらぬとのやうであつて、實は非常に重要性を帯びてゐるのである。徒に服装を以て人をはかるとは、よくないが、收容者の如き、比較的外見上のとを彼此するものにとつては、婦人、少年、成年そのおの／＼に適當したる服装を整へて、嚴に寛に宜しくこれに臨むとは可なり重要性がある。

かうした二つの意味に於て、今回の服制改正は刑務事業の發展上慶ばしいこととして祝福すると共に、これが實現に對する當局の努力を感謝したいと思ふ。

製品々評會

刑務所作製品の品評會は、受刑者の技能を發達せしむるに役立つ

かりでなく、これを公開して、廣く世人の展覽に供し、刑務所に於ける作業訓練の實際的效果を紹介し釋放者のあなどる可からざるところを宣傳するに裨益少くないと云ふので、從來數回に互つて、之を實行されて來たのである。また今春上野に於て催された大禮記念博には、堂々たる形式によつて製作品を出品して優良の審査を受け、又會場に於ける即賣市には非常な好成績で、飛ぶやうに賣れて行つた、また高松や岡山や入分でもこれと同じ状況が見られたと云ふとは非常に結構なことである。

しかるに中央であるところの東京に於て年々行はれてゐる品評會は、その會場が一隅に偏してゐる爲に、折角の催が、宣傳的に見て頗る遺憾の點が多い、もし之を市の中央に於て、有力なる大新聞の後援を得て行はるゝとせば、目的は一層徹底的に

達せられ、しかも經費等の點に於ても益するところあるべきを確信する。

由來、官省が少しく宣傳的に自ら乗り出して仕事をしやうとするところ、「民業壓迫」なる聲によつて、之を拒否せんとする風があるが、もし刑務所作業向上の爲めの品評會に附屬せる製品即賣會が中央に於て催されたる際に於て、かゝる民業壓迫の聲を放つものありとせば、それは誤れるも甚しきものと云はねばならぬ。

また一面には、その公開によつて行刑事業の社會化をはかり、釋放者の技能を紹介して、世人をして釋放者を嫌忌排斥するの念慮を免除せしむると云ふ實に保護の立場よりの企てにあるのである。

故にこの企てに對して有力なる新聞社の後援もあるわけであり、世人また私情を捨て、社會事業的精神の下に、この企てを援助し、その目的を完成せしむるやう希望してやまない。

すなはち本會の如き中央機關が主催となり帝都大阪の兩方面において、會場並に宣傳に對して最も効果的に計畫を進め、これを實現するならば、製品を出陳せる各刑務所も甚だ張合のあることであり、また從來行はれしより以上の盛大なる効果もたらされることであらうと思ひ、こゝにその機運の到來せんとを希ふものである。(虛生)

刑務所自治に就て

辻 敬 助

第一、序 説

第二、刑務所自治の意義

- A、自治の限界
- B、各國の實驗

- (一) 北米合衆國
- (二) 獨逸國
- (三) 英國
- (四) 我國

- 第三、批 判
- A、特 長
- (一) 社會的生活の準備に適すとの説
- (二) 自發的に改善を促すとの説
- (三) 劣等感情に對する救済なりとの説
- B、批 難
- (一) 刑罰の制裁的意義を没却すとの説

第四、結 論

A、自治制度の採用を可とす

- B、施行上の注意
- (一) 簡易より複雑に移るを可とす
- (二) 最先に少年受刑者に對し採用すへし
- (三) 決議倒れとなることを避くべし
- (四) 權利の主張に陥らざるやう注意すへし
- (五) 辨足飾非の弊を避くへし
- (六) 自由と放縱、自治と放任の別を明にすへし

第一序 説

輓近少年刑務所制度の發達に伴ひ刑務所自治に關する問題が盛に論議せらるるやうになり一面又實際問題としても極めて狭き範圍ではあるが二三少年刑務所に於て既に之が採用を見るに至り吾々は今や本問題に對する態度を極めなければならぬ必要に迫られてゐるのである

私は曩に行刑上職員と收容者との人格的結合の必要を力説したことがあるが(註一)從來の行刑は總て權威主義から成立つた訓練であつて職員に依り收容者の義務を強要し刑務所内は職員と收容者との對抗場裡の觀があつたのである然るに近時行刑に於ける教育觀念の重視せらるゝに伴ひ行刑の基調は刑務官と收容者との人格的結合に立たなければならぬといふ主張が漸次有力となりつゝあるのである而して此の主張の實現に付ては先づ第一に收容者に對し或程度の信用を與へ其の人格を認めてやる必要がある。かくて始めて職員と收容者との親密なる接觸を保つことを得て職員と收容者に對する人格的影響は極めて容易となるのである刑務所自治の如きも實に此の目的に出でゝゐるのである

註一、刑政四十一卷第四號卷頭言

第二 刑務所自治の意義

A、自治の限界——扱通例刑務所自治として論しられてゐる所謂自治なる觀念は極めて廣い意味に使用されてゐるのである即ち簡單なる義務の練習から自己の責任に依る完全なる自治自律にいたるまでの總てのものを包含するのである併しながら刑務所自治は刑務官權の支配を全然否認せんとするものでないことは勿論である即ち刑務所自治は刑務行政上に於ける收容者の協同參與を意味するのであつて今日の學校自治に比すべきものである即ち學生が學校を經營するに非ざると同様に收容者が刑務所を經營するのではない收容者に最も密接なる關係を有する事項に關してのみ自治が許さるゝのである現在に於て刑務所自治制中の最も廣き自治範圍を有する紐育州立

刑務所に於ける自治制も結局此の範圍を出てないのである(註二)私は此處に所謂刑務所自治の觀念を明かにする爲從來感化院及刑務所に於て試みられた自治制の重なるものに付簡單なる説明を加へることにする(註三)後述B、(一)、a、紐育州立刑務所に於ける自治制参照

(一) 北米合衆國

a、ボストン感化院——北米合衆國に於ては既に一八二四年にクルティス氏指導の下に於ける紐育感化院の自治裁判(院長を判事とし少年を陪審員とするもの)を見出すのであるが組織的に發達したる自治としては一八二八年ボストン感化院に於て採用せられたる自治制を第一に擧げなければならぬ此の自治制は英國監督教會の牧師ウエルズ氏に依つて紹介せられたものである

ウエルズ氏の教育課程は當時の一般犯罪學者及實際家と其の方針を異にし規則正しき遊戯及体操を重視し教育の機械的部分たる算術、書方、綴方、等には餘り重きを置かなかつたのである其の採用したる自治組織は大凡左の如くである

イ、團體員は團體加入許否の審議に參與するの權を有す

新入者あるときは入所後直に全院生に紹介し院の規則を交付す新入者は一週間考試級に編入し其間行狀可良なるときは之を院生の審議に付し否決せられたるときは引續き考試級に置くものとす

ロ、組長其他一定の役員を置き日常の用務例へば錠前の保管物品の購入等を司掌す

ハ、懲罰裁判所を設け十二人の少年之を組織す

ニ、少年をして自ら自己の行狀を記入せしむるの制度を採る

佛國の視察者トクウグイユの報告に依るに自ら記入せる行狀録は寧ろ嚴重なる判斷に依りて充たされ頗る良好なる成績を収めつゝありたりといふ

b、ジョージ少年自治團——次に北米合衆國に於ける刑務所自治制の基礎をなせるものと認めらるゝものはジョージ少年自治團(感化院)である此の最も意義ある試みは一八九五年ウイリアム、アール、ジョージ氏に依

つて基礎つけられたものである其の自治制は經營者の熱心と偉大なる人格の力とに依り其の成績頗る良好にして其の名聲甚たるものありて各州の感化院は競ふて之に倣はんとするの傾向あり一九〇八年には此の自治思想の普及の爲にジョージ少年自治團協會の設立を見るに至り當時既に北米に六個英國に一個の自治團が設立せられた其の自治組織の内容は大凡左の如くである

イ、組織 立法執行及裁判の三部に分かれ各れも院生自身の支配下に置かる從て警察的活動及裁判も院生に依り管理せられ紀律違反者は院生の陪審に付せらる

ロ、役員 役員は少年の選舉に依り任命せらる

ハ、作業 院生は作業の義務を負ひ院生自ら經營す院生に對しては私有財産制を認む

c、プレストン學校(カリフォルニア州)——一九一二年デリック氏に依り自治制を採用せらる半軍隊的の訓練を施すを以て有名である其の自治組織は左の如くである

イ、聯隊の構成員たるに適應す若くは之に依りて利益を享くること能はざる精神的並に身體的欠陥者は之を除外す

ロ、自治の範圍一、一般社會的活動即ち俱樂部の管理運動場の使用、維持二、軍隊生活に伴ふ一定の小事務三、紀律維持の關與

d、アウバーン刑務所及シンシン刑務所(紐育州)——刑務所内で大規模に自治を實施したる功績は確にトーマス、モット、オスボーン氏に歸せらるべきである同氏は一九一三年末アウバーン刑務所に於て自治同盟を組織し翌年一月より之を施行し同年十二月シンシン刑務所長として赴任しアウバーン刑務所の會則に多少の變更を加へたる自治制を施行し當時社會の耳目を聳動したことは未だ諸君の記憶に新なるものがあらう其の組織權限等に付ては監獄協會雜誌第三十一卷第十一號谷田博士米國の囚人自治制及刑政第三十八卷第八號辻視察談等に詳であるからこゝには之を略す(註三)

註三、シンシン刑務所自治同盟ノ機關

- 理事會(九人)
- 會計係
- 運動係
- 作業係
- 娛樂係
- 衛生係
- 音樂係

代議員會(五五人ノ代議員ヲ以テ組織ス)

裁判部
警察主事(風紀取締、集會準備、會場整理)
書記(記録及庶務)

教育係
接待係
外役係

(二) 獨逸國

a、ラウヘウハウス感化院(漢堡)——獨逸に於てはウイヘルン氏が一八三三年其の經營するラウヘスハウス即ち家庭的組織の感化院に於て或程度の自治を認めたとを以て嚆矢とする併しながら此の感化院に於て認められた自治は北米刑務所のそれとは大に異なるのである即ち收容者の投票に依て所謂「平和の子」を選擧せしめ此の少年をして食前食後の祈禱を司らしめ或は勞働の指導等に當らしめたのであつて之に對し何等統轄權や命令權を認めたとではないのである

b、リンデンホーフ感化院(普國)——此の感化院は自治制度の創設者たるウイルケル氏の名に依て有名である彼は自治を以て感化教育の重要な條件なりとなし

イ、數名の少年參與員を任命し作業の配課、食事の問題、衣服の問題、其の他諸種の處遇上の問題に關し意見の開陳を爲さしむ
ロ、少年懲罰裁判所、此の裁判に於ては職員は唯參與權と發言權とを有するのみにて少年自ら少年を審判するのである

c、漢堡刑務所(少年刑務所を含む)——漢堡は獨逸聯邦中に於て最も進歩したる社會施設を有するを以て有名である。行刑制度の如きも將に其の一であつて殊に現刑務所長(ハンブルグ管内數個の刑務所を管理する意味よりせば局長と云ふも可なり)コツホ氏は就任以來特に教育觀念を重視し各刑務所に於ける社會部の活動は大に注目に値するものがあるといふことである一九二四年十月の所内規程に依れば其の採用せる自治組織は左の如くである

イ、最上級に屬する者に對しては作業時間中及自由時間中は看守者を附せず全く收容者の自治に委す自治を濫用したる時は濫用者を處罰し事情に因り自治を停止せしむ

ロ、雜居房に於ては房長を選擧せしむ又遊戯部に於ては其の部長を選擧せしむ選舉は所長の認可を要す
ハ、構内一定の範圍に於て自由獨歩を許す

尙獨逸に於ては普國パウツェン刑務所少年區に於ても狭き範圍の自治制を採用し其の成績見るべきものありとのことなるも其の具體的組織を詳にしない

(三) 英國

a、ノーテングム地方刑務所——一九二一年以來收容者を以て組織する名譽同盟なるものを設け一種の收容者自治制を認め斯界の興味を惹いてゐる此の同盟は一組は星級受刑者と第二部受刑所(註四)とを以て組織し他の一組は普通部受刑者を以て組織するのである各同盟は所長の職權に服従する委員會に依り管理せらる同盟への入會は同委員會の推薦に基き所長之を決するものにして受刑者一定の時期を経過し善行を持續する者に限り入會することを得るのである

各同盟の特權は一週一回夜間に於て討論會話西洋象棋若は西洋碁の會同を許すに在る

b、ドーチエスター地方刑務所——前者と殆ど同時に收容者俱樂部なるものを認め極めて狭き範圍の自治を認めて居る管理、委員會の責任、入會の條件等は全然前者と同一である唯俱樂部の仕事の範圍は稍狭く單に討論及夜間學級を會合の間に組織するに過ぎないのである

註四 拙著英國刑務所制度一八頁及二四頁參照

(四) 我國

a、岡崎少年刑務所——岡崎少年刑務所に於ける自治組(昭和二年一月施行)は單純なる修養上の目標を評決し其の決議事項は所長の許可を受け實行するを目的とするのである其の運用方法等に付ては刑政本年六月號に詳である

b、小田原少年刑務所——小田原少年刑務所に於ける自治制(昭和三年四月施行)は階級處遇の内容として階

級處遇の上級者に限り自治を認め組及班に分ち班内規約を設けしめ組長及班長は班の紀律維持及作業進行に付班員督勵の任に當るのである(註五)

註五「處遇規程抄」第二條第一級以上ハ自治トシ班及組ヲ編成ス。第九條自治組織左ノ如シ。一、十名内外ヲ以テ班トシ數班ヲ合シテ組トス。二、舍房内ヲ以テ自治域トス其ノ他ノ區域ニ於テ自治ヲ許ストキハ之ヲ指定ス。四、班ニハ班長及副班長、組ニハ組長及副組長ヲ置ク。六、班ハ所長ノ認可ヲ經テ班内規約ヲ設クルモノトス。八、組長又ハ班長ハ所長ノ認可ヲ經テ會合スルコトヲ得。九、教誨師、教師、看守長、看守ヲ以テ組ヲ擔任セシム。第十條自治體ノ賞罰左ノ如シ。一、優異班ニ優異章ヲ與ヘ表彰ス。二、班員ニ重大ナル犯罪アリタルトキハ其ノ班各個人點二點以内ヲ其ノ月ノ得點ヨリ減スルコトヲ得。「處遇細則抄」第三自治級者ノ取締一、自治級者ニ對シテハ特ニ信任誘掖ノ態度ヲ執リ班員ノ職分ニ違背スル行爲アルコトヲ認メタルトキハ直ニ戒告ヲ加ヘ組長又ハ班長ヲシテ戒告簿ニ登錄セシムヘシ。第四、班員ノ職分一、班ハ自律シタル人格者タリ班ノ組成員亦完全ニ自律シタル人格者タルコトヲ要ス。二、班員ハ班ノ爲ニ各正シキ能力ヲ貢獻スルノ責任ヲ有ス。三、組長、班長ハ何レノ場所ニ於テモ班ノ紀律維持及作業進行ニ付常ニ班員ヲ督勵シ規約ヲ守ラサル者アルトキハ班長會議ノ議ニ付スヘシ。四、班長會議ハ組長之ヲ司會シ戒告スヘキ者ト決議シタルトキハ組長ヨリ戒告ヲ加ヘ戒告簿ニ登錄スヘシ。五、官吏又ハ制度ニ對スル抗拒、自殺、自傷其他犯罪ノ豫謀、豫備實行ニ付テハ班員ハ其ノ事ノ班ノ内外ヲ論セス直ニ所長ニ申告スルノ義務ヲ有ス。

c、久留米少年刑務所——久留米少年刑務所に於ける自治組は大正十五年六月戸田所長に依り採用せられたるものにして其の組織大凡左の如くである。

- イ、上級者を以て三個の自治組を編成す
- ロ、自治組には擔當看守を配置せず(偵察配置とす)幹部五名を置き之をして組の統御及事務の整理に當らしむ
- ハ、幹部は組長一名副組長一名幹事三名にして賞表を有し假釋放候補者にして組全體の信望ある者を以て之に充て其の信望は工場全部の選舉に依り所長之を定む
- 組長及副組長は之を夜間獨居房に拘禁し幹事は罪質級別に從ひて雜居房に拘禁す

第三 自治制に對する批判

扱て收容者は如何なる程度迄彼等自身を經營する信頼を與へらるべきか即ち收容者自らの決定に委すべき事項の範圍如何の問題は其の國の國情及行刑制度發達の程度等を基礎として判斷するを要し一概に之を論ずる譯に行かぬのであるこれは學校自治に於ても同様であると思ふ私は此處に先づ各種自治施設中最も廣き自治範圍を有する北米合衆國の自治制に對し學者實際家が如何に之を觀察してゐるかを紹介し進で私の管見を述べることにする

A、特長

(一) 社會的生活の準備に適すとの説——元來刑務所の訓練も其の終極の目的は社會的生活の準備であらねばならぬ然るに從來の刑務所の訓練はたゞ紀律と強制とに依り收容者の改善を期待したのである從て釋放後此の外的壓迫がなくなれば忽ち其の價値を失ひ又は減少せしむる訓練であつた(註六)それは素より彼等の惡習を除去するに大に役立つたのであるが積極的に社會的適格者を作り上げることは出来なかつたのである自治制は即ち此の缺陷を補ふことに役立つのであつて收容者に對し社會的生活を経験せしめ之に依つて社會的情操を惹起せしめ且つ發達せしめ進んで公民としての資質を助長し國家的共同生活の準備を爲すことが出来るのである

(二) 自發的に改善を促すとの説——本制度は萬事收容者の自覺に待つ仕組であるから自然彼等の刑務所の權威に對する態度は一變せられ從來彼等が職員に對し無意識的に有せし敵愾心は漸次自由意思に基く從順さに轉向せしめられ遵法的精神は自然に涵養せらるゝに至るのである(註七)

(三) 劣等感情に對する救濟方法なりとの説——自治制に於て共同の爲に働くといふことは多くの犯罪者の有する劣等感情に對する一つの救濟方法となるのである即ち之に依つて收容者は彼等も亦共同の爲に價値あり且つ何人も承認せる仕事を爲し得るものであるといふことを自ら經驗することゝなるのである

註六 ウイリアムジョージ氏ノ言——現代ノ獄制ニ於ケル囚人教養法ハ囚人ニ作業ヲ強要スル事ニ因テ彼等ヲ勤勉ノ民トナシメ諸般ノ誘惑ヲ除去スル事ニ因テ彼等ヲ有徳ノ人トナラシメ將來ヲ觀測スルノ機會ヲ與ヘサル事ニ因テ彼等先見ノ明ヲ養ハシメ各囚ヲ打テ一團ト爲シ群集一様ノ處遇ヲ施ス事ニ因テ個人自發ノ能力ヲ獲セシメントスルニ在リ。一言以テ之ヲ蔽ヘハ囚人ヲ現社會ノ實情ト相隔絶セル境遇ノ下ニ置ク事ニ因テ彼等ヲ社會ニ復歸セシムル準備ヲ整ヘントスルモノナ

リ新クノ如クニシテ安ソ能ク其期待ヲ全フスル事ヲ得ンヤ。然ラハ則チ真正ナル獄制ノ基礎ハ何レノ處ニ之ヲ求ムヘキ乎。曰ク人ヲシテ自由ニ適應ナル資格ヲ作ラシムル所以ノモノハ唯タ自由アルノミ、吾人ハ現代監獄ニ於ケル拘禁ト刑罰トニ換ヘ出來得ル限リ廣潤ナル範圍ニ於テ個人的自由ノ施設ヲ採用スルコトヲ要ス（谷田博士譯ニ依ル）

註七 戸田所長意見——從來ノ如ク常ニ彼等收容者ヲ疑フノミニ終始スルカ如キ方法ハ紀律觀念ノ誤謬トモ言フヘキ乎絶ヘス刑務所内ハ刑務所員ト彼等收容者トノ間ノ對抗場裡ナルカ如ク痛切ニ相感シ斯ノ如キハ以テ彼等少年受刑者ノ社會圓滿性ヲ涵養スル所以ニアラスト思料シ其ノ反對ノ方法ニ出テ彼等ニ自重心ヲ惹起セシメ平和ノ心情ニ依リ遂ニ社會圓滿性ノ習慣ヲ養成セントノ思念ニ基ク云々

B、批 難

(一) 刑罰の制裁的意義を没却すとの説——本制度は行刑の骨子たるべき紀律を輕視し行刑の本旨を誤らしむる弊に陥り易く惹て刑罰の制裁的意義を没却せしむるに至るのである現に北米紐育州に於ける犯罪増加の趨勢の如きは此の刑の一般豫防的威力に缺くる所あることも看過すべからざる原因なりと思料する

(二) 受刑者には自治能力なしとの説——元來受刑者は各れも社會生活に於ける不適者として拘禁生活に入るの餘義なきに至れる者である此の如き自治能力を缺如し自由責任の生活に最も不適當なる者に對し廣き範圍の自治を許すは決して彼等を訓練する所以に非ずして再び失敗に陥らしむるの準備を爲すに過ぎない吾々は彼等に自治を與ふるに先立ち先づ彼等を教育し人格的訓練の規範を知らしめなければならぬ

(三) 群集心理の弊ありとの説——此の如き意味に於ける自治は理論上收容者多數の意見に依つて總ての訓練の意義を立てねばならぬ然るに多數の決議は群集心理の法則に依りそれを構成する個人の良心の判断よりは品質の低いことを常とする即ち自治制に於ては諸訓練が各個人の考よりは低いものゝ支配の下に立たねばならぬこれ收容者を訓練する刑務所制度としては最も考慮を要する所である

(四) 自治裁判制度は自由の精神に反すとの説——裁判の如きは自治制の主張である自由の精神と根本的に相反する場合がある自由の精神は即ち成るべく強制的訓練を避け刑務所の秩序と訓練とを善い習慣と好意とに依つて正しく保持しやうとする精神である然るに收容者の裁判制度は職員の一言の訓戒にて足るべきものを裁判といふ

煩はしい吟味にかけるのである加ふるに少しく心理的に込み入つた問題を取扱ふ場合に於て彼等は將して之が判断を誤ることなきを得るや甚だ疑ひなき能はぬ

(五) 雜業夫の弊を著くすとの説——組長の選舉は職員の周到なる統制に依るに非らざればグレンシャムの法則に従て良貨は退き惡貨のみ蹊躅する虞がある一度惡組長の選出を見んか (イ)一般收容者と相伍して事毎に刑務所に對抗するの態度をとり (ロ)或は收容者の取扱上に於て横暴惡辣を極め (ハ)或は又受刑者相互間の嫉視反目を甚くするが如き結果を見衆情は遂に收拾すべからざる状態に陥る虞がある

(六) 統制上の困難を伴ふとの説——刑務所自治に於ては統制上特殊の困難を伴ふのであるそれは先づ第一に收容者が各種の要素を包含するからである即ち刑期犯數年齢に於て將又性格智識程度に於て極めて雜多なる種類を包含し學級自治に於けるが如く單一でない次に又收容者は學校生活に於けるが如く終始内容が固定することが出來ない作業の關係戒護上の關係等に依り常に組員や團員の異動變更を免れない以上二つの困難は自治制運用上の重大なる障礙であつて刑務所自治は此點よりして到底満足なる効果を期待することが出來ない

第四 結 論

扱て私は最後に我國の現況に鑑みてとの點まで刑務所内の自治を認むべきか將又如何なる施行上の注意を要するやに於て二三の考察を加へて見たいと思ふ

A、自治制度の採用を可とす——以上述べたるが如く刑務所自治制に就ては長所よりも寧ろ短所(批難)が頗る多いのであるが之があるが爲我が行刑制度から自治制を排斥し去らんとするのは甚だ早計である即ち此等の批難は何れも誤解と不徹底とから生じた獨斷が多いのであつて必ずしも當を得て居らぬのみならず凡そ制度の運用は畢竟人の問題即ち職員の手腕如何に依存するものであつて如何に善美なる制度も職員其の人を得ざれば成績を擧ぐることを得ざるのみならず却て其の弊に苦しむが如き結果を見るのである私は自治制度の批難は制度の罪に非らずして人の罪であると思ふ

今や社會の制度も思想も漸次個人の價値に重きを置く様になり從來の監督主義權威主義とは異りたる根本主義を要求して來たのである刑務所自治の如きも實にこの要求から生れてゐるのである成程權威主義の下に於ける行刑には外面的な秩序と平靜とが支配するであらう併し此等の外面的な秩序は常に不自然な狡猾と墮落と意思力の腐蝕とを伴ふことを忘れてはならない。吾々は此の如き秩序と平靜とに満足することが出来ない彼等をしての眞の改善を遂げしめんことを期さなければならぬ此の意味に於て吾々は從來の傳統的な權威主義から人格主義への進出としての自治制を認めたいのである

我國の行刑制度は晩近異常なる發展を遂げ殊に自治制施行上最も重要な收容者の分類拘禁（批難の六参照）の如きは今年年齢及刑期に依る大分類より性格分類の細別に及ばんとしてゐるのである私は此の分類拘禁の基礎の上に自治制の採用を見るに至らば必ずや相當の成績を収むるに至るべきを信するものである

たゞ吾々が考へなければならぬことは吾々の取扱ふ收容者は常に無教育なそして往々最も典型的な無類の徒であり又中には舊き監獄制度の生んだ「所謂囚人氣質の收容者」が決して少くないといふことである故に收容者訓練の最初には先づ權威的な要素が強く働かなければならないそこで彼等をして行刑の眞面目の下に反省し、自己を理解し、自助に生きんことに努力せしめなければならぬ而して之が爲には單純なる抑壓主義よりも努力の正確に評價せられ報酬せらるゝ累進制度を伴ふ抑壓の形式がより高く評價さるべきは勿論である從て私は自治制は實際上累進制度と結合して施行し少くとも其の獨居期夜間獨居期の試練を経たる者をして組織せしむること小田原少年刑務所の夫れの如きを最も適當なりと思料する尤も私は之を以て自治制を累進制度の優遇條件と爲さんとするのではない要は自治制の前提として一の考試期試練期を置くことを眼目とするのである

以上の如く自治制の實施に就ては種々なる困難を伴ふものであつて其の教育目的を貫徹せんとせば之が編成組織に付き諸般の特別なる考慮を拂ふ所がなければならぬ以下其の最も重要と認めらるるものに付一瞥を與へることにする

B、施行上の注意

(一) 簡易より複雑に移るを可とす——收容者は素と未成品であり訓練を受くるべきものであり自ら萬事を誤なく處理し行くことを得るものではない從て刑務所自治は刑務職員の完全なる指導の下に行はれ收容者は常に優等なる意見に傾聴するの習慣を養はねばならぬ故に先づ最初自治制の採用に當りては成るべく簡明で直接的な形式をとり（例ば自治の中心思想たる「自ら正しい行爲を爲せ、他人の權利を尊重せよ、正しい行爲を爲す様に他人を動かかせ」といふが如き目標を定め之か實行を期する自治組）毎月の初めに組長の選舉を行ふ位に止め（而かも此等も職員の下に行ふべきである）漸次易より難に移る様にしたいものである

適當なる豫備的訓練を與へずして直ちに煩瑣復雜なる自治を營ましめんとするものがあるが私は之にくみしない自治制は始めから理想的の型があつてそれにあてはめて拵へ上ぐべきものでないたゞ必要に應じて發現したものが漸次成長發展して行く様に培ふべきものである最初から完全を望む施設をしやうとするときは必ず失敗する職員は先づ收容者を適當なる事情の下に置いて其の發達成長を促進すべきである

(二) 最先に少年受刑者に對し採用すべし——次に犯罪者は徒に名譽心が強いと同時に一面又嫉妬心が頗る強烈であつて中には自治能力のないものも少くないのであるから組長の選任其他自治の適用範圍等に付ては收容者の種類其他刑務所の事情等を參酌し極めて細心の注意を拂ひ運用上遺算なきを期さねばならぬ私は先づ差當り最も教育能力に富み且つ向上心のある少年受刑者に付て或程度の自治制を認め漸次他に及ぼすを適當と信する

(三) 決議倒れとなることを避くべし——決議の爲の決議と成り所謂決議倒れと成り易いものである一時に澤山の決議をしてそれが何れも實現されない様なことのない様に注意しなければならぬ

(四) 權利の主張に陥らざる様注意すべし——修養及善行に關する事項の決議並に賤を目的とする狭い範圍の自治制にありてもいつしか其の範圍を逸脱して權利の主張に陥り易いものである若しそれが消極的に道德の目標を定め何々をしないことといふ様な決議に限定すればか様な虞れがないがこれでは直きに行きつまるのであるから自然積極的に善行の目標を決議することになるこの積極的の善行はつまり刑務所の各種施設中紀律に觸れることが多いから自然刑務所に對する要求の形になるのであるこの要求が權利の主張に變る様なことがない様に注

意しなければならぬ

(五) 辯足飾非の弊を避くすべし——自治の會合に於ては辯舌の上手な少數者が常に發言の地位に立ち結局少數者の自治會に了るが如きことなきを保しなない仍て立會職員は組長をして成るべく多數の意見を徵せしめ決議に無理のない様に注意すると同時に會員全体の自治意識の向上を圖らなければならぬ。碎いて云へば自治會の目的は決して討論の勇や辯足飾非の徒を養成せんとするに非らずして實賤躬行の士を造るに在ることを忘れてはならぬ尙此の場合に於ては成るべく刑務所全体の集會を避け各組各班に分ちて施行せば如上の弊害は自然に減少することになるのであらう

(六) 自由と放縱。自治と放任の別を明にすべし——最後に若し夫れ自治制の運用にして單に形式に馳せ徒に自由を尙んで適當なる程度を越へて之を放任するが如きは行刑の本義に背反するのみならず却て彼等は職員に反抗するが如き結果を招來することなきを保せぬ故に吾々は自由と放縱、自治と放任との區別を明瞭にして置かねばならぬ自治制は飽まで教育的價值の上に行はるべきものであつて一切の責任を不完全なる收容者に負擔せしめ職員の仕事を輕減せしむる爲に行はるべきものではない要するに職員が身を以て收容者を指導誘掖し自治的に之を訓練することに留意しなければならぬ

(完)

練習所入所試験答案を審査して

|| 特に普通科答案について ||

近藤亮雅

「刑政」への投稿を見て、いつもさう思つてゐるとであるが、どうも「云はふとしてゐるとが書いてゐない」文字の綴り方がしどろもどろで、文意がすつと通つてゐない。徒らに、何處かから借りて來た文句を連ねやうとして、チグハグになつてしまつて文章になつてゐない文章がうまいとかまづいと云ふまでに至らないで第一、文になつてゐないと云ふ憾みが往々にしてあるのである。

こんどの練習所の答案を見ても矢張さうで、す一つと筋が通つてゐて、スラ／＼と讀めるのが少なく、イヤにゴツ／＼してゐて、ほんとに「判讀」しなければならぬのもあつた。で丁度よい機會であるから、試験答案の中實務科の方はしばらくおき、普通科の方の問題「同僚の榮轉を祝する文」に對する答案を讀みて、氣づいた點を今度受けられた方や今後受験さるゝ方々の御参考のために

書いて見たいと思ふ。

總体的に云ふと、どう云ふものか實務科よりも普通科の方が概して點が悪い。殊に實務科の方の成績の悪い人になると、普通科の成績は余計に黒くまるでゼロに等しいほどの下落點であつた。これは誰にでも必要な常識が欠けてゐることを證明するもので、各種階級の收容者に接する刑務官としては、よほど注意すべきであると思ふ。

云ふまでもなく、問題の「同僚の榮轉を祝する文」は殊に「候文でかくやうに」と云ふ條件つきなのであるから、書簡箋または巻紙に記すべき性質のもので、仮名まじりにしても、まづ今日の書簡文としては平仮名を用ひべきである、それに一般法律試験の際と同じく片仮名を用ひてゐる人が可なりあつた。嚴密に云ふと巻紙に書くものとすれば、字くばりなどもやかましいもので、候と云ふ字を行の頭初にもつて來たり、御と云ふ字を行の終にもつて來たりしてはいけないのであるが、用紙が野紙であつたから、そこまでは採點の條件にしなかつたが、まあそう云つた心づかひが必要である。

ある受験生などは、實務科の答案は一行飛びで楷書に片仮名で綺麗に書き、普通科の答案は書簡文であるから、特に行書で平仮名を用ひうまい字で書いてあつたのに

は、その周到な注意ぶりに感心した。

でまづ根本的な問題として「同僚の榮轉を祝する」のであるが、同僚とは刑務官練習所の受験生である看守及技手等である。刑務職員の間は同じ仲間の刑務官たる人でなければならぬ、それに同僚を單に「友人」と解したり、知己舊友と解したりした人があつたが、これはたしかに根本的の誤りである。この誤りの結果「榮轉」がとんでもない榮轉になつて、中學校の校長に榮轉したり、特高課長に榮轉したり、警視の警察署長に榮轉したり、陸軍大隊長に榮轉したりした「同僚」があつたのには驚いた。かう云ふのは常識の欠けてゐる點で本來なら零點であるべきである。

それに試験答案集をまるおぼへして、自分が現在刑事巡查であるつもりがあつたが、それは「刑務界」邊りでもあつたのを、應用したのであるかもしれぬ、常識と云へば、看守長に任ぜられたのを「官報で見た」人が大分あつた。こんな人はまだ一度も官報と云ふものを見たことのない人で、判任官の辭令は官報などには出ないことを承知して貰ひたい。そこへゆくと「刑政」の辭令欄で見たと云ふのなどは、論文は讀まなくても少なくとも

刑者の書いたもの、讀んでゐると同じ經驗をするが、先に述べた常識の欠けてゐる點と云ひ、誤字宛字は、近頃はやりのメンタルテストから云ふと落第である、たとへば、御と云ふ字の口が下になつてゐるのが大分あつたり、その他余りに例は多すぎる。

文句の使ひ方の間違つてゐるのや、云ひ方の不用意なものも可なりあつた。「本日機關雜誌購讀致候に」などは「披見」と云ふ意味であらうが「購讀」を單に讀むとに解してゐるらしい。また「近日中是非御參堂の上親しく拜眉御祝辭申上べき筈」は御參堂でなく、自分が行くのだから「是非參堂」がよい。「積雪の功」と云ふ新熟語があつたが、これは「螢雪の功」の誤りで、功を積むと云ふ意味に誤解して「積雪の功」とやつたのであらうが、これでは語が熟さない、云ふまでもなく「螢雪の功」とは「螢の光窓の雪」の故事から來たものである。

「反國体的の爭議干係」と云ふ言葉があつたが、これは労働爭議の事を云つてゐるのであらうが、第一「反國体的」などと云ふ言葉はないし、何のとやら意味をなさない、序だから申上げるが、労働爭議は經濟問題で、國体などに干渉するのではない。この頃の半可通の人は、社會運動や、労働運動、革命運動やをこつちやにしてゐる。

「刑政」辭令欄だけは愛讀してゐる人であることがわかる。殊に滑稽であつたのは、妻君がまだ寢てゐる自分の枕頭へとんで来て、官報をつきつけて、誰々が任官しましたよと云ふのなどは、官報を新聞と同様自宅でとつてゐるらしいんだから實にかん心の至りで、かう云ふ看守某君は速に表彰する價値があり、殊にそれを朝早く良人の起きる前に内覽してゐる妻君は須く大臣秘書官にする價値がある。

手紙の文章は多少の敬語を用ふるには必要であるが、同僚とことわつてゐるのだから、さう無暗に敬語をつかふ必要はない。余りに過ぎたのは非常識で却て失禮である。一例を云ふと御の字の使ひ方が亂暴で、「練習所ヲ御優等ノ御成績ニテ御卒業」などはチト安賣過ぎる、これなどは「優等の成績にて御卒業」又は「御卒業の」御もつて「卒業せられ」でもよい。また敬語を二重に使ふ必要はないのに、「御貴官殿」とか「御貴殿」とか「御尊家」とか云ふのがある、これは「貴官」「貴殿」又は「尊堂」でよい。

誤字、宛字の多いと、お話にならぬほど多かつた。受る、これは思想犯や争議犯を收容者として取扱はねばならぬ現代の刑務官として、是非研究しておいてもらはねばならぬとで、その爲に「刑政」に『近代社會思想』の欄をもうけて常識的な解説を掲げてゐるのだから、かう云ふわからぬとを同僚に云つてきかせないやうによく讀んでもらひたい。

「御出發の際御見送致す筈に候へ共不肖輕少なる病氣の爲臥床仕居失禮仕候」とあるが、そんなに榮轉したとを「賀し奉」つておいて、さて見送りする段になると「輕少な病氣の爲臥床」して居る位で失禮するのは不人情だと云ふ氣がする、むしろ輕少なる病氣位はおして出てゆくのが同僚に對する情ではないか。だからこんなとは書くものでない。不用意な文言である。

新聞で見た、その新聞も、東京朝日とか、福岡日々とかで見たとか書いた人があるが、これも「同僚」の意味をとり違へてゐる人で、「朝日」や「福日」に辭令の出るやうな地位にすぐ榮轉すると構想するとは、空想的ではないかと思ふ。

どんな映畫を選ぶべきか

「教誨研究」の「映畫座談會」を讀みて

近藤 藤生

少し古いことであるが、五月の『刑政』が「教化映畫」の問題を主題とした原稿を二三集めてゐたのに、丁度申合せたやうに、『教誨研究』の五月號が映畫問題の特輯號を出したので、熟讀した。橋高廣氏の御意見は今までに承つてもゐたが、この號に載せられた御意見は傾聴すべき點が多い。しかし私は、編輯者の石清水兄から聞いてゐたので在京の教誨師諸氏の座談會に於ける意見を實はより多く期待してゐた、そこで、その座談會の記録は、むさぼるやうに讀んだ。

ところが、諸氏の述べられたところは、實は多く抽象論であつて、かうすればいいとか、かゝうなくてはならぬとか云ふ意見のみで選擇の實際にわたつた具體的話がなかつた。は遺憾であつたが、その意見の中には、すこぶる同感であるところもかなりあるにはあつた。

そこで、あの記録を讀みゆくに、反駁するとまではゆかないが、多少借問的に述べたい點が二三出て來たので之を記すと共にフィルム選擇の實際に御援助を求めたいと思ふ。

全體を通じて讀むと、ある人は映畫はどこまでも教化の一點張で、教誨と離してはならぬと云ひ、ある人は、いやこれは全然教誨と離し、單なる慰安とし

て快活な自由なのび／＼した氣分を興へさすれば澤山だと説く、又ある人は、いやそれは、フィルムの内容によつて教誨に併用したり慰安本位にしたりすればよいと云ふ意見、この三つの意見が決して合流せず終つてゐるから、結局三通りあると見てよい。

まづ第一に「絶へざる制縛によつて鬱屈した精神をのび／＼させる」ために「快活にして自由な氣持を湧き立たせるやう」な映畫を選ぶことは、實に同感である、これは映畫ばかりではない、「人」なども、さうした記事なり文藝作品なりを供給する必要が十分にある。しかし私に云はせれば、何もそれだけの役目を果たすためにのみフィルムを映寫することはないと思ふ。

一たい慰安とか娛樂とか云ふと文字通りには極あつさりした内容よりないのであるが、豈はからんや現代人の求むるところは、たゞに簡單ではなく娛樂と

レスピヤリーやアニメーのものが受けるのは、現代人が笑ひを欲求してゐる證據である、しかしその笑ひは決して、昔の仁和加や薄馬鹿大將のやうに單にワアツと笑へばよいのではない、その笑ひの底には、涙があり、憎みがあることを注意しなければならぬ、アメリカ物がハッピーエンドでめでたしくと終りになつても、それだけを見て、おめでたく笑つてゐては、現代人の心理がほんとうにわかつてゐるとは云へないのである。現に映畫製作者はハッピーエンドにすべきやダークエンドにすべきやをもだへてゐるのである。

この意味で拘禁中の收容者に開暢的氣分を興へることが必要だと云つて、それだけの爲に映畫を利用すると云ふのは、余りに現代人の——無論收容者も特殊扱してはならぬ——映畫に對する要求並に映畫の持つ特性を局限した話で、さうたやすく片付ける譯にはゆかぬ、假りに笑

ひを興へることに同意しても社會人が、笑ひの中に涙の笑ひ、惱みの笑を、實は求めてゐる深刻さを見出すと同様に、矢張收容者に興へる笑ひもさうなるのが當り前である。

要するに刑務所に於ける映畫の利用は、もつと大きな考へてむづかしく教誨との離合を云々せずいゝ映畫を見せて、その映畫のもつ教化的價値を收容者に興へればよい。而してその教化的價値の中には、笑ひもあらう、又その反對にしめつけられるやうな問責的なものもあらう、又しめやかな人間愛の自らなる開發を促がすやうなものもあらうが、さうした立派な内容をもつ映畫ならば、たとひ收容者がその映畫を見た爲に、心をしめつけられるやうなことがあつても決して差支はない、否それが映畫の効果なのである、われ／＼が優秀な映畫として推賞されたものを見に行つた後には、必ず非常な感銘を得て歸る、あの効

果に收容者になぜ興へてはいけなないのであらう。演劇や映畫が娛樂以上に出でないと考へるはや過去の事である。「面白く觀終る」丈が決して「映畫の妙味に浸る」所以ではないのである。

ニユース映畫については吾々にも希望するところであるが、「人」に出るニユースを映畫化したものをたとひ得られなくても、それは巡回してゐる中にニユースでなくなつてしまふから困るのである。

また巡回數が今のところ少ないので、例へば紀元節とか、天長節とか、陸海軍記念日とか、さう云ふときに適するものを映寫することが出来ないのが遺憾であるが、之は各刑務所所獨自に都合して映寫すればよい、それと少し巡回映畫も範圍を擴

め、興行映畫の中から選擇したいと思ふが、今までも「いゝ映畫」の發見について、地方の實務家諸氏に依頼してゐても一向に御しらせに接しない、偶々

常 識
講 座

近 代 社 會 思 想 の 梗 概

(六)

▼フラスシズム▲

フラスシオは「しほりあつたもの」即ち
結束の意味で一説にはローマ帝國時代征討
將軍が軍をすゝめる場合その先頭に押した
てたフアシスといふ飾杖から出た名前であ
るとも云はれてゐるが、このフアシズムは、
嚴密な意味で、組織的理論體系をもつてゐ
ない。「ムツソリニーは、常に正しい」とい
ふ信條を以て、その命令のもとに絶対服従
して行動するものである。而てムツソリニ
ーは思想を無視する思想を標榜し加之ベル
グソンの直感主義を關接的に繼承しゐるだ
け主義的な理論を述べない、萬事行動を以
て片づけて終ふ。

然しその行動の上に自ら理論體系を以て

ゐる。即ち政治上には獨裁主義を奉じ、經
済上には個人的努力の有力性を認め、資本
私有と個人企業とに立脚する自由主義を強
調してゐる。これがフラスシズムの基調で
ある。普通、フラスシズムは、暴力的反動
政治の標本の如く考へられてゐるが、然し
フラスシズムは、言はゞ、國家サンヂカリ
ズムで、伊太利が、これを生んだのは産
むべきその原因があつた。即ち、伊太利に
は、小黨が亂立し、政局はたゞ動搖して
ゐた。而てブルジョア・デモクラシーが救
ふ可らざる破綻を來し、赤色分子が非國民
的態度、現實的無能を暴露するに至つた。

かくて、フラスシオ革命の意義は國家メカ
ニズムmechanism から國民を脱却せし
め、個性尊重に立つ偉大なる人格者をして

國家に活力を付與しうる政體を樹立するに
ある」と、彼ムツソリニーは叫び、英雄の
獨裁主義的政治確立に専念したのであつ
た。而て伊太利は天然資源に乏しく産業の
發達は遅々として奮はない。かくて集中主
義によらず、かつかれがサンヂカリストで
あつた關係から、各地に職業別の産業組合
を設け、これを單位とする圓錐的組織の上
にフラスシオ産業團體同盟をおき自由主義
的經濟政策による即ちサンヂカリズム經濟
組織を採るに至つたのである。

蓋し伊太利は、ローマの滅亡以後平和な
時代がなかつた。而て一八四八年に憲法が
制定され議會政治が行はれたが、初めから
それは腐敗汚濁を極め、選舉干渉、官憲の
壓迫、投票買収、暴力團の横行等あらゆる
罪惡が大規模に行はれてゐた。君主權は、
實際に行はれず、凡ての政治決定、及び行
動は閣員に委任され、上院の力は小さく下院
のそれによつて動かされた。かの歐洲の大
戰のときでも參加不参加でかなり國內の沸
騰したのち漸く、有利な約束が聯合國から
與へられて參加するに至つたのである。

大戰に於て伊太利は、多大な犠牲を拂ひ、
聯合軍のために健闘をした。死者五十萬、
廢兵五十萬を出したことによつてもその奮
戦を、想像することが出来るであらう。
處が、戰爭が終局を告げるや、伊太利に
酬ひられたものは僅小なものであつた。而
て更に平和會議に於て要求した。アドリア
チック制海權やアフリカへの發展は、斷乎
として拒絶された。だから代表は、席をけ
つて會議場を退出し、次でダンヌチオのフ
ューメ占領といふようなことをやるまでに
不満は深刻であつた。

そこで又、非戰論者は、參戰論者を嘲け
り、策動を始めロシヤの革命成功に力を得
た社會黨は一九一九年の總選舉に百五十名
の黨員を獲得し、憲政黨に亞ぐ大政黨とな
つた。そこで社會黨は有頂點になつて、革命
の成就を豫想し國王が議場に望まれるや一
齊に退場し、王が退席されるやなだれこん
一革命歌を高調するなど非國民的行動の狂
態をつくした。全伊太利は、勞働組合首領
連の暴君的行動によつて蹂躪された。
選舉後反社會黨分子を糾合して、ニツチ

内閣が出来たけれども、威令行はれず、次
でデオリツチ内閣が成立したけれども國內
を統一することが出来ず、工場は職工に土
地は農民によつて占有され武器が貯藏され
全く革命状態に陥つた。そこで資本家や地
主は、ローヤル、ガイド(護王團)を組織し
て、對抗せざるを得なくなつた。こゝに奮起
したのが、フラスシオの運動であつた。

ムツソリニーは、もとソレルの影響を受
けた社會主義者で、一九一〇年には、故郷
のフォルリ市で、「階級争闘」といふ
週間新聞を發刊し一九一二年には、ミラノ
に出て、社會黨の中央機關新聞「赤衛」の
主筆となり、大戰勃發當時の、社會黨の第
一人者で、非戰論者の急先鋒であつた。共
和國の建設、元老院の廢止、爵位の廢止、
思想、信仰、出版、組合の自由を叫びこと
に軍需品製造を絶対に禁止せよとつねに論
じてゐた。
然るに一九一四年十月に至り譏然態度を
換へ大戰參加論者のダンヌチオを支持し
て、開戦を主張するに至つた。この節を變じ

た理由は明白にはわからないが、彼の
するどい頭には、世界の統一を伊太利人が
なすためには、伊太利は先づ國際的に勢力
を持つねばならぬ。而てそのためには、この
好機逸す可らず、先づオーストリアを倒し
トリエストとフューメを手に入れねばなら
ぬことが強く反影したに相違ない。そのた
め社會黨から除名されるに至つた彼は、ミ
ラノに於て、「伊太利國民」といふ日刊
新聞を創刊し、熱烈に愛國主義を宣傳し、
參戰するや自ら一兵卒として義勇軍に投じ
て奮戦した、けれど、一七年二月、カルソ
ー大戰に負傷して歸休した。

彼は、再び「伊太利國民」によつて、急鋒
を社會黨に向けると共に、傍若無人なその
行動に對し何等策を用ひざる首相ニツチを
痛裂に攻撃した。
彼の心の中には、この暴状をおさめるた
めには、暴力には暴力を以てせざる可らず
と云ふ信念を固めたのである。
一九一九年三月二十三日、フラスシオは
成立した。ムツソリニーと死生を共にしよ
うとする兵一萬七千が馳せ參じた。その多

くは大戦からの除隊兵であつた。

國のために艱難辛苦を、中には負傷までして戦ふたに對して、國には、非戦論者が跳躍して働くにも職業すらないばかりでなく自國の要求は入れられない。その不平組は自ら熱誠なる愛國者ムツソリニーの傘下に集ることゝなつた。次で社會黨の分離派や、小ブルジョアや學生が參加した。その他、貴族、地主、資本家、代議士、労働者、農民等あらゆる反社會主義者も集つた。彼等の根本的信條に三つがある。

- 一、我等の精神は祖國本分規律にあり、國と共に榮える事だ。
- 二、我等は義務あつて權利なし
- 但し己の義務を遂行する事を主張しうる權利あるのみ
- 三、我等は實行あつて權利なし

といふのがその精神である。かく、ファシズムは、反動的な國粹主義を奉ずるものであるが、その主張は、進歩的なるもので、その當初に於ては、社會主義の政策をそのまゝ、反映させて、比例代表

選挙の施行、婦人の参政權、年齢による制限の擴張、上院廢止、議會の外に經濟議會を設置すること、社會政策としては、八時間労働制の確立、労働の最低賃金を定むること、癡疾及養老保險、産業の指導に労働者を參加せしめ、生産の管理を行はしめること、等々の如き、むしろ革命的色彩を帯びてゐた。

而て自己の主張を通すためには、伊太利の當時の何かを求め心に合することゝ、かれのサンチカリストの思想の影響から、暴力を用ひた。ファシオの機關紙たる「伊太利國民」の一編輯員が、共産黨員から襲撃せらるゝや、共産黨の新聞社を焼き拂つたり、社會黨の「前衛」社を襲ふて破壊したりして盛に威赫政策を用いたのであつた。

しかも之れが、豫想通りに着々成功して、黨員は増加するばかりであつた。而て詩人のダンヌチオが、平和會議で要求をねつけられ、フューメを政府が斷念しやうとする軟弱をせめて、義勇兵で組織した一隊により之を占領したとき、ファ

シオ黨員が大多数之に加はり、ムツソリニーも、影で援助を與へたことは、更に黨員を一大増加することゝなつた。さて、ファシオ黨の成立した翌年に（一九二〇）革命的労働運動が伊太利の全土を襲ふた。

工場は労働者によつて占領され監視され、ことにロンバルデイに於ては、労働者によつて、赤色裁判所が構成され、企業家を引致して、世界革命の名によつて判決を下すといふが如き行動をさへがなされた。しかもチオリツチ内閣は、何の取締も出なすために暴状は蔓延し、エミリアでは強制徴収を目的とする農業罷業が勃發し、無政府状態に陥つて終つた。

政府はますます労働者に追従した。さうして、労働組合によつて工業資本家を統御せしめると言ふ約束を與へ、戦時利得を沒收し、相續税を増加し、工場の共同管理を奨励する等極端に、軟弱政策を用ひた。そこでムツソリニーは一九二〇年十一月二十二日、徹底的暴力によつてこの非國民的革命運動を鎮壓せんとし、工業労働者

の比較的すくないボロニア地方に於て、武力的攻撃を示し、工場を奪還すると共に、政府を攻撃した。この運動は、伊太利國民の崇敬するところとなり、半面、工場占領後、労働者はその無能を發揮したために、労働者のうちからもファシオに參加するものが續出した。

而て翌年、レグホーンで開かれた社會黨大會で穩健派のセラテリが過激派を制してしまつた。社會黨は分裂の萌芽をこゝに深く兆候を示した。ファシオはこのときに於て、極端な恐怖政治を布いた。五千人がそのために死傷されたといふ。しかしチオリツチ首相は、やはりこの運動を默認した。

四月に議會は解散となり、ファシオ黨は選挙の結果四十名の議員を選出した。しかし憲政黨が之を支持したから、その勢力は可成強い。

チオリツチは辭職して穩健社會黨のボノミが政權を獲得した。野黨はファシオを中心として團結し社會黨といよゝ抗争をした。

これは一時仲裁されたが、まもなく再びいがみ合ひを初めた。ムツソリニーは、その間にあつて自黨を中央集權化し、新加入分子に對しては嚴重なる監督を施し、闘争團體をファシオの指導訓練のもとにした。同時にマルクスの階級争闘に對し資本と労働の協調主義により、生産と消費者と労働者の幸福をはかることを目的として、全國産業團體を組織した。

而て之を指導して、赤色労働組合に攻撃を初め、一九二二年には、社會主義の全戦線に對して、一齊進撃を加へた。このころには、赤色組合員の降服するものが甚だしく多くなり官憲の中にも之に好意を有するものが多くなつて來た。

社會黨とファシオ黨の對立によつて、内閣は、いろ／＼と變化して行つた。國內には二つの暴力が横行して、その終止するところがない。かくて、ムツソリニーは、グデーターによる鎮壓を劃策し、一九二二年九月二十日終に、

「我等は今や羅馬進撃の初一念を實現せんとす。我等の主張は簡單なり、即ち我等は伊太利を統治せんと欲す」といふ脅威的な宣言を發した。

さうしてファシオの總動員を命じ、北方チロルを占領、官吏をファシオの委員の下にたしめ獨逸人の議員を廢し獨逸學校には、伊太利皇后陛下の名を冠せしめ教育は伊太利語をもつてなすことを命じた。而て十日には更にイタリア官廳のあるトレントに進入し、ファシオの委員をなき、行政官廳、警察、王軍等をもその支配のもとにおいた。

伊太利人は、この壯舉に對し快哉を叫んだ。一方ムツソリニー自身は、ローマ進入を媒り四人の秘密委員を命じ、兵を南部に送り、ファクタ政府に議會の即時解散、國家主義の樹立等の要求を提出したが結局不調和に終つた。

このときにはすでにナポリには四萬、ローマの北方には二十萬のファシオがをり、示威大會が開かれた。政府はおどろいて、ムツ

ソリニーと會見したが談まとまらず終にフア黨を攻撃することに決したが、イタリ軍中にもフア黨に好意をよするもの多く、ために戒厳令は布かれたが、行はれず國王もそれを認められなかつた。終に政府は辭職し、波亂を重ねた末組閣の大命はムツソリニーに下つたのである。

彼は國王に謁見するや黒襪衣のまゝで御前に出ることをわびたのち、伊太利救済の大目的のためには身命を抛て勅命のまゝ働かざるを申し上げた。而て宮殿を退出するや熱狂せる群衆に向つて「諸君は今や政黨の内閣ならぬ國民の内閣をもつてあらう」と叫び、萬歳をととなへた。

彼は、然し戰勝閱兵式をやるや（十一月一日）國內平和を恢復する範をたれるためにフアスシオの軍隊を解散し、それと共に諸外國に對し親しく書を發し國際關係上の危惧も一掃して終つた。

彼は、獨裁制の確立につとめた。反對派も今やそれをどうすることも出来ず一九二二年の末には、議會すらが獨裁的全權をムツソリニーに委任することとなつた。

彼は、比例代表制に改良を加へた新選挙法を制定し、政治的自由主義からくる普通法を廢し、煽動政治家を跳梁させる下院の勢力の抑壓につとめた。

然し、經濟上では自由主義を採用し、全國に組織的な、かつ分散的産業組合を設け、これに生産上の諸権力を與へてゐる。同時労働者の社會的地位を向上せしむべく、福祉増進局を設けあらゆる増進機關を國營として統一した。その結果、協調主義が効果をあらはし、労働者の修養、及び健康も著しく進歩して來た。

けれどかれの政策は、つねに主張主義を固守してゐるのではなくて臨機應變といふ所にむしろその主張があるときへ云はれてゐる。次に對外政策も、人にして帝國主義的傾向を有しないものはない、民にして強きを欲せざるものはない。若しありとすれば、その人民は滅亡の外はない。」と豪語してゐる彼は、軟弱な態度を勿論とらない。さうして歴代の首相が列強に威嚇されて遂行しなかつた亞弗利加への膨脹政策を講じて來

刑政研究 資料紹介

獨乙刑事學雜誌に刑務所制度に關する幾多の最近著書が紹介されて居る。報告者はハンブルグ大學教授M、リーブマン博士である。但し第二十一項はギーゼン大學教授W、ミーツテルイーエル博士の報告に依り又第十二項はワイマル參議官、L、フレイデ博士の執筆に仍るのである。刑務上の參考に資すべき点があるから之を抄譯せしめたのである。（泉二）

受刑者の精神的教化

一、カアル、シテユツケルベル著、「刑務所の世界より」。内容は或教誨僧の思出、觀察及び經驗である。Eデラクイスが、序言を著してゐる。一九二六年アールウにて出版。

此の年若い眞面目な教誨僧の著書、即ち二十五年の自分の仕事に就いての回顧を發表した目的は、専門家に對してはなく、

た。而てこれは、國內に産業乏しく移民が米國でも拒絶され、貧乏人が多い以上、むを得ない政策であらう。かれは、エジプトに進出し、アビシニア方面へも進出した。

尙彼は國際的團結による外交策でも破らしい特色を發揮しかくて、フアスシオによる伊太利は目下内外共に斷斷に發展しつゝあるのである。フアスシウムに對しては種々批評があらう贅否にも問題はあらうが、イタリは混亂を救ふたフアスシオの運動は、その國として功績を認めなくてはなるまい。



一般社會に對して、此等不幸なる我が同胞である受刑者に就いて、われ／＼がもつとも深く考へると同時に、同情の念を持つて彼等を救ふやうに誘ひ、又かく望む事なのである。こゝにこの著書の價値が存してゐる。其上、この著書は受刑者等の生活状態に就いて、多くの優れた意見をもたらしてゐる。併し遺憾ながら矢張昔の職業柄の病氣とも云ふべき悪い點、即ち種々の問題に就いて著者の用ひてゐる非常に感傷的な表現法が所々に見出される。

一、エルンスト、デイーストル著「刑務所牧師（恩給受給者）」、「ベルリン未決監に於ける二十五年間の經驗」。一九二六年出版、一一一頁。

著者の愛すべき溫和な個性はこゝに、個々の興味ある場合に就いて、短い科學的と云ふよりむしろ文藝記者的な敘述をなしてゐる。若し我々が米國式の所謂「Case studies」(個々の場合を研究するの意)なる型に従つて、刑務所内又は未決監或は保護所に於て、個々の犯罪者に就いての諸點の研究をなすとしたならばどの程度迄それについてわれ／＼は成功するであらうか。この著書に於て興味深いのは緒言であるが、その緒言に於て著者は、刑務所の牧師が如何なる事に努力しなければならぬか、又如何なる事を忘れねばならぬかを述べてゐる。即ち彼によれば、牧師の努力すべき事は、如何なる人間に對しても決して絶望してはならない。又もつとも大事な事は、人間を信する事である。又忘れねばならぬ事としては、牧師の神學的の教義又は教理論並に自分が受刑者等より

も優つた人間であるかの如く考へる輕卒なる判断などであると云つてゐる。「叱責は何等効能をもたらさぬ」「効能をもたらすのは同情である」「われ／＼は企てゝはならない」。此等がディーステルの主旨であつたのであらう。然し惜しい事には、この本のどこにも豫審拘留の大きな害に就いての評論が見出せない。著者は、「五つの死刑」なる章に於て、彼が或死刑されんとする者の罪過に就いて非常な疑問を持ち、従つて其死刑を裁判所の決定に依つて延期すべく努力したが、果さなかつたと云ふ事を述べてゐる。著者は自分の探求を根底として、その死刑囚の最後の叫びである「俺は何等罪なくして死ぬのだ。お前達は殺人裁判官である」と云ふ言葉が死刑執行以前に立派に是認されてゐたのではないかと云ふ質問を提出したのである。併し判決といふものは斯の如く黙過する事の出来ぬ事態を引起し得るやうな刑罰をなしても、徹底的に非難され又取消される事はないのである。第三の附録に於て著者は、審問に對する非常に誇張された又幾分偏した意見を與へてゐる。即ち若しも審問に關する發表が、裁判所の特別決定により法の保護並びに國民の福祉の爲になされるのでないならば公開なるものは除外されなければならぬといふのである。

三A、ベルツ著「二十年の懲治監に於ける經驗」内容は彼の經驗と種々の意見である。一九二六年、シュツツトガルトにて出版、一〇二頁。

ルードウィツヒベルヒにある懲治監及びホーエンアスペルグに

が不必要なりと認むるところの、徹底的に非難すべき了解し難き密室閉禁に對しては何等言及してゐない。その上彼は嚴格に強行せられないが發言禁止令を是認してゐるが如くに見えるのである。更に彼は囚人等も權利を認められて加入する刑務所内の懲戒裁判所を（最近再びハンス、ヒヤンにより提唱されてゐる「ベルリン刑務所」）不要なるものと認めてゐる。彼がその理由とするところは、受刑者等には刑務所當局のどの處分に對しても司法當局及監督委員會に對して情願をなす權利を有せしむる様にしたならばそれで十分だと考へるからである。併し乍ら著者は經驗ある司法官として又は行政官として次の事を知つてゐる筈である。即ち監督官廳に對する情願は決して情願人の法律立場を根本的に而も公平に調査するといふ保證を與ふるものでないことを知つてゐる筈である。然らずんば何故に文明國の行政法の範圍に於いて、單なる行政訴訟が行政裁判に變更されたかと云ふ理由も分らないではないか。その上眞の刑務所に於ける懲戒裁判なるものは第一に刑務所官吏の教育の爲に必要ありと認めらるものである。即ち彼等刑務所官吏は單なる告發によつて被告の處罰を期待すべきものでなく、彼等の申告した犯罪事實は證人によつてその眞否が證明せられることを考慮しなければならぬのである。又自己を辯護し得る權利を有し且つ最終の發言權を有する囚人に實際彼等が看守や看守長等に對しても全く無權利に非ざること及不當の觀察や嘲弄に服従すべき義務なしといふ意識を持たしめるのである。チユーリンゲンに於けるこのやうな懲戒裁判に就いての經驗によれ

ある無能力者懲治監に於ける著者の牧師としての經驗からなる氣樂な幾分諷刺を以つて書かれた物語である。こゝにも亦、犯罪心理學上或は教育學上の問題に關する實際の研究ではなしに、只温情のこもつた解説がなされてゐる。

四、カール、ハーフェネル博士著「レーゲンスドルフ懲治監及びチユルケルに於ける強制養育」。一九二六年 スويس第二の刑務所は、一九二六年に、その創立二十五週紀念祝賀會を催した。この祝賀會がこの短い(六十頁)併し充實した教訓的著書の出版の動機となつたのである。この著書は、現代に至るまでの歴史的発展に於けるチユルケルの刑執行に關しての概観並びに地方刑務所の熱心な推薦の他に(こゝに於てわれ／＼は獨逸に於て議院の原理があるにもかゝらず、未だ非常に多くのスويس精神が刑の執行を支配してゐるといふ事を忘れてはならない)これらの他に刑執行の制度及原理に關する意見を述べてゐる。而もこゝには舊式な制度と新しい努力との間に於ける對抗が明らかに現はれてゐる。つまり、著者は明らかに、刑執行の改善の必要を認めながらも、保守的な、所謂國民軍の(常に徐々に進め)て不信條に従てゐる所の刑務所管理者の部類に屬してゐるのである。——彼は個人教育の主旨に逆ふが如きあらゆる制度を次の如く説明してゐる。即ち受刑者等は、各々番號を背につけてゐる結果として、一般に自分の名前前で呼びかけられる事よりも、却つて與へられた番號をもつて呼びかけられる事を好むやうになるといふのである。彼は、獨逸に於ける種々の經驗によりわれ／＼

ば、この制度は非常に規律違反の減少に寄與し、又更に囚人と刑務所官吏との間に於ける信頼の精神を促進せしむる事大である。喫煙禁止に就いて著者は次の如くいつてゐる。即ちこの自由束縛け正にあらゆる愉樂の放棄を約定したものである。近年囚人に於いて、四二、八から五〇パーセントの體重の減少を見出したといふ事は著者の考慮のみに委せておくべきものではなからう(體重の減少は、かの非常に舊式な即ち一週間中スूपと不變の献立表とに依つて行はれる食料制度によれば當然な事である)。吾人は他の場所(フリーデ、グリュンフト著「刑務所の改善」)この喫煙禁止たるものを、何等教化的價値なき殘忍であり更に近視眼的であると述べた事がある。何故に殘忍であるかといへば、ニコチンに依つて一本のエクシタンツに對する慾望が、特に長い間自由を剝奪された場合には、激し易いまでに増進して行くからである。又何故に近視眼的であるかといへば、このやうな人間の希望生活の法則と相容れざる禁止は、囚人をして禁煙せしむるものではなく、大部分はたゞ陰謀或は煙草代用品をあさるなど、さらに／＼悪い結果をもたらすからである。著者が公安並びに規律に就いて述べるに際して、囚人に對抗する強大な機械的力に反對し、又獨逸國會の原則たる鎖と壓迫衣(狂人用)とを嘲笑してゐるのは當然の事である。著者が囚人の絶えざる監督に就いてこれを辯護し、又番犬や、惡意ある強情な囚人を瓦斯を使用して抵抗不可能ならしむる試み(幸にもこの狂暴なる戰闘時代に端を發した企は何等實地に應用されなかつた)に就いて報告したからとい

つても、こゝに何とかして象徴的なものを見出さねばならぬといふ理由はない。要するにこの著書は、營業上又は農業上の活動に就て或は報告其他釋放者に對する顧慮等に就いて優れた、注意深い指導を與へてくれるものである。

五、フオン、ローデン、ユースト著「ライニツシ、ウエストフェリツシ刑務所組合百年史一八二六—九二五」。一九二六年、ジュツセルドルフに於いて出版。内容は主として一九一五年の年報並びに一九二六年の百年祭に就いての報告。

この組合の目的は、拘留中にあると釋放後なるを問はず受刑者の有害なる發展を除去し、有益なる發展を増進せしむる事によつて、彼等の倫理的向上を、國法と一致せしめつゝ促進せしむる事にある——この組合の設立規約の中には記されてある。この組合は、英國の刑務所組合及びオランダの刑務所聯合の型に倣ひ、エリザベス、フライの支配の下に、牧師フリードネルに依つて、受刑者の倫理的向上の爲に一八二六年に（ブリーリッゲルに）設立されたものである。併してこの組合が、活氣ある精神により就中勤勉なる愛の働によつてこの一世紀間になしたる處のものは實に獨逸の刑務執行並びに刑法の歴史中最も重大なる部分に屬してゐるのである。この組合が我全國民の精神的及び社會的力の協力の精神によつて、この二度目の世紀に於いても又充分活動せん事を望む。（未完）

諸國の脚行

大阪

京阪電車で途中桃山陵を拜して天満橋畔に着いた。昔は淀河を乗合舟で下つて八軒屋に上陸したものだ、八軒屋の地は天橋と、天神橋との間南岸一帯であるから、大阪驛梅田につくよりは、このコースに旅氣分が多く感ぜられる。大阪三橋の一天満橋は、舊式の大きなからだが傾へて居るのは、なんとしても業師市を語るやうに思はれてならない。八軒屋から天満へ渡す百餘間、下流天神橋と共に架設當時は人目を驚かせたものだが、いまならば少しも驚かない、復興の帝都にはより／＼

四百四橋と巡航船
煤煙の都と民の煙
大阪城と天空閣の再現
モダインの四つ橋と石碑
記憶を辿る住吉の宮等

以上のモダインが馬鹿に澤山生れて居る。しかし橋の数はやはり四百四橋の大阪が第一だ、まア／＼橋は大阪に譲つておいて、それからそのこれ丈の橋があるのだから川も相當流れて居る譯だ、勿論堀川も含むけれども、まこと、川が四通八達の土地である。隨つて交通機關には特殊のものが育つて居る、即ち川蒸氣、巡航船がカタンカトンと汚れた水の中を泳いで居る、一時は陸上の電車に推譲し、影を隠して居たけれども、昔の全盛が忘れ難きか、復活して、橋又橋の下をくぐつて稼いで居る、こ

開見て師墨なつかし扇かな
洗濯や暑さ厭とはぬ母の愛
根氣克立や案山子の律義者
襖摺着て時世に耻ぬ草人哉
夕立に水の喧嘩は流れけり
夕立に蟻合戦もながれけり
夕立に早慶戦はながれけり
片帆眞帆須磨美しき若葉哉
五月雨の降残してや宵の月
皇國の美風たふとし端午節
主基の田の垂穂守る草人哉
五月雨の小椽や蟹の二三つ
夕立やおし流したる水喧嘩
議事終へて音賑しき扇子哉

木 尖
青 葉
一 水
一 翠
清 香
其 石
紫 香
賀 幸
皎 月
曉 雲
淡 凸
醉 香
曉 雲
靜 月

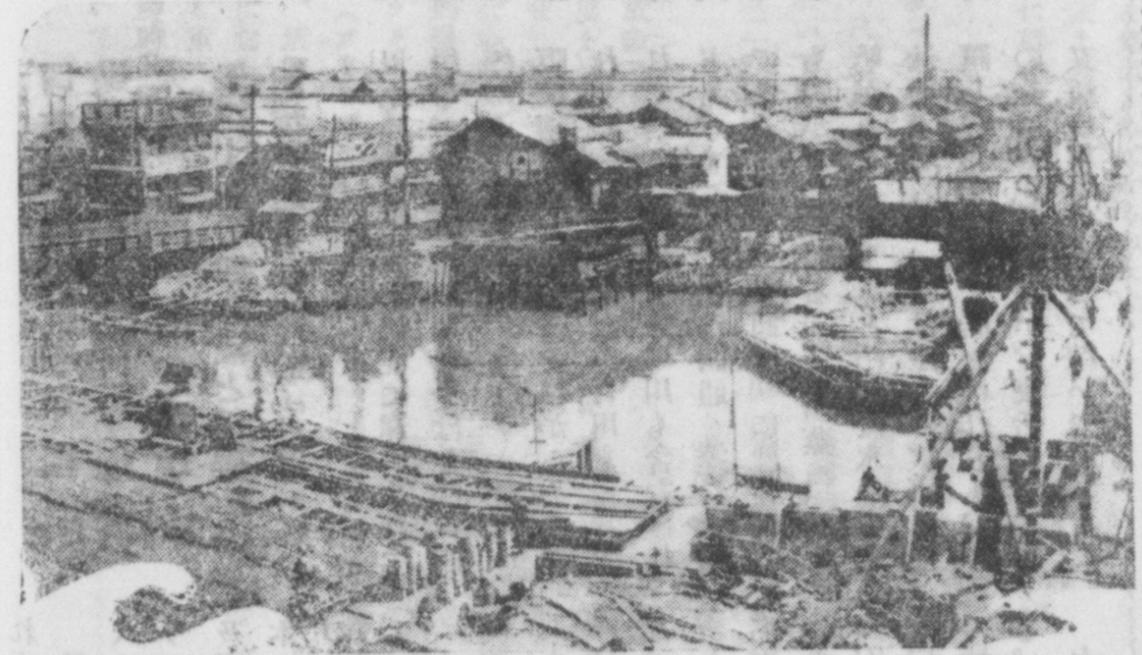
高松交吟會

れも所謂環境の所産の一つである。然るにこの水の都に對して他府縣人は煤煙の都と呼ぶ、ちと失禮のやうに考へるが、しかしさう心配にも及ばぬらしいのは「そやさかい、日本一の商業地やおまへんか」と土地の人から聞いた言葉からである。

大阪は澤山に名を有つところだ、難波江、難波津、浪速等々、これも「なにはづに咲くやこの花冬こもり今は春べと咲くやこの花」が宣傳になつて居る。で以てこの歌に敬意を表したものであろうが「此花區」の新名が、大大阪建設に當つて生れた。この風流の帝都に一ヶ月に一萬噸の煤が降る時節が到来した。その昔高き屋に登りまして眺めさせられた民の煙と對比すれば今昔の感を深くする。大阪は古來煙から離れない都では

ある、飯焚く煙から文化の煤煙に移つた、けれども詮すれば經濟の範圍を出でないので賑々しき煙はやはり國家の富を示すものである。良は煤にまみれ、家屋は煤に汚れやうとも大に誇るに足る。誇るに足るは煤ばかりでない、煙にあらはれた帝の御精神は千載ののち尙ほこの土地の人達の血に通ふて居るを知る。即ち社會事業が特に發達して居る點である。

豊家二代の榮華に過ぎなかつた大阪城、その本丸には先に大阪御坊また石山御堂と唱へた即ち石山本願寺があつた、明治維新ののちこゝに大阪師團を置かれ、また大阪市民を養ふ水道の貯水池が設けられてある。市は今秋の御大典を記念する爲「大阪城公園」一造設の企畫を樹て、陸軍省と師團とに交渉してその許可を得



た。計畫の大綱は城内紀州御殿をのぞき全部模倣換へする、この總面積二萬一千坪、更に淀川左岸にある二萬坪の櫻宮公園を約二哩の公園道路新設によつて聯絡し合せて五萬坪の理想的大公園にする、此經費百五十萬圓は市民の愛郷心に訴へて作り、明年度中には實現させると意氣込で居る、これに就て他府縣人にも感しく感ずるは天守閣の再築で、殘存する天守臺上に四十二萬圓をかけて南北二十間、東西十八間の五層(外面)八重(内部)のものを建てる、その様式は桃山時代のものであるが鐵骨鐵筋コンクリート耐震耐火式といふ文化建築で内部にはエレベーターまで取付ける。

涼しさに四つ橋を四つ渡りけり
秋風肌に涼しくなつたが、これ丈は見えておきたいと足を運ぶ、句碑はそのまゝであつたが、

四つ橋は大きにかはつた、例のコンクリート造りだ、これも時代がかうさせるのだ、とあきらめを付けた、がやはり涼しさは木橋でない駄目だ、小西來山の句碑まで暑さうに見えた。

これに加へて句碑の競争者まで現はれた、話の順序はかうである、文化文政のころ、この四つ橋の南詰、北炭屋町に我國解剖學、整骨學の大先達各務文獻が住んで居た、また元祿の俳人鬼貫が浪々の果、晩年にこの松近き鰻谷の知人の宅に寓居し、遂にこゝで世を去つた。この二つは知る人ぞ知る、知らぬ人は一向知らぬ、しかも鬼貫はその頃今宮村に居を構えた來山とは繁く交遊した、然るにこの橋畔來山獨りでは淋しかろうと後輩田中居庸氏が厚意を表して、同氏の主唱、御津青年團後援の下に、鬼貫の句碑と序に賑はし

く文獻先生の彰徳柱も共に建設しやうとなつたのだ、場所は下繫橋東詰と岩屋橋南詰の交叉點扇形約二十坪のところ地點、文獻の碑は中一尺、高さ一丈の石柱、その上部に人間の頭蓋骨を圖案化したを彫り、また鬼貫の句碑は高さ四尺五六寸の自然石に「後の月入りて顔よし星の空」を刻む。

夏は來山と並んで涼み、秋は鬼貫と共に月を賞し、冬は枯柳の下に文獻先生を偲び、春はこれ等の碑面を撫して温故知新と出かけるも亦可ならんか。

道頓堀から千日前にかけての興行地帯は、東京の淺草、京都の新京極を思はせる、中でも人形芝居の文樂座は關西の名物、先年神融子に見舞はれたことは日本の爲にも尠なからぬ損失であつた。「ちば」の横行横中

物御用心。
松島事件も控訴審が終決した。

住吉神社は、謡曲「高砂」の住の江の浦と、住吉跡で知られて居る、私はその外に一つ同社前の太鼓橋の上に懸つた老松によつて記憶してゐる、といふは繪圖で老松の風致に憧憬があつた、さうして初めて参拜した折には既に數年前に枯死し影を没した後であつた。然るに境内で商ふ寫眞版とか繪葉書には依然としてその姿態を現はして居た、以來十產品に一種の嫌惡を懐くやうになつた、その印象が今日にも拭ひ去れないからである。

長慶天皇御陵墓に擬せられる住吉宮の跡といふが、住吉神社の南大門を南へ約三丁の處、私有「翠草園」の一隅にあり、石標を建て、「後村上天皇行宮正印殿趾」と、刻まれてある。(挿入の寫眞は架設中の四つ橋です)

—(C生)—



回顧三十有餘年(二)

第二、教誨師として就職の初一日

河野 純 孝

明治二十四年四月一日は、實に是

れ余が三十有四年間一身を献げて終始した監獄教誨師の職に就いた初日であつた。前兩日に於て一應教習を受けた余は、前日同様に他の四名の教誨師と共に畢采師に隨從して大阪監獄に往き、先づ畢采師の工場に於ける教誨を傍聴し、それから前夜宿舎で指示せられた通り、第二男監の製紙工場で教誨を行つた、之れが余の監獄教誨の皮切りであつた、その

教誨の内容は、畢采師の此の日に演べられた教誨に基き、頓惱の恐るべき趣旨を『無量壽經』の「爲心走使無有安時」の聖語を引用して説示したこと、今尙記憶に存して居ることである。その教誨を了へて後典獄席に案内せられ、初めて典獄前田素志氏に面接して左の辭令書を受領した。

教誨師ヲ囑托ス

河野 純 孝

明治廿四年四月一日

大阪府

右教誨師囑托の辭令書は、桐の紋を透かし出した上等用紙で判任官待遇の實を示されたもので、その書き方も亦交付の形式も今日と同様であつた、囑托であるから俸給は無かつた、併し別に「習學教師ヲ命ス月俸四圓支給ス」との辭令書を添へられ、之れにて四圓の俸給を支給せられた、この月俸四圓とは今日より願み

て驚くべきことであるが、之れが其時代を物語りて居る事實上の聲である、當時の貨幣は今日に比して著しく其價值を異にして居たこと、是れ亦驚くべきことである、普通看守の月給は六圓、古參の人が七圓、稀に八圓の人もあつた、今の看守部長格が九圓十圓、課長以外の看守長は概して十二圓、普通の典獄が年俸月割五十圓、特別指定地の典獄が年俸月割六十七圓と云ふ振合で、大阪の典獄は特別指定俸を受けて居た。余は本願寺より七圓の手當があつたからしてその手當の上に四圓を受けることは、決して薄給と言はるべきものではなかつた。而して當時の監獄は地方廳の管轄に屬して居たから、辭令書も亦府縣の名を以て發令せられたものである。

右の辭令書を受けて後宿舎に歸り暫時休憩し、午後更に出動して初め

て幼年囚の教育に當り、夜間は前夜の例に従ひ監房を訪問し、茲に愈教誨師として又習學教師としての職務を實行することゝ爲つた。勤務の仕方は、午前は工場教誨一席、午後は幼年囚の教育、夜間監房訪問、而して教育に従事しない教誨師は、獨房囚及び懲罰囚の教誨を爲すやうなことで、極めて簡単なことであつた、今日の教誨師のやうに種々の事務を執ることもなく、監房訪問の際にも、その聞いた教誨に就ての質問、読みつゝある書籍に就ての質疑のみで、今日のやうな轉業轉房の希望とか、家族の保護又は歸作地の選定とか云ふやうな事は、殆んど言ひ出す者はなかつた。偶戒護官吏の處遇が苛酷であるとか、同囚間の壓迫が苦しいとかと云ふが如き苦情を述ぶる者も幾分あつたけれども、それも只言ふ丈のこと、教誨師に之れが緩和

を要求する意思に出でたものではなかつた、故に當時の教誨師は單に教壇上で教誨することゝ、監房訪問に由つて個人的に其教誨を徹底せしむることを専らとし、亦囚人も教誨師に向つて俗事を懇請するやうなことは絶つになつたのである。斯る時代であつたからして、初めて教誨師の任に當る余に於ても、何等の準備もなく豫備智識の必要も感ぜず、僅に前二日間の見習に由つて直に實務に服したのである、唯囚人に改心を促がす任務であるとは心得て居たけれども、行刑上特に重要な大任であるとか、又この職務が將來自分と如何なる關係を生ずることになるであらうとか云ふやうなことは、何も考慮する所なく漫然この職に就いたのである、而も此の爾後三十四年の久しきに一貫する自己の天職たるべきものであるとは、當時夢にも思はな

かつたことである。人の一生は豫想しがたい、否豫想して職に就く人も無論多くあるであらうけれども、余の如きは全然豫想が出来なかつたのである、只在郷中一二年小學校に教員たりしことあり、又時々佛教演説を行つたことあり、尙東京在學中に幾分刑法治罪法と云ふ刑事上の法律を研究したこともあつたからして、監獄に於ける教誨教育の職は務められないことはあるまい、亦犯罪者に接しても困るやうなこともあるまいと、微弱な自信力を以て此の職に就いたのである。然るに愈實地に從事して見ると、日々の教誨に頗る興味を生じ、更に年所を経るに随つて、この職は自分の大に敬愛すべき聖職なるを感じ、長き歲月の其の間、常に身體の活動と精神の満足とを以て、我職務尊重の思想が自然に増長するやうに成つたこと、是れ余の終

身の幸福であつて、而も此の幸福は亦實に斯の聖職より與へられた賜である。茲に就職の初一日を回顧して、我天職發生の日なりしを想ひ、我れに終身の幸福を與へられカ斯の聖職に對して深く感謝する所である。

三、就職當時の大阪監獄

當時の大阪監獄は、數年前より繼續工事として新築せられた日本第一の大監獄であつた、外塀は練瓦造であつたけれども、監房工場事務所等の建物は總て木造であつた。多數の監房悉く算木型で南向に建てられ、一棟を十房に區劃し、各房は十名以内を收容する容積であつて、別に少數の獨居房もあつた、構造は三寸角の堅牢の木材で組み建てたものであるから、震災には毫も心配すべき憂なく、南向で且つ北面も格子であつたから、通風採光共に好く、鞆型の

建物で之れが包まれて其鞆の土間は一間幅の通路と爲つて居たから、囚人の出入にも雜沓することなく、職員の巡回視察にも、教誨師の訪問教誨にも極めて便利であつた、衛生上又監督視察上何れの點から考へても問然する所ない建築であつたと思はれた、之を今日新式として築造する練瓦造若くは鐵筋コンクリー造に比して、その得失果して如何であらうか、今日の新式築造は、暑中の熱度特に高く、寒中の寒氣亦特に厳しく、通風採光共に不充分的感あり、往々濕氣を深く含むこともありて、衛生上如何であらうか、又視察にも訪問にも不便の點あるやうにも思はれる、地坪と戒護人員とは減じ得るも、建築費の増加は特に甚しく、コンクリーは破獄逃走の憂なしと云ふも蟹がコンクリーに穴を穿ちた事例もありと云へば、果して絶對的安心

でありと言ひ得べきものであらうか、假令絶對安心でありと云ふも、コンクリーは人を逃がすまいが、油斷が人を逃がす恐れが多い、絶對安心は却つて危険の因を成すこと亦無視することは出来ない。只昔の牢屋型の建物は收容者を侮辱する嫌あること、是れ人權尊重の意味に於て考へなくてはならぬことであるけれども、今の新築の建物も今後三四十年も經つて長く見慣れて來ると、亦牢屋型と成りきるであらう、余等の幼時郷里では雪隠又は手洗場と稱して居たものが、京阪の都會に來て見ると便所と云ひ、更に東京に來て見るとハバカリと稱し、段々名稱が淨化して居るやうに思はれたが、その後御不淨場とも云はれ、近來立派な新築の會館や上等の料理店では、五六十年前に復古して手洗場或は洗面所と記されるやうに爲つて來た、名稱

や容器は如何に改良しても、中に容れる物の品質如何に出つて、淨化もすれば變化もする、權兵衛八兵衛とは賤夫野郎の名のやうに聞へたけれども、前の總理大臣山本伯の名として見ると、その名が頗る氣高く聞へる、容器の改良亦固より必要でもあり名稱も考へなくてはならないが、中身の改良はヨリ以上に必要として努力せねばならぬこと、昔を顧みつて今を觀て特に此の感を引き起された。

當時の收容人員は概算四千人と稱せられて居た、その内譯は、男丁年囚未丁年囚幼年囚懲治人を合して約三千人、男被告人約七百五十人、女囚約二百人、女被告人五十人位の歩合であつた、囚人中には、神戸名古屋間を股に掛けて活躍する者、及び阪神間の都會摺れのした者が多かつたからして、隨分與みし難い人物あ

るを見受けた、殊に婦人犯罪者の多かつたこと、是れ大阪府下の特色とも云ふべきものか、余は四五五年後に市谷監獄署を參觀して、同監に收容してある東京にて受刑した女囚全部及び被告人を合して約百二三十名であると聞き、顧みて大阪の婦人犯罪者の特に多かつたことに氣付いたのである。時の監獄費は地方税で支辨し居ることであるから、控訴若くは後發の犯罪事件がある場合でなければ、各地監獄が互に囚人を移送するやうなことは殆んどなかつたからして、當時大阪の女囚二百名内外あつたことは、大阪の一大特色と言はねばなるまい、是れ大阪が由來商業地であり又工業地である故であらうか、或は亦婦人の或る階級の者が東京に比して特に活動する者が多かつたことでもあらうか、余は當時犯罪の社會的原因など調査して見るや

うな、智慧もなかつたからして、空しく看過して来た、後日東京に出て初めて比較して見て、男囚が略同数なるに女囚が何故多かつたであらうかと不審を懐いたことである。

當時の分課は、庶務課、警守課、作業課、經理課の四課であつて、醫師と教誨師が右四課の外に勤めて居た、庶務作業經理の三課には監獄書記が課長と爲り、その課員には監獄書記一二名と若干の雇員が配屬せられて居た、警守課には看守長が課長と爲り、その課員には八九名の看守長と三百名内外の看守が配屬せられて戒護事務を擔當し頗る大舞臺の觀を爲して居た。醫師は病監の一室に其詰所を有して居たけれども、教誨師は三界家なしで、教誨と教育の仕事が済めば直に宿舍に歸り休憩し夜間更に監房訪問に出掛けるやうのことであつたが、口譽采師のみは、輕



氏 丞 之 直 田 永

便な辨當を持參して晝食は警守課又は炊事場或は其他の事務室で、所嫌はず其の辨當を開いて居るやうな行動であつた、而して同師は毎日工場教誨以外の時間には、各工場や獨房監獄罰監を巡視して囚情を視察し、

或は典獄室、警守課、各監房擔當の看守長詰所等を馳け廻はつて、その視察した實情を典獄に報告し、その視察に依つて氣付いた點に就て警守課長や看守長に有力な意見を述べ、以て一般の處遇上にも個人的の取扱方に對しても、適切なる注意を促がす

やうなことを行つて居た。今日のやうな身分帳簿の無い時代であつて、而も教誨師の職務規程も立てられてない時であつたからして、視察に視察意見を書くとか、懲罰表に懲罰意見を記すとか云ふやうな形式的の行り方はなかつたけれども、事實上に於て行刑の施設には相當の注意はせられて居た、併し斯る事は采師が自分一人で行ふことで、他の教誨師は全然無關係であつた。

當時の典獄前出素志氏は鹿兒島縣人で、謹嚴沈着寡言温厚の紳士であつた、明治十年の西南の役に、中原安樂等の諸名士と共に警視廳より出張せられた人であるとの話を聞いたこともあつたが、この點は確聞したことではない。戒護上の事は警守課長に一任せられてあつたやうに見受けられた、當時の警守課長は彼の大阪の松島事件で有名であつた永田直

之丞氏で、大阪府警部として部下の巡查を指揮して、多數の第四師團兵士と戦つた事件で處刑せられ大阪監獄に入監し、刑期中特赦の恩典に浴し出監するや、直に大阪府看守長に任せられ、八カ名の看守長と三百餘名の看守を指揮監督し、四千名の在監人を戒護する重職に就いたのである、氏は謹嚴沈着の性格に加ふるに、

注度周到遇囚巧妙の手腕を有し著しく戒護上の治績を發せられて居た、その威望勢力は典獄を凌駕するの觀があつた、併し名節を重んじ秩序を尊む氏の氣風として、毫も僥倖の點はなかつたものであるから、部下の三百餘人は勿論、他の一般の職員も舉つて氏の聲望には敬服せられて居た、日本第一の大監獄た

る大阪監獄が、大体に於て能く靜肅に治績を擧げ得て居たことは、戒護方面の永田看守長と、教化方面の采氏との努力相待つて然らしめたことであつたと言ふも過言ではあるまい、茲に松島事件と言つても近頃起つた松島事件とは大に其趣を異にして居、氣骨隆々腕に出てた事件であつた。

「靜岡賤機會詠草」

戸田則素先生選

露わきてわか見にくれば朝またきすしくさける花蓮かな
おく露のにこらぬ色にてりさえて朝日にほへる池のけちす葉
朝戸出の庭に折よく音のしてめさむるばかり蓮の花さく
涼しくもまたうるはしきかな朝風にたまとこほる、葉の露
今朝見れば蓮の浮葉に露おきて妙なる法の花そにほへる
星合の時々來ぬらし天の川わたせる橋に雲そ行かな
天の河浪なあらひそ一年にこよひよの逢瀬なりけり
星合のそらの涙は七夕のさゝの葉におく露にあるらむ

笠 堂 露 水 碧 雪 蘇 機 八 蝶 政
之 月 重 月 雪 水 露 堂

新しき試み
その八

拘置場者の教誨に就て

前橋 井上 謙 敬

犯罪者が拘引檢舉され而して受刑に至る迄其多くの者は(初犯者の大部分累犯者の轉部)何れも三轉期的経過を、其一轉期毎に一大衝動を感ずるのち通例とするよふ目受けられる。

一 犯罪が愈々暴露、警察官に檢舉拘引さるゝ刑罰 心理及留置場に拘留放置せられし時の心状

如何なる犯罪者、雖も自分の爲しつゝある反法的の行、が人道的であり、又善的のものである、思惟しつゝ之を敢てし居る者は普通人には殆んどあり得ない、其大多數或は其殆んどは皆自己と社會とを欺瞞しつゝ心ならずも其不其爲に引摺られ、或は自暴自棄 錯誤觀念より之を敢てするか、又酒色懶惰虚榮等の其情念を満さんが

爲めか、或は天災地變將其環境の如何により生活苦等に打ち勝ち得ず悚々として之を敢てするのであつて愈警察官に檢舉拘引さるゝの時、彼等は必ず電光石火直前に百雷の轟けるが如く、グワンと一撃心頭を衝動され茲に前後錯亂萬感無量の境地に立ち以て警察署に留置され而して、其過去の行爲等に對し追懷悲觀し、又後悔懺悔し或は脱法方法等あらゆる精神の廻轉は實に明狀すべからざる活動を爲すのである事を信ずる。

二 刑務所内の拘置場に拘禁さるゝに至りし場合の心理

而して犯罪取書等の書類と共に其身柄が警察の手を離れ検事局に送致され被疑者或は被告人として刑務所内の拘置場に拘禁さるゝに及び、茲に彼等は嚴肅且つ或意味

に於て靜寂其ものゝ如き境地より愈益其憤し懺悔し雨涙悲泣し以て尊き情操の發芽を湧然として沸き出さしむるのである。而して現在の孤然たる悲哀と其肅然たる寂寥さとを觀念しつゝ更に今後命刑確定の其日を恐怖し安じ煩ふものである。

三 刑罰確定して懲役場に轉房されし時の心状

愈刑期確定し其恐怖しつゝありし受刑者として今迄常用せし白衣と官給品の受刑衣と着替えしめらるゝ時——而して凄慘其ものゝ如き(彼等の思念)懲役房に轉換入房せしめらるゝ時……更に入房直後施錠の音ピーンと耳朶に響き渡る其端的の心理は全く言忘慮絶の悲哀に打たるゝのを常とするらしい。

然り而して此の三轉期は各期何れも彼等の良心を喚起せしむるに良好の時期であるが、併し其第一の時期は之れ刑務所外の事であり、又實際犯罪事實の有無さへも極めて未確定に屬する時なるを以て之は社會有志の人々の事業に任せる事とし、又其第三期の受刑時は現に全國刑務所が新入教誨と

して此の機微を穿ち改悛を促し教誨しつゝあるを以て今之を言ふの必要なく、茲に手の新しき試みとして決行し尙今後同僚各位に其實験を希望し度きは其第一期に於ける刑務所内拘置場拘禁時に於ける教誨施行である。

現行法規に依れば監獄法第二十九條に依り被告人には其請願あるに非ざれば教誨を爲さざるを原則とされつゝあるのであるが前記の如き何等の心理關係を洞達する時此の絶好の機會をとらへて教誨を施行し以て正道に誘導することが極めて効果あり適切なるものある事を痛感しつゝありしを以て昨昭和二年中小橋川所長に提議し其承認を得、ものゝ哀れのいやまさる利酬の十月七日第一回日の教誨を施行した。

教誨の形式方法及其時

被告人に對する教誨は前記の如く法條嚴然たるものあるを以て懲罰者に對するが如き強制的の教誨を爲し得ざる事は當然である故に予け此の試みの趣旨を戒者に話し居るに於て悲哀と無聊に悶えつゝある拘禁者全部に當直の戒護者より「教務主任より

一場の話あるを以て聞き度き者は正座して聞くよふ」との紹介的の振れ後予も強制して聞かすに非ざる旨を理解せしめ以て全居房の中央部に位置して立ち二十分乃至三十分を限度として一場の教誨を試みた。而して此の日時は豫め定め置きしにはなく唯自分之を話し大に彼等に得る所あらしめ度く教材萬端に氣乗せし時、而して一人でも多く聞かしむる心底より彼等の殆んどが裁判出廷等より歸來し夕食萬端を済まし將に就寝時に至らんとする三十分位前、夜氣森々として萬物靜寂而も庭前の枯草中に奏する秋虫の聲徐ろに哀れを催ふさす時彼等は孤座肅然として過ぎにし過去を追懷し、又は家庭の情味を冥想して悲哀改悟の一路を辿り憫むの時を擧げ之を敢てしたのであつた。所が房中確に彼方此方に於て哮喘鳴咽せるの聲を聞いた、又翌日戒護者よりも大に好反響のありし報告をも受けた。其て其後十月十一月の兩月に跨り三回之を施行した何れも第一回と同様の効果を觀たが其後所長の更迭や、又八百余の受刑者に對し唯二人のみの教誨師配置なるを以て意あつて手延びず余他の事務 忙殺され今一時之を中止して居るが今後機を得て復活してみた

いと思つて居る。其て若し此の試みが續けられ大に其効を奏し

(一) 彼等が一人にても直に改悟の上より法廷に於て卒直に其犯罪事實を告白するに至るとせば裁判審理の上にて極めて好都合であり、又裁判能率を其だけあげ得ることが出来

(二) 而して法官が其人物心證を觀察して全く悔悟し再犯の虞なきを認め得る其状況等より不起訴、或は執行猶減、又刑期の輕減等をし得る者を出すとせば之れ國費の減少を來し

(三) 又其刑期輕減されし者、或は執行猶減等に浴せし者を社は有利の其人々の正業に就かしめ得其だけ國家の利得となる。

等種々の利益あるべく尙受刑後其境に慣れ、或は同房同工場者より未だ惡感化を受けざる爾則ち彼等自ら其受刑時を恐怖する此の純なる性情を保持しつゝある此の拘置場拘禁中の教誨善導は比較的善導し易く亦其だけ有効である様思はる。(三、七、五)

第二回刑法統一國際會議の採擇したる保安處分

刑事立法の國際的統一の實現を目的とする國際會議

(Conférence internationale pour la Codification du droit Pénal) の第一回は一九二七年十一月ヴァルソワイヤ(ポーランド)に於て開會され、その第二回は國際刑法協會『(Association internationale de droit Phnal) イタリヤ部會の斡旋の下に、一九二八年五月二十二日より二十五日に至る五日間の會期を以て、ローマに於て開會された。こゝに紹介するものは、この會議に於て、滿場一致を以て可決せられたる保安處分に關する諸原則である。

(井上報)

第一條——保安處分の適用、法律の明示的規定——何人と雖、それが法律上明示的に設定せられたるものに非ざるかぎり、且つ法律上豫定せられたる場合以外に、保安處分を科せられることなし。

外に、保安處分を科せられることなし。

第二條——保安處分の適用條件——保安處分は、犯罪として法律上決定せられたる或行爲を犯したる社上危險なる者に對してのみ適用され得る。この場合その者が責任能力を有せざるか若くは刑能力を有せざることとは處分の適用を妨げるものでない。

注意——この最後の規定は例外的場合を豫定したる諸國にのみ適用され得るものである。

第三條——適用される法律——保安處分はそれの執行を必要ならしめる危險性、確認せられたる當時に現行する法律に準據して適用される。

保安處分は國家の領土内に在り且つ某刑罰法の適用を受け得る凡ての内國人又は外國人に適用され得るものとす。

第四條——外國に於て犯されたる行爲——

外國に於て犯されたる或る行爲が内國領土に於て非判され若しくは新たに裁判されるときは、罪が犯されたる國の法律に於てかくのごとき處分を存するか否かの事實に關はりなく、凡て某法により豫定せられたる保安處分が適用される。

第五條——保安處分の種類——保安處分は次

ぎの各種處分を包含する、

1. 自一剝奪處分、就中

- (1) 犯罪癡狂院に監禁する處分(Interment)
- (2) 精神的及び肉體的異常犯人收容所に監置する處分
- (3) 累犯者及び慣行性犯人を或る特別施設に留置する處分 (retention)

(4) 就中、浮浪者、乞丐者、慢性懶惰者を或る強制労働場に收容する處分(Placenta)

(5) 禁錮、或る教育所又は矯正院に收容する處分

2. 自由抑制處分、就中

- (1) 保護監督(監督附自由)
- (2) 居住禁止
- (3) 酒精飲料を販賣する店への出入禁止
- (4) 或る稼業又は或る職業を行ふことの禁止
- (5) 外國人の追放

(6) 未成年犯人に對する諸種の保護處分

3. その他の處分

- (1) 特別沒收
- (2) 善行保證
- (3) 營業所の閉鎖

**第六條——犯人の社會的危險性 (Periculo-
Licitas)——**保安處分は行爲を犯したる者の表示する危險性を確認したる後に科せられる、但し危險性が法律上推定されたる場合はこの限りでない。

犯罪行爲を犯したる者は、その者が犯罪として法律上豫定せられたる諸行爲を新たに犯すべき惧を存するとす。社會的に危險なるものと看做される。

社會的危險性は犯されたる行爲の性質及び輕重並びに各國の國內立法に於て指示せられたる諸般の情狀より推斷される。

注意——國際會議は、保安處分の良好なる適用を期するかため、に絶對的に必要な刑事裁判官の専門化を各國家に切に勧告することを有益と思料した。

第七條——權限——保安處分は凡ての場合に於て裁判官によりて命ぜられる。

有罪若しくは無罪を言渡したる判決自體に保安處分を

含まざるときは、この處分は爾後の手續（各國の國內立法に留保せられたる）を待つて命ぜられ得る。

裁判官は、刑の執行中受刑者の危険性に關して爲されたる確認に基き、個人自由を剝奪する或る保安處分を以て、この剝奪を含まざる或る他の保安處分に代らしめる權能を併有する。

保安處分の適用に於ては、裁判官の自由裁量權の行使に關し、各國立法の諸規定が遵守されることを要する。

第八條——保安處分の不定期、危険性の新たなる検査——保安處分の期間はこれを科せられたる者の危険性の繼續する期間に比例すべきものとする。

保安處分を命ずる裁判若しくは爾後の裁判により、裁判官は保安處分の短期を下らざる期間を確定し、この期間の満了したるとき、危険性の新たなる検査を爲す。

若し危険性が存續するときは、爾後の検査のために、更らに新たなる一期間が裁判官によりて確定される。

但し、裁判官は、危険性が消滅したるものと信すべき理由を存するとき、各保安處分に就き法律上設定せられたる短期を遵守することを條件として、何時にても新たなる確認の手續を爲すことを得る。

第九條——保安處分の取消——前條の規定を

適用して裁判官の爲したる確認の結果、保安處分を科せられたる者が最早社會上危険ならざるものと認定されるとき、その處分は取消される。但し取消後の確認により危険性が消滅せざりしものと思料せしむべき理由あるときは、新たに保安處分が命ぜられる。

この場合には、保安處分の短期に關する點を除くの外、等しく前條第一項及び第二項の規定を適用すべきものとする。

第一〇條——刑罰に附加せられたる保安處分の執行——個人自由を剝奪する或る刑罰に附加せられたる保安處分はその刑罰の執行を終りたる後に執行される、但し法律上定められたる例外はこの限りでない。

個人自由を剝奪せざる或る刑罰に附加せられたる保安處分は、有罪判決が取消し得ざるものとなりたる後に執行される。

但し、裁判官は判決が取消し得ざるものとなる以前に於ても、拘禁せられずして有罪又は無罪を言渡されたる者を假りに保護監督（監督附自由）に附する處分を命じ得る。

若しそれが癡狂者又は未成年者又は常習銘酩者又は麻痺劑の使用を事とする者、若しくは酒精又は麻痺劑によ

りて惹起せられたる慢性中毒状態に在る者に關するときは、裁判官は、豫審又は公判手續中と雖、被告を精神病院又は懲治場又は農園刑務所又は勞役場に假りに監置する處分を命じ得る。

保安處分の適用期間はこれ等の場合この處分の短期に算入されない。

個人自由を剝奪する保安處分に附加せられたるこの自由を剝奪せざる有期保安處分の執行は前者の執行を終りたる後これを爲すべきものとする。

第一一條——或る自由剝奪刑を言渡されたる場合に於ける保安處分の執行停止——若し或る責任能力者に適用せられたる或る保安處分の執行中、その者が或る自由剝奪刑の執行に服することを要するとき

は、保安處分の執行は停止され、且つその刑の執行後再び開始される。

第一二條——未だ執行せられざる保安處分の場合に於ける危険性の新たなる検査——個人自由を剝奪せざる或る刑に附加せられたるか若しくは無罪を言渡されたる被告に關する保安處分の未だ開始せられざる執行は、その適用を命じたる判の日より或る期間を經過したるとき、常に社會的危険性の新たなる検査を

待つてこれを爲す。

第一三條——數行爲に就き裁判せられたる者——或者が假令時期を異にするも數個の保安處分の適用を受け得るか若しくは受くるを要する數個の行爲を爲したるときは、裁判官は、法律上定められたる場合に於て、危険性の單一なる宣言及び單一なる保安處分の適用を爲す。

既に或る別個の人的保安處分が命ぜられたる後に、或る人的保安處分を適用し得るか若しくは適用するを要する或る行爲が犯され若しくは確認されるに至るときは、裁判官は場合によりその前の保安處分を取消し、且つ危険性の新たなる確認に相當する保安處分を適用する。但し前規定に豫定せられたる諸場合に於て、裁判官は、保安處分の執行中、危険性の爾後の確認に基き或る他の保安處分を以てこれに代らしめることを得る。

第一四條——保安處分の停犯——個人自由を剝奪する或る保安處分又は有期國外追放を科せられたる者が任意にこの處分の執行を免かれたる場合に於ては、保安處分の短期は、その處分が新たに執行せらるる日より更にその進行を開始する。

この規定はそれが犯罪癡狂院又は精神病院に監置せら

れたる者に關する場合には適用されない。

第一五條——犯罪又は刑 消滅の効果——犯罪

の消滅は、保安處分の適用を目的とする行爲及び危険性の確認をも、まづ判決が消し得ざるものとなりたる以前に命ぜられたる保安處分の執行をも妨げるものでない。この規定は大赦の場合には適用されない、但し大赦令に別段の定めあるときはこの限りでない。

刑の消滅は保安處分の適用を妨げず、且つ既に裁判官の科したる保安處分の執行を停止せしめることなし。時効の効果として犯罪の消滅したる場合に於ける保安處分の適用は常に危険性の確認を行つてこれを爲すべきものとする。裁判官はこの場合、或る他より輕き他の處分を以て、法律上定められたる深き處分に代らしめることを得る。

(完)

◇氣象と犯罪

石井俊 瑞氏談

△氣象と犯罪との關係について調べて見るに、これは長崎控訴院と、札幌控訴院と即ち暖國と寒國とについてまづ調べられたのであるが、寒國の方には財産に關する犯罪が割合に多く、暖國の方

には、激情罪即ち殺人、傷害罪といふやうな犯罪が割合に多いのである。

▽それから日本全國中、臺灣の如き繼續的に暑い所は除外して、普通な夏暑い冬寒い一般的な地方について、各月別に犯罪の多少を調べて見ると、これまた八月において殺人、傷害罪が最も多いのである。

▽次に氣温だけで調べて見ると、溫度が上昇すると、矢張殺人、傷害罪の率が上昇して、特に攝氏二十一度、華氏なら八十度前後といふ所以上は、いつも殺人、傷害罪が多いのであるが、攝氏七度以下になると、さういふ事は少くなる、これを毎日について見ても、月の中に暖かい日に殺人、傷害が多いのである。

▽湿度は八十パーセント以上といふとモウ雨であるが、この位になると、傷害罪はほとんどなくなる、これは傷害罪は主として戸外で行はれる關係上、雨に著しく戸外の活動を鈍らせるからであらう、殺人は主として屋内で行はれるから、雨には余り影響されないやうである。

▽雲との關係は、曇りの日に、傷害殺人が多いのである。

▽速は、六メートル以上は強い風であるが、八メートル以上になると傷害殺人等の犯罪が非常に多くなるこれはこの位の強風になると雑音が出て來るので精神上に異常を引き起すのであらうと思はれる。

▽これ等を總合して見ると、雨の少い時、風の強い時、中温高濕の時殊に夏の蒸暑い日などは殺人、傷害等の犯罪が多いのであつて、氣象の變化によつて犯罪の出現に多少がある事、及び氣象の差違によつて犯罪の種類に差違の出來る事等は明らかた事實であると思ふ。これらを精密に調査して、氣象を細別した、即ち氣温、湿度、雲量、雨量、風速その他と各種犯罪とを比較したカーブを作つて見れば氣象と犯罪の關係の甚つた事は一層によくわかるのである。

勾留せられたる被告人の信書に就て

吉田 支那支那支那

勾留せられたる被告人が、法令の範圍内に於て、他人と信書の往復を爲し得るは、刑事訴訟法第百十一條の明示する處である。謂ふ迄もなく被告人は、單に犯罪の嫌疑者に過ぎずして、終極裁判の結果を待つに非ざれば未だ以て罪責者とは断定し難く、所謂訴訟法上一方の當事者たる地位を有する者なるが故に、斯の如き地位に措かれたる者が、他人と信書の往復を爲し得るは、其の性質上素より當然であらねばならぬ。然れども被告人の自由を拘束する所以のものは、之に由て罪證の湮滅若くは其の逃亡を防がんが爲に他ならないのであるからして、信書の往復に由て其の目的を無効ならしむるが如き所爲に至つては、到底認容せらるべき筈はない。故に刑事訴訟法は、勾留せられたる被告人の信書の往復を法令の範圍内に限定し、其の制限法條の一として第百十二條に「裁判所ハ罪證ヲ湮滅シ又ハ逃走ヲ圖ル虞アルトキハ勾留セラレタル被告人ト他人トノ接見ヲ禁シ又ハ他人ト授受スヘキ書類其ノ他ノ物ヲ檢閲シ其ノ授受ヲ禁シ若クハ之ヲ差押フルコトヲ得」と規定した所以である。右の法條に従へば、裁判所が勾留せられたる被告人の信書其の他の書類の授受を禁じ、若くは之を差押へ得るは、之に由て罪證を湮滅し、又は逃走を圖る虞あることを前提條件とする場合に限る可きは毫も疑の餘地なき處なるも、其の授受を禁じ若くは差押を爲す時期方法に就ては、多少の疑議あるを免れぬ。裁判所側に在りては、豫め一般的に信書の授受を禁止し得るものゝ如く解し、被告人の勾禁直後決定を以て、他人との接見並に信書の

授受を禁止するを通例とする。然れども接見と書類の授受とは、其の性質並に法條辭句の配列上全然趣きを異にして居る點に留意せねばなぬ。即接見は豫め之を禁止し得るも、信書其の他の書類に在りては、一應檢閲して然る後罪證を湮滅し、又は逃走を圖る虞ありと認めたる物のみを檢閲の都度個別的に禁止し、若くは之を差押へ得と解するを文理上正當と信ずる。現行刑事訴訟法案特別調査委員會に於て、横山委員の『本案の百十二條の規定は、此處にあります通り、一應其の書類を見て、それを禁止するなり何なりとすると云ふ、個々の處分と云ふことになりませうか、或は現行法の下に開いて居る例の通り、豫め書類の授受を禁じて置くと云ふ場合に當るのでありますか』との質問に對し、林政府委員は『本案の趣意では豫め一般のものを禁ずると云ふ意味ではありませぬので、法文にある通り、書類其の他のものを檢閲して、それから其の内容が證據湮滅逃亡を圖る虞があると云ふやうな場合に禁ずる趣意であると考へます』と答辯して居る。之に由て見るも立法者は、豫め一般的に信書其の他の書類の授受を禁止せんとしたる趣意に非らざるは明瞭にして前述したる裁判所の取扱は妥當でない。然し如何に裁判所の取扱が妥當でないとするも、信書授受の禁止決定の效力には影響を及ぼす謂はれなきを以て、被告人並に刑務所は當然之に拘束されねばならないのである。

茲に注意を要すべきは、信書の授受禁止（一般的）のまゝ被告事件が公判に付せられたる場合である。刑事訴訟法は第四十五條に於て「被告事件公判ニ付セラレタル後ニ於テハ辯護人ト勾留ヲ受ケタル被告人トノ接見及信書ノ往復ヲ禁スルコトヲ得ス」と規定して居る。本條は被告人の辯護權を尊重し、其の行使に支障なからしめんことを期する趣旨の許に新に立法せらるゝに至つたもので、同法百十二條の例外規定なるが故に、設令禁止の決定が解除に至らずとするも、刑務所としては辯護人と被告人との接見及び信書の往復のみは之を許容せねばならないのである。然し本條の信書中には、訴訟記録又は證據物を謄寫したるものは包含せざるを以て、禁止の決

定が其の效力を持續する以上、辯護人と被告人間と雖該書類の授受は之を許すべき限りでない（大正十二年二月刑事第六四八號刑事局長通牒參照）

刑事訴訟法に於ける勾留せられたる被告人の信書に關する規定は、上來説述の三ヶ條に盡くるのであつて、其の取締に關しては之を監獄法に譲つて居るのである。依て試に監獄法より關係法條全部を摘出すれば

監獄法

第四十六條 在監者ニハ信書ヲ發シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス
 第四十八條 裁判所其ノ他ノ公務所ヨリ在監者ニ宛テタル文書ハ披閱シテ之ヲ本人ニ交付ス
 第四十九條 在監者ニ交付シタル信書及ヒ前條ノ文書ハ本人閱讀ノ後之ヲ領置ス
 第五十條 接見ノ立會、信書ノ檢閲其ノ他接見及ヒ信書ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

監獄法施行規則

第三百三十條 在監者ノ發受スル信書ハ典獄之ヲ檢閲ス可シ
 第三百三十一條 外國文ヲ用キタル信書ハ檢閲ノ爲メ在監者ノ費用ヲ以テ之ヲ翻譯セシムルコトヲ得
 第三百三十三條 在監者前項ノ費用ヲ負擔スル資力ナク又ハ其ノ負擔ヲ肯セサルトキハ信書ノ發受ヲ許ササルコトヲ得
 第三百三十四條 在監者信書ヲ自書スルコト能ハサルトキハ本人ノ求ニ因リ監獄官吏之ヲ代書スヘシ
 第三百三十五條 裁判所其ノ他公務所ニ對シ返信ヲ要スル場合ニ於テ郵便稅ヲ自辨スルコト能ハサルトキハ監獄ニ於テ之ヲ支辨スヘシ書信用紙及ヒ封筒ハ監獄ニ於テ之ヲ給與スルコトヲ得
 第三百三十六條 在監者ニ交付シタル信書及ヒ其ノ他ノ文書ハ必要ニ因リ十日以内本人ニ留置セシムルコトヲ得
 第三百三十七條 信書ノ檢閲、發送及ヒ交付ノ手續ハ成ル可ク速ニ之ヲ爲スヘシ
 第三百三十九條 信書ノ發送、交付及ヒ廢棄ノ年月日ハ之ヲ本人ノ身分帳簿ニ記載スヘシ
 第三百三十九條 接見ノ立會及ヒ信書ノ檢閲ノ際行刑上參考ト爲ル可キ事項ヲ發見シタルトキハ其ノ要旨ヲ本人ノ身分帳簿ニ記載スヘシ

等である。是等の法規に基き、勾留せられたる被告人の信書取扱に關する重なる場合を左に論述して見る。

一、罪證の湮滅若くは逃走を圖る處ある信書——舊刑事訴訟法の許にありては、被告人の信書は悉く豫審判事又は檢事に之を送致し其の檢閲を経るを要したのである（同法第八十五條第二項參照）然るに法規の改正を見たる結果、裁判所の申出若くは要求ありたる場合は格別、然らざる被告人に在りては刑務官吏に於て、罪證湮滅又は逃走を圖る處ありと認めたる信書のみを裁判所若くは檢事へ送致すれば足るのである。然し逃走を圖る處あるものは暫く措き、刑務官吏は被告事件の内容を窺知し得ざる地位にあるが故に、如何なる信書が罪證を湮滅する處ありや之を知るに由なかる可く、從て送致に際し的確に之を取捨辨別し得るものに非ずとの論を生ずべきも、豫め裁判所又は檢事と協調を遂げ置くに於ては、左まで困難とは云ひ得ないであらう。之に關する刑事訴訟法改正當時に於ける行刑局長の通牒（大正十三年二月十六日行甲第一八五號）は左の通りである。

第百十一條に依り勾留又は留置せられたる被告人は、原則として他人と接見又は書類若くは物の授受を爲すの自由を有するも、行刑法令及刑事訴訟法中の條文に依り制限を受けるものとす。而して第百十二條に依り裁判所又は檢事は接見を禁止し、書類物品を檢閲し。又は其の授受を禁し、又は差押へ得るは唯罪證湮滅又は逃走を圖る處ある場合に限るものにして、其の事由ありや否やは刑務所に於て之を確知すること能はざる場合あるべきを以て、能く裁判所又は檢事と協調を遂げ、其の疑あるものに就ては之を檢事に通報して裁判所又は檢事の命を待つべく、又舊法と同じく接見禁止當然の結果として居房を分離すべきことは自明の理なるを以て、明文より削除せられたるものなることを承知せられ度

二、不適當若くは不穩當と認めらるる信書——受刑者に係る信書にして行刑上不適當と認めらるるものは、監獄法第四十七條により其の發受を禁止し得るも、被告人の信書に就ては同法施行規則第三百十一條の被告人が外國文翻譯の費用を負擔する資力なきか又は費用の負擔を背ぜざる場合に其の發受を禁止し得る規定の他、何等の制限法條なきを以て、其の内容が如何に不適當若くは不穩當と認めらるるものと雖、之が發受を禁止し得べ

きものでない。通説に従へば、監獄法施行規則第三百十條により典獄に被告人の信書檢閲の權能ある以上、其の許否を決定し得ざる謂はれなく、即許否權は當然檢閲權に隨屬し居るもの、如く擴張的解釋を試みるのである。若し假りにかゝる解釋が是認し得らるゝとせば至在監者の信書の取締は同施行規則のみを以て足り、前示本法第四十七條は無用の規定であると斷ぜざるを得ないであらう。又坪井直彦氏は其の著行刑實務講話に於て、未決勾禁者の信書に關し「刑務所管理當然の職權として所内の規律に害ある發信に付制限を加へ得」と立論し居るも、法規上何等の根據なきを遺憾とする。

之を沿革に徴すれば、舊刑事訴訟法は第八十五條第二項に於て「書翰書籍其ノ他ノ書類ハ豫審判事又ハ檢事ノ檢閲ヲ經タル後ニ非サレハ被告人ト外人ト之ヲ授受スルコトヲ許サス但豫審判事又ハ檢事ハ其ノ書類ヲ留置クコトヲ得」と規定し其の留置權の範圍を限定せざりしが、明治三十二年法律第七十三號を以て、豫審判事が必要なりと思料したる時に限り其の授受を禁じ又は差押へ得ることに改定したのである（同法第八十五條第三項參照）然も尙制限の範圍廣汎に失する嫌ありとし、現行刑事訴訟法に於ては之が禁止に關し第百十二條の條件を附するに至つたのである。而して取締法に就て之を見るに、明治二十二年七月勅令第九十三號監獄則第三十四條第二項但書に「刑事被告人ニ係ル信書ハ總テ當該裁判官ノ檢閲ヲ經ヘキモノトス」と規定し、典獄に對しては其の檢閲權すら附與せざりしが、現行監獄法に至り漸く檢閲權のみを認めたるも、拒否權は依然として保留のまゝである。蓋し現行監獄法は舊刑事訴訟法の許に立案せられたるものにして、勾留せられたる被告人に係る信書は、同法第八十五條第二項並に第三項により遺憾なく之を取締り得るを以て、其の重複を避けたるか若くは、現監獄法の母法たる千九百二年の公布に係る普國監獄則に倣ひ、其の取締の權能は之を司法官に委附すべき性質のものとし、監獄法より特に之を除外したりと見るが至當である。故に其の取締を監獄法に譲りたる現行刑事訴訟法の許に在

りて遺算なきを期せんとするには、宜しく監獄法若くは同法施行規則の改正を圖らねばならないのである。然しそは自ら別個の問題であつて、之が爲め其の解釋を二三にするが如きは、講學上是認せらるべき態度でない。

上來説述するが如く、被告人に係る信書にして其の内容が如何に不適當不穩當なりとするも、刑務所長には其の發受を禁止すべき法規上の権能なきを以て、檢閲の結果若し犯罪を構成する信書なる時は、司法警察官として告發の手續に出で、之を押收するか又は檢事に廻付して適宜の處置を仰ぐべく、刑務所の紀律に違背する信書なる時は懲罰を以て之に臨み、依て紀律の維持に努む可きである、然し此の場合法規の何等示すものなきを以て、其の信書を沒收處分等に附し得ざるは言を俟たぬ、元來監獄法の懲罰に關する規定中には刑法第十九條の如き法條の設けなきが爲め、違反行爲を組成したる物、違反行爲に供したる物、又は之に因て得たる物と雖、領置に關する規定を適用して之を處分する他はないのであるが、信書の如きは密書とは異なり、所謂「私に所持する物」の部類に屬せざるを以て、監獄法第五十四條を適用して沒入又は廢棄の手續を爲し得ないのである、此の缺陷を補填する爲め、相當規定を置き、右の紀律違背の信書とか、次に述ぶる内容の信書の如きには適當の制限を加ふるとも、勾留せられたる被告人に對し信書發受の自由を許したる刑事訴訟法の精神に戻るものでないと思ふ。

次に述ぶる信書とは、犯罪の手段方法に供せんとする信書、公の秩序善良の風俗に反する信書、其他公安を害する信書等を謂ふので、若し檢閲の結果斯の如き信書なる時は、相當諭示を加へ、之を撤回せしむるか若くは破棄せしむる等機宜の處置を講すべきである。

三、被告人間の信書——被告人間に授受すべき信書に就ては種々の場合を想像し得るのである、例へば同一刑務所内の拘置場に勾留せられたる被告人間の信書、異なりたる刑務所内の拘置場に勾留せられたる被告人間の信書、勾留せられたる被告人と然らざる被告人と然らざる被告人間の信書等は其の重なるものであらう。右の場合に於ても牽連事

件の被告人と然らざる被告人間の信書とを區別し得べく、又被告人間にあらざるも、受刑者と勾留せられたる被告人間の信書なることもあり得るので、何れも前述したる處に準じて之を處理すべきであると信ずる。

四、被告人として勾留せられたる受刑者の信書——受刑者と雖餘罪審理等の爲め被告人として拘置場に勾留せらるゝ場合がある、斯の如き者の信書は尙受刑者に係るものとして取扱はるべきである。何んとなれば訴追を受けたる事件に關してのみ被告人たる地位に置るゝに過ぎずして、其の他に關しては一切受刑者としての處遇を受けねばならないからである。大正十三年二月十六日行甲第一八五號行刑局長の通牒に左の如くある。

刑事訴訟法第三項及第百條第二項に依り刑務所に在る被告人に對して發したる勾留狀の執行に付ては、第百三條第二項に依り之を被告人に示して指定せられたる刑務所に引致すべきものにして、其の後の處遇に付ては受刑者たる被告人も亦未決拘禁區に於て他の刑事被告人と分界拘禁し、作業其他に付受刑者として處遇を爲すを要す。

五、死刑の言渡を受けたる被告人の信書——死刑の言渡を受くるも未だ其の確定に至らざる者は、依然として被告人に過すして其の信書に關しては既に論述した處である。然し言渡刑確定したる以後は最早被告人ではない。さりとて刑の執行を受くるまでは受刑者とも謂ひ得ないので、普通に之を死刑確定囚と指稱して區別して居る。而して監獄法の在監者中には斯の種の者をも包含せらるべきものなるが故に、其の信書に關しては普通被告人と同一の取扱を受けねばならぬ。果して然らば監獄法には死刑確定囚の信書に對する制限法條の適用なく、又刑事訴訟法は全然それに觸れてゐないからして、結局兩法共其の法規を缺く譯になる。之れ立法上の不備であつて、將來改定せらるべき一であらうと信ずる。

七月十五日稿(了)



【海外視察第二信】

香港より(上)

正木 亮

明治四年、西曆にして一八五〇年のことであります。ときの囚獄権頭小原重哉先生が監獄則取調委員として海外に派遣せられました。その海外とは則ち此の香港の土地でありました。先生がその年の十一月に歸朝せられて出来上つた規則がすなはちかの有名な明治五年の監獄則でありました。

獄とは何ぞ、罪人を禁鎖して懲戒するところなり。苦しむるところにあらすして改化遷善するところなりといふプリンシブルの上に立つたその監獄則はその精神を香港に生んだことでありました。瘴癘の一漁村を開拓して總ての文明を植付けた英國政府は當時またそこに行刑の改善主義をも植付けて居たのであります。オーストレリヤに出来た累進制度はクロフトンの頃(一八五四年)には既に香港にもその片影をあらはして居たのであります。その生き生きとした行刑の思潮をたづねて遙々わたつて來られたのが小原先生でありました。監獄則と小原先生とははなして考へられぬやうに小原先生の生涯と香港とははなして考へるわけにはゆかないことでもあります。

故あるかな一九〇五年ブダペストに於て第七回の國際監獄會議が開かれたときそれに參列せんとする小河滋次郎博士は先づ香港にその監獄を訪ねてかの西航記に之をものされたことでありました。

それ等を思ひ、潮流を歴史的にたづねんとするわたくしとしてはまた此の地の行刑を瞥見せざるを得ないのであります。

上海を出たわたくしたちの船は舟山列島を右舷に見つゝ、さうして無數の支那ジャンクを追ひつゝ行程をいそいで居ります。目にこそ見えぬ遙か南々東の空にはアメリカ式の新しさを追つて居るビリビッド監獄のあることを思はないわけに行かないのであります。古い歴史を持つ香港のそれと新しさに於てきこえて居るファイリツピンのそれとが互に海をへだてゝしかも熱い南國に對立して居ることは一つの面白いコントラストだといはねばならないことです。

三日間走りつゞけた船は四日目の朝未明に香港に入港いたしました。高い山の中腹に洋風の高樓が點在し、もやの中に一條のケーブルカーの線路がういて見えるのは確かに一つの繪になつて居ります。

あいにくの雨で市中見物には甚しく不便があります。だが香港は陸上の香港よりも船の上から見るその方がずつと奇麗ださうであります。夜は町全体がイルミネーションになりますので敢て雨を恨むの必要もないことでありませう。

わたくしは只わたくしの潮流をたづねる爲めに雨をついて進まねばならぬ。わたくしの研究心を満足せしむるが爲めには雨をおそれる餘が裕ないのであります。

船から見ますと街の稍右手に、大廈高樓にとりまかれて灰色のコンクリート壁と赤い煉瓦壁とにかこまれて眞黒にいくつもの屋根が見えます。それが監獄であるとは何人にもうなづかれるではありません。監獄は人生の不淨所だと誰やらが言はれたこととありますが此處香港では不淨所が町の眞中にあります。奈良の三笠山から見る監獄が一つの目ざわりであるやうに之れも亦一つの目ざわりには違ひない。

わたくしは今此の不淨所を訪づれんとするところでもあります。

察されることで海外出張の大半の目的を達し得るかも知れません。だが香港にはまた香港特有の犯罪が規律されて居ります。阿片に關する罪 (the Opium Ordinance) がそれであり、水利に關する罪 (Water Works Ordinance) がそれであり、つうして伐木の罪 (Cutting trees) 等がそれであり、

香港が英國に支配されて居るとはいふものゝ香港は支那の一角を爲しさうして支那人が多數に棲息するところであり、就中その地が歐亞の中繼貿易港たる以上國際的に注目をひいて居る阿片の問題に付ては香港政府は特に神経を病む責務を感じねばならぬこととあります。一九二七年十二月卅一日則ち昨年末の統計によりますと昨年中の入監人員が四千八百四十二人であり、その中オピウム・オーデイナンスは實に二千七百七十五人でありました。

水利と植林事業とは香港の死活の問題であります。僅に周圍二十七哩の一小島ながら氣持よく青々として居るところ、清水のつきざるところ、それらはいづれも英國政府の努力の賜であります。換言すれば樹木と水とは香港を瘴癘より救ひ、香港を今日に導いたのであります。その樹木を伐り、その水を汚すことは香港政府としては到底忍ぶことが出来ないこととあります。昨年中に於て、伐木したものが六十一人、水を汚したものが六人、何れもその意味に於て監獄につながれて居ります。

香港の裁判所も亦英國のそれの如く神聖さと威厳とを確保することに付ては特に注意を拂つて居るやうであります。さうして、一般から裁判所を嚴肅なものとして考へられて居ることは法廷秩序に關する罪が案外に少いことによつて知ることが出来ます。昨年の統計によると法廷に於て唾を吐いて監獄に入れられたものが六人ほどあります。法廷で唾を吐く罪 (Spitting in Court) 日本などでは法廷で裸になつて暴れても高々退廷を命ぜられるに過ぎないのですが唾を吐いて監獄に入れられるなどは一寸想像もつかぬこととあります。だがその罪が定められて以上一年間に六人といふ數は決して多いものではありません。

犯罪状況を一般的に觀察致しますと何といつても阿片に關する罪が第一等で前述の通り入監者の大部分をしめて居ります。さうして財産犯が之に次いで居りますがその中で詐欺罪 (Unlawful Possession) が四百四十五人窃盜 (Stealing) が百七十六人それに次いで賭博罪 (Gambling Ordinance) の二百一人が多い方になつて居ります。

犯罪は年々増加して行くのださうであります。四月二十日丁度わたくしたちが香港についた日の新聞には監獄がオーバー・クラウド だといふ記事がのつて居りましたがたしかに定員よりもずつと増えて居るやうであります。

試みに過去十年の人口の増加状態と犯罪人の増加状態とを比較して置きましょう

年次	香港の人口	懲役	人口との割合	各種囚人の一 日平均人員	人口との割合
一九一八	五五八・〇〇〇	二二四	〇・四〇	六〇一	一・〇八
一九一九	五九八・一〇〇	二五九	〇・四三	七五六	一・二六
一九二〇	六四八・一五〇	二七五	〇・四三	七五五	一・一七
一九二一	六六五・三五〇	二三一	〇・三五	七六四	一・一五
一九二二	六六二・二〇〇	二五九	〇・三九	七八七	一・一九
一九二三	六八一・八〇〇	二九四	〇・四三	八六一	一・二六
一九二四	七九九・五五〇	三四五	〇・四三	一・〇六六	一・三三
一九二五	八七四・四二〇	三九四	〇・四五	一一一六	一・二八
一九二六	七八六・九二〇	四〇九	〇・五二	一・〇五四	一・三四
一九二七	八九〇・四〇〇	三九二	〇・四四	一一八九	一・三六

十年前に六〇一人であつたものが今日では千八百八十九人といふ數になつて居ります香港には千人に付て一人と三分六厘丈の犯罪人が居ることになるのださうです。

香港には今日中々強盜が多いさうです。殊にそれはピストル強盜ださうであります。従つてそれ等の逮捕には警察は全力を盡して居るさうです。一九二七年には二十一人それ等の罪によつて死刑に處せられたさうですが今日では五人ほど入監中でありましてその何れもが近き將來に於て絞首臺 (香港では絞首) の露と消へねばならぬ運命にあります。

香港に於ける犯罪現象はしかく多事であります。その多事多難のときにしよして監獄は如何なる對策を講

じやうとして居るでしやう。

それもわたくしには興味のある問題としてます。監獄見學を咬られるやうになつて参ります。

わたくしを乗せたタキシードは勢よくヴィクトリヤ・ジェールに走る。そこにわたくしは典獄(Superintendent)のフランクス氏 (J. W. Franks) を訪ねる。氏はヴィクトリヤ・ジェール (Victoria Gaol) と警察監獄 (Police Goal) との二つの典獄で七十の坂を超した人だといふことです。

折あしくフランクス氏はヴィクトリヤに居ない。私は刺を副監獄官 (Assistant Superintendent) (香港では典獄のことを監獄官と支那譯されます) のマクラウド氏 (Mr. McIaud) に通じて參觀を許されるやうにと願つた。茲にわたくしは氏の好意によつて詳細なる視察を遂げることが出来るやうになつたのであります。

◇

ヴィクトリヤ・ジェールは随分古い監獄であります。一八四〇年頃に建てられたものですからかれこれ百年近くの星霜を経たきたならしい監獄です。土地が傾斜して居る關係からその建物は二階あり、三階ありまた四階があつて洵に雜然として建てられて居ります。けれども流石にパノラマ式 (panoptischer Bau) の建方丈は忘れられて居りません。わが日本の監獄が之れを模倣した關係もありましょう、獨居房の窓や房の大きさはどこかに似かよつた點を見出すことが出来ます。

昨年十一月十日のことです。四人の囚人が逃走 (escaping) を試みて成功したことから監獄當局は貴監獄の古きありと主張した結果今日は丁度大修繕をやつてるところであります。同時に上海と違つて此處には人道主義の潮流がよせて來たのか病院をも大改善をやつて居ります。此の仕事は速からざる中に完成することでありましょう。その曉に於ては病囚達は明るいさうして換氣の完全なところに新しいベッドの上に構はることが出来ることとなるのです。この監獄に醫學的に面白いと考へられることが二つほどあります。一つは解剖室で他の一つは燥狂の收容室であります。前者は不完全ながらに日本に未だその設備がないので羨まれますし、後者はその設備が完全な點に於て注目に價するのです。

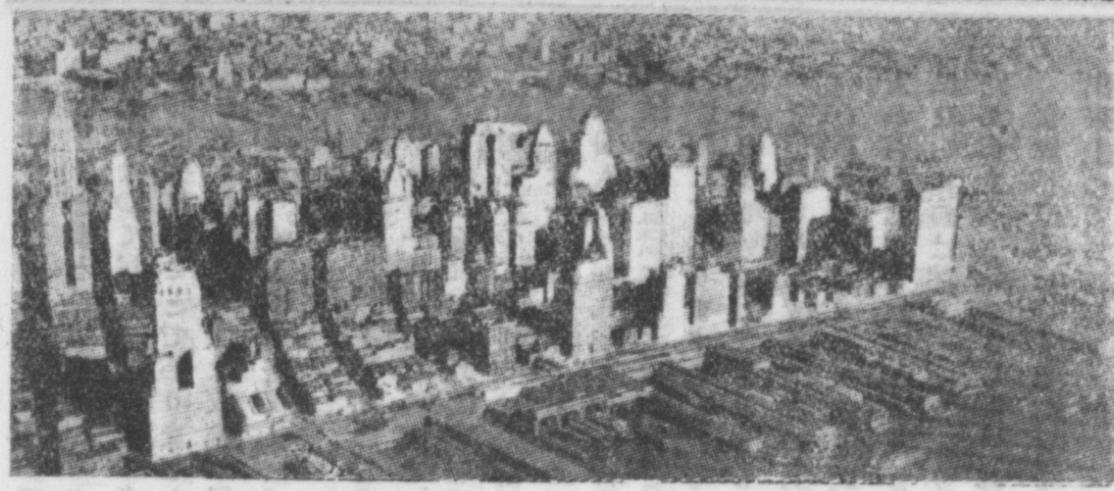
燥狂の收容室は四壁に極めて丈夫なマットに稍黄色味た白ペンキがあつくぬられて居ります。さうしてそのマットと壁との中にはキルク様のものが厚さ一尺ばかり入れてありますので狂人が頭を打てばはねかへる仕掛になつて居ります。その色合ひといひ、構造といひ少しの惨忍さを認め得ないのはわたくしに愉快を味はして呉れたことでありました。わたくしは此の様な設備が早くわが日本でも出来て欲しいといふ感じを強くもつたことでもあります。大して金もかゝらないことでしやうから先づ當面の問題として實行されたならどんなに嬉しいことでありましやう。

獨居房は六百六十六房ほどあります。それに雜居房が數個ありますから現在の人員七百五十四人に對してはぎり／＼一杯のところであります。かくてこそ新聞がオパー・クラウドとかき立てるのでありますしやうが、しかしそれが爲めに獨居房に三人も繋ぐやうなことはありません。

獨房といつても晝間は全部房外で働きますので夜間獨居制が採用されて居るのです。近くは一九二六年に於けるベルジツクの第一回國際刑法會議に於て、また一八九五年のバリ國際監獄會議以來囚人には能ふ限り房外作業をさせるやうにしやうといふ約束がとりかはされたことでもあります。その約束は此の監獄に於ては實行されては居りません。その一つの理由としては房外に耕耘地を持つて居ないことが原因して居りますし、その第二の理由としては雜多な人種によつて住はれ、繁華な市街を持つて居る香港のその地勢によることでもあります。

だが少くとも改善主義の上に立つて居るヴィクトリヤ監獄は此の國際的潮流にのらねばならぬ地位に居るのであります。マクラウド氏はわたくしにかく申しました。ヴィクトリヤ監獄は洵に古いさうして悪い監獄だから君に見られるのが恥かしいと、けれども、マクラウド氏よ。監獄が財政の爲めにわれ／＼の思ふやうにならぬのは獨りヴィクトリヤに止るものではない。わたくしは監獄の古きを非難しやうとはしない。只君たちがもつと適當な場所に移つて、君たちの理想を實現せんとするその努力を買つて居ります。

實際香港では今や效外にその新しい監獄を建てやうと計劃されて居ります。わたくしはそれが一日も早く出来上つてフランクス氏やマクラウド氏の努力がむくひられるやうに祈つてやまない。(Crank)



スカイ・スクレーパーの アメリカ

—The sky-scraping America—

チオージ・ラツセル

(冒頭の寫眞版はニューヨークのマンハッタンである)

スカイスクレーパー(摩天樓)のアメリカ!!
 昔つてアメリカの或る詩人はニューヨークを歌つた詩の中で、このスカイスクレーパーを「欲望の矢」(“Arrow of Will”)と呼んだ。然り、欲望である。アメリカ人の飽くなき欲望の燃え上つて凝り固まつたものがスカイスクレーパーとなつたのである。舊世界を逃がれて新しいアメリカの天地に解放されたバイオニア(開拓者)の慾望が、その血が、あり餘る自然の資源にはぐくまれ、猛烈な機械力に煽られて、コンクリートとステイールの炎となつて高く燃え上つたのである。何といふ天を畏れな名であらう。スカイスクレーパーとは直譯すれば「空をひつかくもの」といふのである。建築は人間が地上に於ける自己の存在を主張し擁護するの慾望から生れた藝術である、自己の存在を主張するのは可い。當然な慾望である。然し自己の存在を主張するために、「空をひつかく」必要が何處にあらう。エキストラバガンス(過度)である。馬鹿くしいばかりではない、一つの罪惡である。ネメシスの怒りに觸れずにはゐない。己にアメリカは自ら求めた欲望の自由

のためにローレスネス(無秩序)に苦しめられてゐるのである。アメリカが世界に比類なき犯罪率を示してゐるのは毫も怪しむに足らない。飽くなき欲望を満さんとするものはあらゆる規範と法則とを一蹴して顧みないからである。スカイスクレーパーの都は同時にクライム・キャピタル(犯罪の都)である。凡ての文明が然りしようにアメリカの文明の危険はエキストラバガンスに在る。

されども、君よ、彼の白日を射て直ちに蒼空に還まらんとするスカイ・スクレーパーの勢ひを三百メートルのウィルウオルス・ビルディングを只だ馬鹿々々しいと笑つちやいけない。飽くまでも尖がらうとするのだ。憧憬を有つてゐるのだ。尖りたいのは人間本来の慾望であるからだ。わたしはアメリカのスカイスクレーパーを見て、現實をはなれて無限を追はんとする浪漫的精神の、人間に存して宿命的なるものあるを今更ながら思はざるを得ないのである。無限を追ふものゝ歡喜と悲哀!スカイ・スクレーパーは永久に解くべからざる此の謎を彼蒼に訴へてゐるものとも云へる。さらにまた、或意味に於て、無限を追ふものゝ避くべからざる悲劇のシンボルだとも云へる。

日本は瓦家根の國である。
 わたしは幾度か上野の山に立つて、ひらべつたい瓦家根の東京を看下したのだらう。そして、あのおつかぶさつたような瓦家根の下で、長火鉢のまわりで營まるゝ、小さく納ま

つたつ、まじやかな我等の生活をしみぐ思ひめぐらしてみた。ニューヨークのスカイ・ラインを騒がす「欲望の矢」に似たものは東京の空の何處にも見當らない。一望瓦の海である。砂漠かもしれない。あつたと見たのは、それはニコライ堂のドームであつた。日本は平和である。日本に悲劇はない。スカイ・スクレーパーのアメリカ。

瓦家根の日本。
 何たるコントラスト(相反)であらう。スカイ・スクレーパーは飽くまでも伸びんとする。瓦家根は小さく納まらうとする。アメリカと日本との生活の差異はスカイ・スクレーパーと瓦家根との差異である。大平洋を挟んで相面したこの不思議なコントラストは我等に何を教しへるのであらうか。日本人は深く思はなければならぬ。

年が年中ブリズン……で、しかもこの頃のらん氣と来ては、刑務官諸君もたまらない。諸君はとにかく、第一、ほんやく屋がたまらない。で、今月はぐつと氣を變へて、涼しい大平洋を一と跨ぎしてアメリカ見物と洒落れました。左に譯出するのは、アイルランドはダブリン市の週刊「アイリッシュ・ステーツマン」誌の主筆で、欧州ではかなり有名なサオージ・ラツセル氏が最近アメリカに遊んで得た印象と感想とを同誌上に書きつけたものです。えらくアメリカを讃めちぎつてゐ

ますがあんまり怒らずに読んでやつて下さい。これも一つの見方です。とにかく、筆者が説くように、已にアメリカに新しい文明が展開しつつあるといふことは、何人も見逃すことはできないでせう。

—K.N.—

船がニューヨークの港へ近くと、その巨大な建築物——スカイスクレーパーを云——が林の如く群り立つて天に逼るのが眼に入るのである。看るものゝ心臓は急に波打つのである。それはコンクリートとステイール(鋼)との恐ろしい險崖を築き上げた此の民族の測り知るべからざる力に對する讚歎の心のとゞろきである。一度市へ入ると、次から次へと此の巨大なアーキテクチュア(建築物)の連りで、断えず新しいものは古いものの傍に築かれ、それはくつきりと美しい線を劃して大空にそゞり立つのである。ニューヨークでもスカイスクレーパーの最も多い海沿ひのマンハッタンでは、街路は谷底のように暗く、空を仰がふとするものゝ眼は俄かに眩めくのである。更らに此の大きな建物の間には、處々に、チャーチのスパイヤ(尖塔)が聳へて、夜になるとその尖塔の頂きに點せらるゝ燈明の光

りは燦として星の如く、若し人あつてその何處なるを知らないで尖塔の頂きに置かれたなら、天に群がる星も亦た、空に聳ゆるその建物を無邊際に連ねしめる光りの座とも想ふかもしれない。

これから先き更らに半世紀経つたら、ニューヨークはどんなものになるであらう。已に今ですら、ニューヨークは古い々々物語の中の都とも見えるのである。只だ茲處ニューヨークにのみこそ、彼の古のバベルの塔を工夫した藝術家の夢想以上に、高い建築が現實となつて聳え立つてゐるからである。遙かに高くスカイスクレーパーの最上層に小さな光りを仰いだものは、多分、其處でカルデアの魔法使ひがネブカドネザル(バビロンの王)のために星占をやつてゐるかとも思ふであらう。シカゴもニューヨークに劣らず深い感銘を興へるのである。しかも、其處ではスカイスクレーパーは更らに一層うす暗く、亂暴に群り立つて、其間に人間の生活は日夜を分たす波立つてゐるのである。後からくと市は市に次いで、勝手次第に己の吐む所に従ひ、アメリカの平野にこの恐ろしい人造の險崖を築いて行くのである。アーキテクチュア(建築)といふ藝術は現代アメリカの偉大なる藝術である。文明

の第一段階は先づ成形藝術(建築、彫刻の類を云)の完成に在りと曰はれてゐるが、アメリカの文明は今やそのフアースト・ステージ(第一段階)に在るのである。鐵道のステーションさへも何となく恐ろしい神秘の感が懷かれるのである。一度びニューヨークの中央ステーション(グランド・セントラル)やペンシルバニア・ステーションに足を入れれば、何人もその大きいのに驚かないものはあるまひ。その廣大なことは何かしら神秘なものを藏してゐるテンプル(殿堂)にも似て、自から帽を脱して聲を潜めなければならぬやうな氣持になるのである。

スカイスクレーパーがアメリカ合衆國に生れたのは、この世紀に於ける一つの驚異と云はなければならぬ。我等がスカイスクレーパーの有つてゐる意義と夢とを解釋しようとするならば、是非其それを築き上げたアメリカ人の何物たるかを知らなければならぬ。自分は信するのである。スカイスクレーパーの有つてゐる意義と夢との中に、これから先きの人類の運命を解くべき鍵は潜んでゐるのであると。

アメリカ人は親切である。アメリカ人より親切なも

のは一才見當らない。彼等は自分を好かないものに對しては傲慢であるが、若し眞實偽らざる親しみを以て彼等を迎へたなら、彼等は誰れにでも好意の限りを傾けるのである。彼等に親しむことは容易である。誰れでも好きになれるのである。彼等の心は若いからである。合衆國の民ほど若々しい國民が何處にあらう。合衆國は歡喜の國である。

然しながら、彼等がその性情に於て若いからといつても彼等の若さが彼等の「祖先の大陸」(Ancestor continent)たる歐州に比して、その能力が劣ると思つてはならない。あのアメリカの平野に多くの大都市を建設した彼等は決して老成者ではないのである。只だ若い、伸びよう／＼とする。であるから、現在の合衆國の教育は深い主觀の根を培ふとするよりもむしろ外部生活の活務に對する能力を平均に高めようとしてゐるのである。彼等は内を觀ようとするよりもむしろ外へ眼を向ける。それも、彼等の生活が餘りにすばらしい爲め、彼等は魂のどん底に沈潜するよりもいち早く地上の現實へと誘はれてしまふのである。その地上で彼等は殆んど信すべからざる大きな事業を次から次へと成就してゐるのである。そして、小供が自分のでかした

ものを看て喜ぶようにその事業を自分で看て喜んでるのである。しかも、また一方には、その成就した事業に幾分かの疑念を懐いてゐるのであつて、喜ぶ傍から、傍人が果してどう考へてゐるかを氣づかつて、その考へを知らうと求め、そして、彼等の成就した事業から、生れ出づべき更らに一層善い何物かあるならば、其何物かについて他人が或る直覺を有つてゐはしないかと、それを知らうとして他の批評に熱心に耳を傾けるのである。彼等は何物かを求めて已まないものである。彼等は始終事業でもビルディングでも、出来上つたかと思ふと直ぐにたゞき壞はして、平氣で新しくやり初める。それは彼等の生命の奥處に一つの源泉があつて、其處から彼等の性格の秘密を更らに明かに映し出す新しい心象が斷えず後からミミと湧き出して来るからである。彼等は已に彼等自身の型になつた美と雅趣とを成就しつゝあるのである。アメリカの女性は已にその衣装に於て幽雅な趣味を殆んど一般に標準化したのである。色彩と容姿とに於て藝術家の心持を傷つけるような女性を見ることは稀れである。まつ紅に唇を染めるのはちと閉口で、かわいらしい娘までこのいやらしい流行を追ふてゐるのである。もつとも、これは青春

の一時の流行氣分で、二三年の内には多分この風は熄むことゝ思ふのである。アメリカのガール達は實際自然にチャーミングな(愛らしい)處があるのだから、生色の褪せかゝつた娼婦のやるごまかしを學ぶ必要はないのである。アメリカの女は大抵皆智識慾が盛んであらゆる思想に飢えてゐる。この智識慾が彼等自身のために又た廣く社會生活のためにどんな發見をもたらすかは容易に知ることはできないが、現在に於ては、この智識慾は水底の氣泡が水の上の自然の大氣を求めて浮み上がらうとしてゐるにも等しいものである。と自分には感ぜらるゝのである。

男子は女子ほど智識的にいら／＼してはゐないが、しかし彼等の性格の中には、無限を追ふロマンテイシズムと絶對を求むるアイディアリズムの要素をかなり多量に有つてゐるのである。たとへば、ホードのような大工業家にしても、決して錢儲けが唯一の目的ではなく、その事業にはたしかにこの二つの要素が含まれてゐるのである。凡ての人が殆んど濫費と思はれる位に物惜しみをしないのである。彼等は興ふるものは興へらるゝ、との

靈の法則を經濟上に應用してゐるのである。何人と雖その愛たると美たると想像力なると智力なるとを問はず、己に存するものを他に興へて惜しまないものは、自から斷えず衷から糧を興へられてゐるのである。この靈の法則が經濟界に行はれて、アメリカ人は自己の勞力によりて得たる所のものは惜し氣もなく使つてしまふのである。而して、此の濫費に近い生活は經濟學上に謂ふ所の消費を促し、更らに翻つて生産に反動を與へるのである。アメリカの現在のプロセスペリテイ(上景氣)はこの消費と生産との相互作用から生れてゐるのである。金使ひの荒い國民は景氣の好い國民である。アメリカ人のこの殆んど本能的とも見える法外な消費振りは見てゐても痛快だが、一方では、この國の天然資源は余りに惜しげもなく浪費されてゐるのではないかとの疑問が起つて来るのである。成程、自分の勞力で得たものを消費するのは差支へない。然しながら、アメリカを旅するものゝ何人も見る如く、到處フアーマー(農場を營むもの)が行つてゐるように、めちやくちやに森林を伐り倒し、油田を干し竭し、土地を爆破して地味を搾取し、其他あらゆる方法で天物を暴殄して顧みず、恰も子を持ちすぎた女のように疲憊

した自然を己の子孫に遺すといふや、方は果して正しいと云へるだらうか。

アメリカは歐羅巴の文明教養の延長である、とは、屢々曰はれることであるが、それは皮相のみに過ぎない。子供にはみんな親があるといふのが事實であるように、アメリカが歐羅巴の延長であるのは事實であるが、然しながら、子が親と異つた特殊の性格を發達させると同じく、アメリカ人といふこの新しい民族も亦た独自の特殊な力強い性格を發達せしめつゝあるのである。アメリカには今や一つの新しい文明が展開し始めてゐるのである。その文明を支配して行くべき特質の何たるかは或は少數の人には氣付かれてゐるかもしれないが、固より尙ほ未だ明確には指摘することは何人も能くする所ではないのである。

偉大なる文化は偉大なる宗教と同じく、その發生の當初に於ては之に唱和するもの少いのを常とする。後來その社會を支配するに至るかもしれない思想は之と反對の思想の覇を稱へてゐる社會に生れ出づるものであつて、然る後、其處には、この二つの思想の間には、昔しのギリシヤの哲學者の曰つたような、一つの

ものは他のもの、死によつて生きる」(“One lives the other's death”)といふ二者並び立つことのできないはげしい闘争が初まるのである。

合衆國に何が起りつゝあるのであるか、何が起るべきであらうか。余はそれは世界的意識に似た或るムード(氣分)ぢやあるまいかと思ふ。精確な語は得られないが、白々の市街でかういふより外仕方がないのである。往古の世界に在つては、旅行は困難でもあり危険でもあつて世界的意識といふようなものゝ、生長すべき物質的基礎となるべきものは存在してはゐなかつたのである。かるが故に、支那、印度、埃土の文化はいづれも皆内面的で、自家の内事のみあくせくしてゐたものである。鉄道、汽船、海底電線、無線電信、航空輸送、國際經濟組織等の、人体にたとへれば神経統にも比すべきものが世界の各部を連結するに至つたのは僅かに前世紀の事であつたのである。今や世界の響きは到處何人の耳にも在るのである。固よりそれはヨウロツバの耳にも響いてゐるのであるが、然しながら、歐州人はぐまされたのは世界の懐ではなかつたのである。歐羅巴も亞細亞も、其の性格は古い幾世紀かの間に形作られたもので、時代は變つて新しく

なつても彼等の強度の自己中心主義からは幾何も變つてはゐないのである。之に反して、アメリカ人といふものは生物學上から見ても人類のあらゆる種族から出來上つてゐるのである。合衆國民の生物學上の祖先はユウロピーアンであり、アジアティックであり、アフリカンであり、尙ほ其上にアメリカ土着の先住民族のアメリカン。インディアンも生き残つてゐるのである。人類のメルティング・ポット(坩堝)だとはいに久しく言ひ古るされた語である。歴史上今迄の人類の有つてゐたものよりも更らに一層複雑な、無意識の中にも廣い大きな親和力を有つた一種獨別のメンタリティー(心理)がこの多種多様の大衆の中から生れて來るのはむしろ自然ではあるまいか、余はエマーソンやホイットマンやソローや及び其一派の、アメリカ文化の精神的の胚種となつてゐる文學者達の書いたものを讀む毎に、彼等がアメリカン、シテイズン(公民)たるが如くに當然また地球の子であるもの如く自分自身を考へてゐるのを面白いと思ふのである。この文學者の一群は已に彼等の作物の中に世界意識に似た或るものを明々地に示してゐるのである。

尙ほ之に止まらないのである。アメリカの政治家は已に世界政策を開陳しつゝあるのである。國際聯盟(League of Nations)の如き、世界平和(World Peace)の如き、とにもかくにも、自家の利害を超越して、世界人類に對する義務について何等かのセンス(心持)を有つてゐるものでなければ敢て提唱し得る所ではないのである。アメリカ人の慈善事業の獨り自國內に止まらず、廣く世界に跨つて行はれてゐるのは、世界の悉く見て以て快とする所である。ロツクフェラー・フワウンデーション(——慈善財團)の如き最もその著明なる一例で、洋の東西を問はず、日本に對しても(ロツクフェラー財團がわが帝國大學圖書館建設のため二百萬弗を寄贈したるは普く人の知る所である)、フランスに對しても、イングランドに對しても、ベルチアムに對して、その隣國キヤナダに對するが如く、等しく好意を傾けて毫も惜しむ所はないのである。

余はこの世界意識がアメリカ人の何人にも存してゐるとは固より言はない。それは極めて少數の人々の間に存してゐるのである。普通のアメリカ人は世界意識などといふことは理解してもゐないかもしれないのである。彼等は初めには、彼等の間の偉大な人物を動かしたこの世界的な思想に對して不快の感をさへ抱くのである。然しながら、彼等の心身の中には同じ素質が潜んでゐるのは否むことはできないのであつて、終には羊飼ひの聲に隨つて行く羊の群のように、よろめきつゝも此の思想に曳きづられて行くのである。苟かに思ふ。來るべき幾世紀かを通じて、この驚くべき國民の中には、一箇の世界意識がそれと全く相反した思想と闘ひつゝ益々生長して行くであらう、と余は考へてゐるのである。固より、この反對の思想も其自身意義のあるものであり、正常な基礎を有つてゐるのは當然の事であつて、凡て人間の智識能力は我等自身の裏に存する相剋する二つの思想の闘争によつて磨かれて行くのであるが、この事は偉大な文明を支配して行く諸の思想についても等しく言へるのである。余は合衆國の高邁な思想家に抱かれた世界意識、進んでは世界に對する義務の觀念が、大衆の心理と闘ひつゝ次第に之を征服して、凡ての人類は悉く One King (一人の王——神を云)の子供である、といふ思想を、アメリカは勿論、恐らくは廣く世界に確立するに至るべき幾世紀かを胸中に描いてゐるものである。

Literary Digest, June 30, 1928.

刑務官の手記

収容者に明るい

氣分を與へよ

圭堂生

大宇宙の真理に明暗はないが人生に明暗を否定することは出来ない、而も吾人は明を喜び暗を厭ひ明るい人生、光ある生活を憧憬して居るでなからふか、芽も光を享けて開き、金も石も明に依つて光彩を發するでなからふか、明の境地は光の存在で茲に吾人の活躍あり奮闘あり努力あるのであるまいか、環境如何に暗くとも心胸明るければ非常なる活動絶大なる精進を實現するでなからふか、

戸の隙を洩るゝ旭光によつて室内を浮遊する塵埃も金沙の如く輝くでなからふか、前途の光將來の望は人生の航海に於ける燈臺であり磁針である、狂暴なる風雨澎湃なる怒濤の苦艱は光と望の彼岸あつて忍耐され努力さるゝでなからふか、左すれば収容者の甦生の針路に於て此光と望なる明るい心が必要でなからふか、明るい心なき人生は燈臺磁針なき航行と同じく心胸の月は常に雲霧に鎖され煩悶と昏迷が活動力を鈍磨し耐忍性を消散せしむるでなからふか、重大犯人、思想犯人は前途の光なき不治の肺患者より出づる實例を見るでなからふか、犯人殊に累犯者は多く此光と望なき爲め自暴自棄に陥りたるものでなからふか、

明るい心は明るい氣分の集積であり沈澱である、左すれば収容者に明るい氣分を持たしむることが行刑の第一義であるまいか、収容者は其環境が何程暗澹でも前途に光あり將來に望あらば其襟懷は春の如くで其心身の船舳は修養鍛練なる布帆、節制努力なる東風とて彼岸たる人格眞習の陶冶を達せずにはまぬでなからふか、現代の行刑官よつて進して居るだろふか、

時代の流は刑務所の應報の泥土を洗ふて改善の金石を光らして居る、表門の鐵扉を撤廢せられ、房舎の隔戸は擴大せられ、職業の訓練は海波を壓し、舊時の牙城は刻々崩壊しつゝあるか此新しき施設が其形式によりて直に収容者に明るい氣分を持たせ甦生の糧食たる明るい心情を與へ得るだろふか、牆扉高く房窓狭くとも釋放後の營生の信念が確に培はれ出所後の善處の思索が眞に建てらるゝならば其胸懷が常に光風霽月でなからふか、此信念此思索が奮闘の原因となつて甦生の努力を促進するでなからふか、假に此信念此思索が迷誤に立つものとしても其明るい氣分、明るい心持による活動は迷誤を實際化する結果に到達せしむるでなからふか、迷信に陥りし人が迷信を笑ふ人より却て人格高潔志操堅固世に奮闘する者なることを吾人は實驗して居るでなからふか、

人生の無常を説くはよし朝の紅顔夕の白骨を話すもよし、無し之が爲めに宗教心乏しき収容者の人生觀に寂しき感を與へ延て宵越の金を持たぬ江戸つ兒氣質明日をも知らぬ我命なる悲觀、太く短く世を暮らすなる妄念を植付くる憂がなからふか、無常は宇宙の眞理白骨は人間の終焉であるが人の生命身體はそれ程脆きものでない、一定の年齢まで生存したる者が直に死亡する者は其幾千万分の一でなからふか、二十歳の人で四十歳まで生きぬ人は何百萬分の一であり四十歳の人で六十歳まで生きぬ人は何十萬分の一であり六十歳迄生きた人で八十歳までに死ぬ人は其何萬分の一でなからふか、左すれば死亡も實に寥々たる率でなからふか、然らば収容者に生命の長久なる印象を與へて明るい人生觀を感ぜしめ奮闘努力節制精進を誘發して利那主義の不良觀念を滅却せしむべきでなからふか。

「刑政」に因みある俳句

富山 夢 禪

友人の勸むるがまゝに、俳句を習つてゐるうち、つひ「刑政」に關する句が目につき、書き留めたのが五十句になつた。これを機會に紙面を拜借します。

春

船小屋に賭博開くや松の内 紅綸
大道は賭博にせまき睦月哉 一龜坊
野の梅や盗みますると大聲て (失名)
盗する鶯も舞ひけり春の空 關更
臘夜や女盗まはかりこと 子規
春月や濱のいわしに小盗人 栗川
軍門に賭博の民やちる柳 青嵐
獄を出て青天白日の櫻かな (失名)
馬賊走せ去つて影なし野路の蝶 繞石
馬て行く女囚映して水温む 挿雲
花もなき流人の鳥の霞かな 鬼面子
赦に逢ひし流人の舟や屋氣樓 糸柳
屋氣樓流人が霞吸ふ日かな 小刀

夏

短夜の寺に盗人這入りけり 船山
短夜や隣の大官囚はれし騒き 陸村
城跡の石牢のこる夏木哉 鹿山寺
稻妻や獄門の首われを見る 子規
牢奥の驛路過ぐる暑さかな 青楓
海賊の村に水くむ早かな 子規

秋

盗人に出逢ふ狐や瓜畑 太祇
外風呂に瓜盗人をおとしけり 南天子
西瓜かと盗み戻れば冬瓜かな 鬼面子
盗人の忘れ手拭か瓜畑 皓火
盗人の轉はして行く西瓜かな 龜翁
盗人の頭うちたるふくべ哉 青奇
芋盗人大糞して居し夜長かな 砂泉
峰の猿且暮に柿を盗みけり 夢人
柿にゐる朝の鳥や泥棒啼き 虛吼
山寺の柿盗りに來る猿かな 文化
芋盗む蝮を見て居る案山子哉 鹿山寺
足もとの豆盗まるゝ案山子かな 也
句盗人月に面をあけにけり 遷鳥

現代の時勢は不景氣であらふ、生活も困難であらふ就職難であらふ、然し徒に之を叫ぶことは收容者に釋放後の恐怖心を喚起し奮闘力を消磨するでなからうか、即ち暗い氣分寂しい心持を興ふるものでなからうか、然し幾千萬の多数の人は奮闘努力營生の行路を辿り幸福なる憧憬を越えて居るでなからうか、社會は誠意あり勤勉なる人格者の欲乏を絶叫し此の如き、人は其何たるを問はず展を倒にして迎へられ確乎として其職に安んじて居るでなからうか、左すれば誠心誠意を厭はず賃を量らず處を求めず職を撰ばず事に従ふならば衣食に苦しむ事はないであるまいか、

現時の就職難を呼ぶ多くは職業の選擇場所の欲望賃銀の要求に基いて居りつまり我儘勝手といふ譯でなからうか

少くとも此現狀を仔細に徹底せしめたるならば收容者にして人格を重んじ利益を顧みず誠意水火を辭せざる奮闘努力を爲せば營生の安定なることを信ぜしめて氣分を明るくし光と望とを持たしめ節制努力により鍛練陶冶を達し勉生の果實を結ばしむることが出来るでなからうか、雜駁なる記事皮相なる論説を瞥見し生活苦就職難の受賣を爲すは只收容者に暗き氣分を興へ自制自奮の力を弱からしむるものでなからうか、

雲散すれば月輝き濁澄めば水明である、團圓千刻なく濁水一秋なしとせば收容者の一時の反則二三の放縱を目し個性の發現と斷じて永續的處遇の基調とするのは誤つて居るでなからうか、善良なる舉措改善の態度を猫被りなり手段なりと狐疑するは收容者を暗き心に導き勉生の努力を失はしむるものでなからうか、月輝けば雲なく底明かなれば濁なき虚心の取扱坦懐の處遇は刑務官の標度でなからうか、又收容者に明るい氣分を興へ明るい心を植ゆるものでなからうか、過勿價改で一朝の懲罰で永久を睥睨する遇囚は矛盾の行刑でなからうか、

行刑は收容者の明るい氣分によつて効果を現し明るい心情により成績を収むるでなからうか、左すれば明るい氣分を離れ光と望を興へず憐愍を以て徒に耳目を悦ばし心神を樂ます盲目的無批判的の温情主義は行刑の寶石を泥土に投ずるものでなからうか。

—(完)—

嫁盗みの隠し車や桑の月 杉陽
葉かくれに盗人猫や葡萄棚 太紙
盗りし丈の枝豆與へ放ちけり 其月
夜霧こめて貨車に又點く賭博の灯 草時雨
月すさましく水盗む人よりけり 水裏
秋風の流人載せたる小舟かな 瀬水

冬

追放人に月盡の如し風す 徂春
白波のあとさして行く夜冬かな (失名)
親船に賭博の灯にや千鳥啼く 寅申樓
賭場近く標の紙や冬木立 禪壽寺
風や囚人達の砂利運ふ 虹路
千鳥鳴くや女囚を載せし流人船 汀舟
小夜千鳥上蕩流す船出かな 容逸
盗人に鐘撞くや冬木立 太紙
盗人にとり残されし窓の月 良寛
師走の子日南に寄りて博戯かな 天門
盗人に逢ふた夜もあり年の暮 芭蕉



明年度の司法省豫算が出来たやうだ、それには刑務改善に力癩を入れたといつてゐる。曰く、少年刑務所の所長を典獄に、刑務出張所長を看守長に昇格。又教誨師の定員を増す。及び看守諸君の勤務時間緩和のため、に六百四十二人の看守増員をする等々。いづれも結構、宵の喜びに終らぬやう祈ります。

もう九月になつて蚊帳の心配でもないが、次第と改造せられて行く居房は西洋式で、これには窓蚊帳を用ゐて居る、この窓蚊帳では暑くても

窓を明けられず、又四隅の隙間とか鍵穴から蚊が侵入する。名案あらば司法省へ教へてあげて下さい。

警視廳の閻魔帖に載つた不良少年は今後保護少年と改名、刑事要視察人の取扱から引放して、視察ばかりでなく保護善導を主として就職の口入までしてやることになる。

少年刑務所での青年訓練は春から始まつてゐる、その成績はよいさうですが、具体的の通信を希望します。

醫療に用ゐる來つたX光線で、頭蓋骨の寫眞を撮つておくと犯罪者の確實並に變死者の死体決定に、指紋以上の確實性をもつ事を最近アメリカで發明。

姫路少年刑務所では、今夏から收容者の竹の子笠を廢して椽廣の麥藁帽子を鼻中だけ採用する事にした。また高知刑務所では鼻中清涼飲料水を給した。

米澤支所は一人の收容者もなく、看守さんは草むしりしてゐます。(新聞紙七月所報)

朝鮮春川支所は、製品廉賣會を六月廿三、四の兩日商業組合と物産陳列館の二ヶ所で大々的に開催、この賣上一千圓、昨秋に比し五百圓減。また京城刑務所は七月四日から南大門外廉賣所二階で開催、毎日大人氣で十日までつづけた。

福岡刑務所では久留米緋の工賃値下を八月一日から斷行した、それで緋業組合からは「幸先よし」と大に景氣の直つたやうに喜ばれて居る。

味のページ

ダーリア物語

私はダーリアといふ花の少女です。もうそろそろ私達の黄金時期も近づいてきました。皆さん、一つ私の生ひ立ち話を聞いて下さい。

皆さん御承知の通り私は夏から秋にかけて花を開く植物で、特に日本では二回の花期を持つて居ります。——私の一生の仕事と云へば、まあ花を咲かせて人間の心と目を楽しませる位なものでせう——第一期は六、七月頃ですが此時期は日光が強いから、私本来の美しい色彩を著す事が出来ません、それで九、十月頃になる第二期が専ら私の生命であり又全盛期です。

此時期を過ぎると冬になり私の仕事は終ります。そして私も人間と同様一人前に露地を離れて暖い所へ避寒して、ゆつくり来年の準備をするのです。尤も私の避寒地は避寒地と云つても、伊豆でも箱根でもありません。私の避寒地は乾燥砂土の下、二、三尺位の所でその上には土や藁、藁、炭俵の類があり、その上に土がカマボコ形にのつつた所です。

そうして冬が過ぎ春になると又避寒地から、一定の住所へ歸ります。私達が住所へ歸つてゆくことを園藝家は植付と云ひます。又私の住所は園藝家の氣まぐれで何處にかわるか知れな

い。或年は温室内、或年は花壇といふ風に。植付の時期も又、土地と氣候と又園藝家の心によつて變化します。が先づ降霜をみない位の暖さになつた時、早くも春の彼岸頃、遅くて四月下旬頃です。此頃には三、四寸位の丈になつてゐます。

私達は土地、氣候、土質などどうでも良いとは云ひますが、なるべく日當りで、温氣が多く夜露が充分な所が結構です。私は砂地では身の丈が伸びず、粘質土の地では身丈が伸び過ぎて花期が遅くなります。若し私を日當りの少ない都會地等に住まはせるならば、箱に入れ一度に魚肥の御馳走をして下されば満足に育ちます。

より二、三寸位高くして私に必要な丈の水がしみ込み、不要な雨水はザツと流れ去る様にします。それから直經、深さ共五、六寸の穴を掘り、先づ私の足根を害さない様、長く腐熟した人糞、馬糞類に少量の過燐酸石灰を加へたものを糞帶食(基肥)としてこれを下に置き、其上に一寸程土をのせ、又其上に私を置

掘上げた穴土を被せるのです。要するに私達の主なる營養食の窒素、燐酸、加里が與へられるのです。若し人工食(人造肥料)ならば過食せぬ様二、三寸離して置きます。又偶には私を下向に置かれますが、これでは水分不足の場合に育ちませんからやはり頭芽を上、體を斜にして呉れます。

私達も日當りの上からは南北線を好みます。併し建築物、森林、垣等の模様で通風を考へに入れ

足もとに埋めて呉れます。魚肥の腐敗したものを呉れると花辨の色が大へん美しくなり、智利硝石は花付を良くする上に花輪が大きくなります。これが私の化粧法なのです。又米の白水も亦お化粧に必要です。

石鹼合劑、銅石鹼液、テリス石鹼液ポールド液等もかけて呉れます。又根切虫を見付けると、土の中を探して補殺し、蟻はその棲穴を探して之を除き又、ワカメの煮汁をかけて殺し、私の體を蝕虫が、むしばんでゐるのを見付けると、鋭利な小刀で被害部を切開して虫を取除き、その部分を糞で糊帶して呉れます。

園藝家は時々摘心といふものを私の體に行ひます。私達は最初出した頭には普通最も大きな花をつけますが、これは花期が短いので、この頭を除いて大低一株に三、四本の手を出させ摘花して一本の手に一の花をつけさせます。蕾は大低一所に三つ作るのです、大きな花をさかせるには兩側のをとり去り、中央の一にします。併し娛樂的の園藝家は摘心ばかりして摘花を致しません。

(一)支柱法 (普通栽培向) (イ) 花壇式 (ロ) 開場式 (二)分枝法 (營別栽培向)で二組の葉を出してから恰も地上二、三寸の時、心を摘み手(枝)を四本張らせる、かうせられると花は少し遅れますが支柱の必要がなく花は多く咲く譯です。

手入れの方法は他の草花と同じに中耕、除草のほか、殊に初期には深耕をし、花期には中耕を止め唯雨後に水を保つ爲に表面を耕して呉れます。又人間に病氣があると同じやうに私達にも病氣があります。病氣の主なるものは害虫のいたづらで、私がちよいと地上に頭を出すのが早いか現はれて、いちめるのです。園藝家は常に私達の病氣の防除に苦心され、病虫の出沒を朝な夕な注意を怠りません。そして木炭や石灰等の豫防劑を散布して呉れたり、尙時々除虫菊加用

驅虫劑としては、エクスセルを五十倍に溶いて用ひます。私は暴風雨よりも、日照續よりも一番恐ろしいのは害虫といたづらつ兒です。で私は園藝家が害虫を除いて呉れたり、又垣を設けられるほど、嬉しく有難く思ふ時はありません。

又初夏の花を見てから七月下旬から八月上旬に當つて切り返しといふものを行ふ人があります。是を行ふと九月上旬又は十月中旬迄が花期となるからで

(三)密植法 極めて大規模の場合の方法で場所と勞力の經濟上から、しばしば此方法によつて育てられます。成長時の食物としては、薄い液肥を十日に一度位と、身丈が五、六寸位の時に多量の堆肥を

て呉れたり、尙時々除虫菊加用

十月末から十一月にかけて花期

す。了度其花期の末頃は菊は未で蕾ですから、獨り私達が喜ばれる時期なのです。或は九月上旬に足先から一尺位上を切ると

となり矢張り花の種な時ですか
ら、切花として多く用ひられま
す。併し此の切り返しを行はれ
ますと盤が弱つて、翌年好い花
が出来ません。

以上の様にされて私は漸く一
人前の立派なダリアとして働
く時期となるのです。此時期こ
そ、私は永い間私を朝な夕なの
勞を厭はず愛し育て、呉れた人
に満足を與へ、その心に酬いら
れるのです。そして私は喜んで
私の一年を終るのです。

私達は、花壇にあつては朝は
露の化粧して心持よく朝日を迎
へ、夕べは澄み互つた月下に虫
の樂師達を集めて一日の労働に
つかれた人の心をいやし、又切
花としては室内に運ばれて客間
や食堂を飾り、書齋に行つては
讀書につかれた目をなぐさめ
る。或は花束となりて、友人に

送られ、又は病院に病める人を
訪れ淋しき人々の友となりま
す。其他花輪となり、齋のモデル
となり、かく多種多様ながら、
何れも人間愛に陶醉せぬものは
ありません。

廣い秋の花壇、そこには
数多き私の同胞が居ります。
その二、三を紹介しませう——
▼シングルダリア、コスモス
に似て花心が露出し、八——十
二枚の平瓣を有する一重咲です
▼コラレットダリア、九枚以
下の大きな花瓣で花心の露出し
た平瓣の一重咲で花瓣と花心の
間に、小形で色の異つた花弁の
配列があります。

▼ダブルスダリア、半八重
咲き、開花の時は殆ど花心を露
出し扁平長形乃至幅廣に圓味を
持つた十二枚以上の同心圓狀に
配置して大して捻れないもの。
▼ビオニードリア、一名牡丹

咲きといふもので、花心が露出
し特に黄金色をして多くは八重
咲、花弁の先端が尖つて、不規
則的な配置をしてゐる。これが
私達中の一番麗かなものです。

▼アコラテイヴダリア、八重
咲で花心露出せず、開花期の初
には扁平狀を示し、花瓣廣くや
ゆるく配置し、先端はやや圓
味を帯びて直線狀乃至外方へ反
轉してゐます。これにはボンポ
ンダリア、カタタスダリア
等多くの種類があります。

最後に切花として用ひられる
とき私達をして一刻でも永く持
たせる方法を申しませう。
能ふかぎり夜遅く切取る様に
して、そして水に入れて冷して
下さい。水揚げ法には種々あり
ますが總體秋咲の花が長命で
す。

で鉢で切ると十日以上ピンピ
ンしてゐます。
(二)三秒間位熱湯の中に切口
を入れて置く。
(三)毛細管現象をよくする爲
に切口を金槌等でたたく。
(四)切口を鹽でもむ法。
(五)切口を熱灰又は焚火で焼
く。

(六)切口を五%の硝酸銀中に
一、二秒間入れる
(七)アスピリンを微温湯に溶
かし、その液に切花をいれる。
(八)切口を四、五分間アルコ
ールにつけてから花瓶に移
す等。
長々御目を汚しました左様
なら。

(なるんど生)



保健技師の悩みと希望

鹿兒島 廣田四郎

診療の十分に達せられざること
は醫師の最も不愉快とし苦痛とする
ところなり。

然るに刑務所の醫師は齒科を除
いて他全科の診療を餘義なくされ
るを以て、自然診療に困難を感ず
ること多くして機宜の處置に窮す
ること日に一再ならず、殊に今日
社會一般知識の向上せると専門分
科の八ヶ間

敷き時代に於て依然全科を診療
することは患者には不幸であり、
一面病苦を嘔構することにもな
り勞苦多くして能率はず、従
ひて保健技師の威信を損すること
少しとせざ、加之所外専門大家に
依託診療も自由ならずが故に勢
い經過を遅延し、又醫師として
は技能進歩の機會を失ふること
にもなり、誠に遺憾に堪へず、
常に相當施設を切望するもの
にて唯徒に焦慮するに忍びず敢
て上司に訴へ、廣く考慮を煩さん
とするものなり。

依て蛇足ながら茲に私の希望する
所のもの二三を左に記載して参考
に供す可し、
一、月一回——二回眼科耳鼻咽
喉科其他専門醫師をして囑託診
療せしめられたること
一、保健技師をして其地専門大家
に隨ひて實地研究せしめられた
こと
一、時々中央又は其の地方に於
て保健技師のために醫學講習會
を開催されたいこと

教練擔當者の服装

に付いて
北海少年 S 生
少年及準少年者に對し軍事教
練を施すことになつてから、各
少年刑務所其他に於て一様に
教練を開始せられ、其教練擔
當者として陸軍の現役將校を
囑託し得ることになつて居る
も一層この教練の進度を促進
する意味に於て教練擔當者に
對し教練時間中軍服を着用せし
むることに致し度いものである。
吾人は事をなすによく氣分が
手傳ふものである。軍服を着
けた教練擔當と普通服の教練
擔當とは教練を受くる者にそ
こに餘程の氣分の相違があらう
と思ふ。やはり軍事教練は軍
服を着けた教練擔當の方がな
んとなくより一層の緊張味が
あり又自ら軍事教練らしいと
ころが表はれてくる。
軍服は各刑務所に於て調製し
貸與品となすのである。受刑
者のみが靴を穿き帽子を冠り
銃を擔ふても教練擔當者が普
通服では

教練の進度が遅いことであらうと思ふ。又軍服を着る時は教練擔當者自身も在營當時の気分が沸き出でより一層氣乗りのした緊張味ある教練が施されることであらう。教へらるゝ者、教へる者共に緊張してそこに眞面目なる訓練が出来より多き効果が取れ得られるに違ひない。

◇○○◇
刑餘者は宜しく救へ

新瀉 間 遊

事の大小によらず何人も日常生活に於ては罪を犯さずして暮すものはない人と約して方便の虚言などと云ふて約束を破る之れも一個の罪惡である全く無垢の人は聖人を於て他にはない所謂法の形式に觸れたものは單に罪として社會の制裁を受けねばならぬ而し一度罪として制裁を受けてはなかく消えないのが甚だ遺憾である罪は社會の制裁として罰しても其の後は救ふてやらなければならぬ亦た幾度犯しても懺悔したものには消してやらねばならぬ懺悔は罪の償

ひではなからうか。犯罪は恐ろしいものなるが改心したものは大に許し明るい生活に戻してやらねばならぬ犯罪者が圍圍の人となり再び明るい社會の社會に出て先づ體驗するものは何んであるか迫害嫌惡何等事件に關係のない家族まで侮蔑を與へ眼で囁くかうした事は實に悲しむべき世間の通弊でありむごたらしい社會の制裁である。故に我々刑務官は世間の人に對して刑餘者は懲らすな救へと常に傳へて此の憐むべき釋放者を救はねばならぬ。

讀新坊ちゃん物語

大刑、北支 藤 生

毎月連載の新坊ちゃん物語に誠面に面白く拜讀して居ります實に穿つた最もユーモアに富んだ記事でしよー 所謂當世御役所式生活の實際が巧みな筆で描き出されて居て最も當り觸りの無い所の文章そのものの内容が實際私共の日常生活活の凡てにピッタリと當てはまつて居る

私の希望

豊多摩 藤 井 生

私が此の刑政に親しみ出してから(拜命)滿五年八月月になります。而して私は此の刑政の來る毎に新しい興味と多大の期待を持つて迎えるのであります。そして今では私の好伴侶となつて仕舞ひました。僧越ながら此の刑政に對して私の希望を云はして頂けるならば、それは讀者に割愛してある「讀者のページ」の充實です。教

化的云々、行刑の基調云々も結構ですが、然しもつと氣儘な隨筆的作文を多く書いて頂きたいのですが、そんな遊野郎の様な暇な人間は居ないと思はれれば仕方ありませんが、それが練習所入所受驗なんかに大に参考となるのであらうと思ふのです。又懸賞作文の募集も時々出して頂きたいと思ひます。又自己の経験から生れ出た失敗談も大に後車の戒めになると思ふのです。

◆○○◇
働く人

市谷 みゐる生

赤い衣物を着た人達が家を建てゝゐる。私は毎日それ等の人々の働く様を見詰めてゐると、ある涙ぐましい心持ちになつてくる。なぜあんな衣物を着る様になつたか、なぜこんな處に來なくてはならなかつたかそれは暫く考へない事にして、私はたゞその人達の眞摯な姿を通して表はれてくる勞働の神韻に醉ふ。働かざれば食ふべからずとゆう事が事實である以上、尙又刑を受けるとゆう境遇からしても、作業は當然

のことだろう。しかしそうしたたゞ單なる表面上の理窟を披にして、その作業振り緊張振りに誰か頭を垂れぬものがあるらうか。家を建てるとゆう一つの目的の爲め、只一人の指揮命令が、數人乃至數十人の人達に徹底して、それ／＼の部署に於て振ふ鋸や鑿の一つ／＼が何んのこだわりもなく目的の爲めに動いてゐる。私はこの舞の中ばかりではない。途上の何處に於ても、こうした血の汗の滴る勞働に従事してゐる人を見る時自ら敬虔な心に引き込まれてくる。自分もその人達に伍して汗の哲學を學びたい。しかし私には恵まれぬ肉體のことを思へばそれもならぬ。ふと私に想ふ、若しやこの人達はたゞ科せられたるが故に、命ぜられたるが故にその手足を動かすのであつたら、それは實に情ないことだと。人の一生にあつて「諦め」とゆうこと程人を弱くするものはない。それは如何なる逆境よりも、病魔よりもこれ程恐ろしい勢ひで人の心を麻痺せしめるものはないからである。諦めとゆうことはある場合にけ

要であるかも知れぬ。けれ共それは決して全部ではない。殊に青年に取つてこれ程恐ろしい敵はないだろう。私達は如何なる逆境も、困苦も、病魔もこの諦めを捨て、突進せねばならぬ。小なる諦めによつてその渦中に自己を捨て去つてはならない。この意味に於て私は私達に與へられた働きの中に常に自己を生かしてゆかなくてはならぬと思ふ。この精神のあつてこそ、初めて勞働それ自身に輝きを加へてくるものではないだろうか。取るなれば、それが働にまればにまればまたペンにまれば私達はこの意味でぞみたい。目標は遠く、行は常に現實に立て、初めて人の人たる活動の意義はなりたつものであると思ふ。 勞働！何んとゆう美しい響きをもつ言葉だ。總ての勞働に従事する汗の人々を見る時、私は抱きつきたい情熱と、敬虔な心持に襲はれてくる。(日記帳から)

嵐

大分 産 野 生

嵐がやつて来る、といふ事を、私は確に感じた、白日の夢を追つてゐた、空想な頭の中に。警鐘が鳴つてゐる、直に嵐がやつて来るぞ、と白日の夢を見つめるとも、吹けば消えさうな空中樓閣を描いて頬を上氣させ眼を輝かしてゐる人、いまし靜に耳をすまして見よ、鐘の音が空虚な頭の中に氣味悪く鳴りひびかないか、耳の奥の方で自覺せよ、と云つて居やしないか、人生は空想通りには行かない、理想と現實の衝突がある毎日、決して楽しい日ばかりはない、楽しい櫻の時事もあれば寒い嵐の冬もある。倍して變に頭の辟けたる彼等に接する上は、しかし私達は其の人生を歩まねばならない、しかも毎朝聞さる一日一言日々の訓話に聽く様に私達の責任は現在の社會の人より重大な責任がある、其の事が困難である私達はより以上複雑な仕事を長時間により多くなさねばならぬ。そをしなれば私達の責任がすまぬのだ私達はたゞつまらない、と居て居てはならぬ勇ましく男らしく突進しなければならぬ一人一人の私

達が確かな歩みを持たねばならぬ、白日の夢を見るのも夫れは私達に與へられた自由ではあらうが、嵐がやつて来ても其の時十分抵抗し得る又かへつて、嵐をよい試験と心得て鍛練し私達は強くなり得なければならぬ、をだやかな灣内をちよいと襲ふ嵐はなんでもあるまいが大海に出て嵐を受けねばならぬ事を思へば私達は之に堪へ得る丈の頭を充實させて置かねばならぬ、嵐を征服すれば私達は毎日輝かしい太陽を拜む事が出来る現在の變に頭の、かたい、人又は氣狂ひじみた人は暗黒な夢を見て苦しんで居るのだ、彼等は嵐に征服したのだ、夫して此の價値ある人生を呪ひやけ氣味になつてゐるのだ、その變な路を通らずにすむ様に私達は頭を充實させたい心の用意を十分整へて置きたいものだ夫して嵐と戦て見ねばならぬ嵐とは何?

●競争心

市谷 すゝ蘭

されていく。昔支那の戰國時代に將又希臘に拘爛たる文化の發展したのも皆競争と謂ふ事があつたればこそで人が負けじ劣らじと互に競争するときその相手が多数であればある程眞剣に精一杯根限り努力を傾注するものはない。例へば柔道の試合に於て名譽ある旗手たらんとする選手達の如何に死力を盡して奮戦するかを見ても判る、然し競争の結果は必ず勝敗と謂ふ文字で示されていく、そして勝者はそれで果して満足するのであらうか? 否! 更に將來その榮冠を維持せんがために努力するのであらう。又敗者は次期の試合こそ是非共その榮冠を奪取しそれにより戦敗の痛手をいやさんものよと悲痛な決意は彼をして術の練磨に實力の養成に専心せしむるのであらう。競争と勝敗をうした熟語はそれが運動にしろ學問にしろいつも人をして奮奮せしむる偉大なる興奮劑となつてゐる。練習所の入所試験に於てもその通りで勝者、敗者と立場こそ異なるけれども向上の精神を刺戟せしめる尺度は同じである、むしろ敗者に對してこそより一層激烈な刺戟を與へ決意を眞剣味ならしむ

るものはあるまい。二回三回それはむしろ悲痛な深刻味を加えていく、人間は木造りの馬ではないこの心あればこそ進歩も向上もするので決意の前には侮蔑も嘲笑も意とするに足りない。それは益々決意を鞏固ならしむる他山の石である。勝てよし、敗れてよし、たゞ受くる刺戟を善用する事が最後の勝利者である。

●辭職のS君

豊多摩 巴 波

「長い間お世話様になりました」と二百に近い職員に辭命を持つて一々挨拶し終つてから、最う一度休憩所の椅子に腰を下した。昨日迄嚴然と戒護勤務……三工場擔當であつたあの姿は永久にもう見る事は出来な

いであらう。二十三年七ヶ月の看守の名から、今完全に脱れて是から生活に微笑む彼にも、親しんだ此の建物への離別が悲しまれた。中央見張所では何時もの通り晝食の合圖

の鐘を鳴らして居る。凡ゆるものよ、さよなら——」彼は靜かに立上つた。

●登山の記

富山 柄折越人

吳羽山の登臨は記念すべき漸遊なりき。或る日の空晴れ渡りたるに正陽君と此處に遊び、山は富山市より四十町を出でざればいと高しとは言難し。頂上に立つて海を望めば洋々たる紺碧の中に龍頭の如く突出するは能登半島にして、遠く水平線に沿ふて西進する蒸氣船こそ小樽、伏木間の定期航海船ならん、点々として白き帆も見へて景色よし。殊に美はしきは、奈湖の浦より有磯の濱に至る迄の景色なり。打出岩瀨を縫へる小松原の濃き緑など心ゆくばかり嬉し。踵を轉じ仰は東天高く聳ゆる立山、千古の姿は言ふも愚かや、あ、誰か造りなしけん自然の偉大なるを。我十九才の夏、數名の友と頂上を極めたる懐しの立山が峯、福島中佐の言を眞似て「汝立山よ汝は高き

を誇れども我汝より高きこと五尺有餘なり」と豪語せしを想起す。眼を市街に注げば、市の西部を流る、神通川は脚下に見え大橋上を走る電車、自動車共に呼べば止る程なり。今しも富山驛を發したる汽車は黒き煙を吐きて鐵橋に迫れり。

昨年改築せし縣廳舎は川を右に見て最新式建造物を誇り、一異彩を呈して他を壓す。左に對峙して黒き高き瓦葺は宗教地を雄辯に物語る本派本願寺富山別院なり。城山の一方に雲起りぬ。初めは膚寸の大ききなりしが谷ひらけ風加つて漸く廣がり雲行忽ち天に向つて風に散じて、滿天を覆ひ濛々として咫尺を辨ぜず。我は衣襟を合せて凝視すること多時、正陽君は杖を揮つて天を劃し、快哉を絶叫すること三度、暫らくにして空晴れて城山の崔嵬美岳の清容もとの如し。滿天の雲霧我其何處に行きたるやを知らず、ア、天地風雲多し人間何ぞ涕涙の繁きや。

初心者の爲に 俳句に入る道 3
推廻本冬花

句作は前にも述べたやうに、最初からよいものは生れないことは當然であるので、大膽にかゝらねばならぬ、こんな拙い句を作つては恥かしいだの、笑はれはせまいかなど考へて居ては、俳句の出来る時節は到來せない。何んでもかでも、頭に浮んだものを書付ける、最初は亂作ではいかぬが亂作程度でかゝらねば到底物になるものでない、往々知識階級の人達の中には、俳句は作りたいが、中々難かしい、作句法でも見やう、君何て本を讀めば上手に作れるかといふのに出遇すが、こんなことでは俳句に入れるものでない。先づ俳句はこんなものか位が一寸分りかけてから、参考書は讀むべきものである。練習法には、朝晝晩の三吟を日課にするとか、一日十句、一日五十句、一日百句といふ方法が昔から探られ、また一日に一題十句、二題十句など種々の方法がある。がこれらによる必要はない。

へてはならぬ、初心者の詠草を見るとよく題を誤解して居るのに氣付くのである。俳席でよく出る話であるが

鉢叩釣瓶の先にとまりけり
の如き鉢叩は空也僧の行事であるを、鳥の一種と間違へたのである、嘗て私が或る初心俳壇の選句をしたとき、萩の題があつた。その中に

お萩さん黄初をつけて甘からう
といふのが交つて居た、これでは川柳にも狂句にもなつて居ない。萩は萩餅でなく萩の花のことである、萩の枝折戸でもないのである、このやうな例はいくらもあるから、最初に難かしい故事、解釋だの、見もせないものを題にして作つてはならない、それは上達する策ではない。

練習に題を定めるがよいか、悪いかならと、これは、どちらでもよい、旅中ならば無論題は定めないがよく、又僅かの閑を利用するときなどは、見たところ、感じたところを句作するがよいが、茲に練習として取りかゝるならば、やはり題を定めてかゝる方が、氣が寄り易くてよい、俳席では探題にするとか、その席の選者に請ふとかこれは當然のことである。

毎月集 俳句

題切 營季 隨意
紙官私製はがき
毎月十五日限

大濁りして五月雨る、河口かな
自動車も馬車も通る、草履かな
目高も忘れて歸る、や田かな
自打つて大角張つた、りだか
畑の面にちんとも云はぬ、暑さか
風鈴の面にちんとも云はぬ、暑さか
池の面にちんとも云はぬ、暑さか
雷やみにくく夕映の園に、立ち雨
遠雷や向うの山には、夕立か
夕立の雲は古城を包む、青葉かな
梅雨はれて色とり、の干場かな
眞中に富士見、争や雲の峰
航空の子を摸擬して、夫婦の残
夢の水の盥に、月つる洗ふけり
行龍の暗きに、月つる洗ふけり
螢川や夕日を浴び、納涼かな
知らぬ人の會釋して、行く納涼かな
沙浴ひの日の肌、夕日に
豆柿や山を叩へて、夏の軒
人渡す丸太一つ、夏の軒
湯浴して暫しあせも、忘れぬ
盆市を騒がし過ぎ、雨かけり
釣り暮れて歸る、野路や蚊のうなり

新金同豊川同秋豊同新三堺神市和靜西名新岡旭姫豊臺新豊松
義泉多摩越田摩州池戸谷山岡門屋州山川路摩南湯多摩山

湖安虹晴栗旭淡巴實筑碧熊宮西夢一龜白山半耕香廣九銀曉東

風泉峰風竹水海波 友水水兒海外心友水葉山春海陽穂波星西

只一人一夜更の橋に涼みけり
紋付の行儀正しき暑さかな
宵梅のこぼれて、鶏のこゝろ鳴
風鈴や海の自由に見ゆる家
牡若温泉宿の日に、瓜のけり
梅雨はれ間と、りぐの傘さされけり
夕立に汚れて、涼しげな花
片足にさす日も知らず、晝寝
納涼や紅桃灯の家形
村に入る二軒の茶屋や、夏木
放牛の草喰みて、居り雷の音
精進の膳に時め、居り雷の音
梅雨晴の掃除急め、居り雷の音
五月雨や閉ぢ込められ、日を曜
水打て涼しき風、流れて来む日
夕立やしきりに、はねる魚籠の魚

豊多摩 有馬先生選

富旭金山神馬西清金晋山神長岐金馬豊
山川深口戸山大門州泉州口戸野阜澤山摩

正靜宵愛春富崎一梅あ藤凌裾み柳華工
陽水園山翠岳人水雲た花骨花リ水月成

五客 青々と梅雨の晴間や山近し
降りもせで蟬かまひしき病める日を
五月雨や晝を藁打つ草の家
松原を渚へ抜けし日傘かな
水打た街に二條の轍かな
人 荷葉やかりそめなりし竹の垣
地 葉に宿る眞如の月や蓮の露
天 靈廟の畫靜かなり楠若葉

千富旭旭名古屋山口松西
葉山川川川屋口江大門

風原かほ元望雄遊起
齊水る子洋心水峰



子供のしつけ

は出来る

児童は学校の先生のお修身ばかりでは立派な人間に仕上げにくい、寧ろこれは家庭の躾け方によるものであります、それで両親の方は常に子供の一言一行に注意して、指導と教育を忘れてはなりません今その一二を申上げて見ませう。

この頃流行のキネマ狂ですが、全然観せないと子供はお金を浪費かしてども観やうとすることが往々あります。そ

れが度重なる所謂不良の仲間入りをする事になるのですが、これを防止する爲に、或る家庭では、撮影所を見學させたので、あのいろ／＼の仕掛けヤトリックを見て、その不體裁や馬鹿氣たさまにあきてキネマ熱がさめたさうです、又チャンバラの劍劇狂となり劍劇ゴッコに危険で困つた子供を劍道の道場へ通はせてから、宵寝早起の真習慣をつけることが出来たと云ひます。

鹿野郎そんなことで泣く奴があるか」と叱るよりも、例へば「泣いてるぢやアないかどうした……試合に負けたのか、さうかそれは弱つたナ運がなかつたナ」といつてやれば之れで子供の心は慰められ一面温味を感じる譯です、さうして次の時に勵ませば、子供はキツト次に勝ちでもすれば「お父さん勝つたよ」と門口から駆けて歸ること請合です。

秋の御飯

いろ／＼

秋になると御飯もおいしくなります、そのおいしい御飯を更に工夫なすつたら、もつとおいしくなつて、秋の幸を讃へることが出来ませう、
△松茸飯——松茸を薄味に下煮をし煮汁で飯を炊き、出来上つたとき松茸をよく混ぜ合せ。
△栗飯——軟目に栗を茹味をつけて置き、別に味淋と醤油で炊上げた御飯に混ぜる。
△鯛飯——鯛を焼いて肉をほぐし、飯に海苔と共にかける。
△カキ飯——カキを半熟にし、その汁で飯を炊き、後にカキに味をつけ、ゆで菜、浅草海苔と共に飯にかける。
△烏賊飯——烏賊の袋に白米を程よく詰、口を木綿糸で縫ひ、醤油と酒とで二時間程煮て後、三分づつの輪切にして侷める。
△落花生飯——落花生の中味をよくついて摺鉢で摺りつぶし、米一升に對する一合位の割で混ぜ醤油と味淋で御飯ごと味を付け、水加減を普通に炊上げる。
△おから飯——先づ豆腐から

と油揚げを少し甘い位に醤油で煮めて置く、それを炊立ての御飯に入れよくかき混る、味は味淋で付ける、
△大豆飯——大豆三合を先づよくいりつけて湯に浸し、一二時間浸けて置いたらとり上げて、白米一升と混ぜ合せ、水一升を加へ、少量の鹽味をつけて炊上げる。
△胡麻飯——ゴマ少量をよくいり米と混ぜ合せ、鹽味で炊上げて、お茶で色を付けて、これは小さなお握りなどにすると、お辨當などに結構。

準備

先づよごれた着物をばら

／＼にほだいて、長く反物のやうに縫ひ合せをします(板張のものは縫ひ合せを要せず)縫ひ合せ方は、重ねて縫うのと、つまんで縫うのとあ

ります。前者は縫つたあとに折目がつかなくて奇麗であります、洗張の中に縫ひ合せたところがけじけ易いので、素人には後者の方が安全であります。縫ひ合せが出来たら糸くず、綿、埃などをブラシをかけて取り去り、破れた個所は繕つて置きます。それから木綿物は木綿物ばかり、その中でも黒いものは黒いもの同志、白いものは又それと同種鶏のもの色物は絹物は絹といふ風に兎に角地質と色とによつてそれぞれ同種類のもの同志に區分して置く事です。かうすれば洗ふときに一種の石鹼なりのりを用ゐる事が出来て、非常に便利であります、(しんし張りをする布には一反の兩端に張手を通す一寸位の輪になつた布をつける)

洗ひ方

家庭で簡単に出来る

るといふ趣意から、木綿銘仙を限度として申上げる事にし

ます。木綿物なら、曹達、粉末石鹼の類、銘仙類ならラツクスカマルセル石鹼をたらひに溶かしたぬるま湯の中で洗濯物を振り出し、張板の片端をたらひの中につけてその上に洗濯物を廣くのばし、ブラシに液をつけながら布目に添うてこすりまします。一面にこする中でも袖口、裾、胸のあたりは余計によごれてゐるものでありますから、特に氣をつけて丁寧洗ひます。これはわかりにくければ、初めにしつけでもかけてしるしをつけておくことよろしい。板の上で洗ふ程づつ布をくり上げて、手早く洗ひ終ります。それから清水で三度ばかりゆすぎ、別に糊を造つて好みの薄さに澆して置いて、板張ならぬれたまゝ軽くしぼつて直ぐのりに浸し、裏を板につけます。

張り方

この時に注意すべき事は、丈だけ延びたり幅だけ延

びて丈が足りなくなつたりしないやうに、ちよつと物さしでも當て、見るとよろしい。しんし張りなら兩端に張手を通して引つ張ります先に縫ひの兩側と、ところ／＼に飛びしんしを表からうち、裏を上に向けて糊ばけで糊を一面にはいてしまひます。それから又表からしんしを一帶に布目がゆがまないやうに一寸置き位にうちまします。大體乾いた時に兩耳の五分か一寸位のところを水ばけでずうつとはき、飛びしんしだけを残して他のしんしをすつかりはづし、指先で兩耳をしごいて、すつかり乾いたら飛びしんしもはずして取り入れ、縫ひ目をといて折のついたところに裏からコテをかけて延ばします。

乾し方

色物は日かげによろしい。又きつい目で糊をはく端から乾くやうな場合には、日かげで糊をしてしま

つてから、日向に出すやうに
します。

菜食の話

牛乳を呑めとか、肉食をせよとか、無暗にバタ臭くせねば營養にならないやう今日の人間は考へるやうですが、昔の名僧高僧は菜食主義即ち精進料理で以て随分健康を保ち長壽をしたものです、西洋人と日本人との體質には相違があり、肉食萬能は誤つた考へです、といつて菜食萬能も高唱しませんが、菜食を忘れないやう、この方の研究も少しは家庭の爲に心掛けることが必要かと思ひます、二三次に紹介します。

◇玄徳汁 四度しぼつた醬油かすに糖を——上等なものには麥や大豆等を——入れ、熱湯をそいで味噌汁にする。或はなほ大根人参をきざみ込

む。

◇鹿菜 これには種々ある。普通を作るのは茄子の皮、馬鈴薯や胡瓜の皮、莖葉や牛蒡の尻尾等を種油でいため、それを味噌汁にしたものであ

茄子と胡瓜は 薬である

【きうり】 きうりは昔から方々で色々民間薬に使はれてゐるが、きうりの水は火傷にぬると治る、それは莖の切口から出る液汁がよく白きうりは殊にいゝといはれてゐる、又あせもに塗ると妙薬、あせもにはまたきうりの汁に葛

の粉をまぜて蔭干とした粉末を塗るのもよろしい、これを凍傷の妙薬とたゞへてゐる地方もある、また、とげなどの抜けぬ場合にきうりの皮をつけて抜くこともある、熊本地方ではきうりの葉をもんでつた汁は、毛生薬としてゐるさところから淋疾にも用ひられる、或は熱をとるといふので、地方によつてはその根を煎じて風の薬に服用したりする、昔からきうり汁を酒のあたり

や毒物を吸ひつけてしまふ、カルコリツド療法とかカルブンケン療法などはこれを科學的にしたもの、なすの黒焼はまた蟲歯の痛む時にも用ひられる、またいぼをとるのに、なすのおろし汁を何度もつけると効があるといふ、おろし汁は凍傷にも利効く、万能膏といふ腫物の吸出薬も茄子を主薬として、これに蓮の葉、杉の葉、せうぶなどを加へ、一晩中水で煎じ、二日目には布で漉しいゝ加減に練りつめて作つたもの、七日以内に出來た腫物ならば大抵治るさうである。

【なす】 なすの薬効も民間薬としておびたいしい、なすの黒焼きをゴマ油にまぜて腫物に塗ると治るし、乳房の腫にも効き、魚の中毒には花を黒焼きにしたのを飲むと毒を消す、なすの黒焼ばかりでなく、一般に黒焼には吸着作用があり、その作用で膿汁

「秋茄子嫁に食はずな」と昔語に言はれて意地悪な姑の嫁いぢめの言葉として残つてゐますが、今日科學の進歩によつて秋遅く生つたものには時々ソラニンといふ毒素が含まれて居ることが分り、後繼者を得るに注意する親の慈恵から生れた言葉であらうと解されるやうになつた。

叙任辭令

- 依願免本官 關東典獄 町田徳次郎
- 任關東典獄 關東警視 助川徳肇
- 依願免本官 朝鮮總督府典獄補 大西辰衛(木浦)
- 同 朝鮮總督府典獄補 染田朝近(平壤)
- 敘從五位 朝鮮總督府典獄 吉野徳市
- 朝鮮總督府看守長 海城他人男(平壤)
- 任朝鮮總督府典獄補敘高等官七等六級俸下賜補清津刑務所長 朝鮮總督府看守長 鈴木礎一(京城)
- 任朝鮮總督府典獄補敘高等官七等六級俸下賜補公州刑務所清州支所長 朝鮮總督府看守長 栗本眞一(京城)
- 兼任朝鮮總督府屬命法務局行刑課勤務 朝鮮總督府看守 桑野新六(清津)
- 任朝鮮總督府看守長給十級俸命大田刑務所所在勤 朝鮮總督府看守 藤原金右衛門(西大門)
- 任朝鮮總督府看守長給十級俸命咸興刑務所所在勤 朝鮮總督府看守 山本乙彦(大邱)
- 任朝鮮總督府看守長給十級俸命釜山刑務所所在勤 朝鮮總督府看守 白石關太郎(西大門)
- 任朝鮮總督府看守長給九級俸命光州刑務所所在勤 朝鮮總督府看守 林喜藏(京城)

- 朝鮮總督府看守 譚岡龜吉(光州)
- 任朝鮮總督府看守長給九級俸命西大門刑務所所在勤 朝鮮總督府看守 青木茂(平壤)
- 任朝鮮總督府看守長給八級俸命咸興刑務所所在勤 朝鮮總督府看守長 上野二吉(大邱)
- 補大邱刑務所安東支所長 朝鮮總督府看守長 齋藤正(光州)
- 命平壤刑務所所在勤 朝鮮總督府看守長 山崎虎八(元山)
- 命光州刑務所所在勤 朝鮮總督府看守長 紫田健吾(先州)
- 命木浦刑務所所在勤 朝鮮總督府看守長 石川亥之松(釜山)
- 命平壤刑務所所在勤 朝鮮總督府看守長 渡邊福藏(西大門)
- 命釜山刑務所所在勤 朝鮮總督府看守長 藤原金右衛門(咸興)
- 命咸興刑務所元山支所所在勤 朝鮮總督府看守長 新井庄吾(馬山)
- 命釜山刑務所馬山支所所在勤 朝鮮總督府看守長 山本乙男(釜山)
- 命釜山刑務所馬山支所所在勤 朝鮮總督府典獄補 戸次有徳(群山)
- 九級俸下賜 朝鮮總督府保健技師 井手政之(釜山)
- 六級俸下賜 朝鮮總督府教誨師 良永(開城)
- 七級俸下賜 朝鮮總督府教誨師 平野猛(新義州)
- 同 朝鮮總督府通譯生兼看守長 百濟慶勝(全州)
- 給三級俸 朝鮮總督府通譯生兼看守長 林喜藏(京城)

給四級俸	朝鮮總督府技手兼看守長	深海峯一(成興)	給六級俸(死亡)	看守長	中村庄次(豐多摩)
給四級俸	朝鮮總督府看守長	入江彌彦(大邱)	任典獄補高等官七等八級俸下賜命福島刑務所勤務	同	小長井喜太郎(支若松)
同	同	久保他一元(山)	依願免本官	看守長	吉岡利兵衛(千葉)
同	朝鮮總督府看守長	上野二吉(大邱)	補若松支所長	同	長坂勝馬(青森)
給五級俸	朝鮮總督府看守長	水町忠三(金山浦)	命千葉刑務所勤務	看守	信太勝真(秋田)
同	朝鮮總督府看守長兼通譯生	小林吉三郎(京城)	任看守長給十級俸命青森刑務所勤務	看守長	宮本秀夫(小倉)
給月俸七十圓	朝鮮總督府看守長	岡田德市(平壤)	命長崎刑務所勤務	同	西村兵四郎(福岡)
給月俸七十圓	朝鮮總督府看守長	三木甚平(開城)	命小倉支所勤務	看守	羽田野直(大分)
同	朝鮮總督府看守長	古川三郎(海州)	任看守長月俸六十三圓給與命福岡刑務所勤務	雇	吉山悅次(行刑局)
給六級俸	朝鮮總督府看守長	林甚次郎(大邱)	任司法屬給十一級俸命行刑局勤務	依願免本官	教誨師
同	朝鮮總督府看守長	藤掛嘉作(大田)	命名古屋刑務所勤務	命名古屋刑務所勤務	中澤亮雄(滋賀)
同	朝鮮總督府通譯生兼看守長	黑崎善之輔(晋州)	命小田原少年刑務所勤務	看守長	金杉濟(三重)
同	朝鮮總督府通譯生兼看守長	森岡清治(清津)	命三重刑務所勤務	同	外山龜助(岐阜)
同	朝鮮總督府通譯生兼看守長	山本彌三次(京城)	任看守長給八級俸命岐阜刑務所勤務	看守	石川伊三郎(三重)
同	朝鮮總督府通譯生兼看守長	塚原豐二郎(釜山)	任教誨師八級俸下賜命滋賀刑務所勤務	同	香川千巖
給月俸六十圓	朝鮮總督府看守長兼通譯生	遠藤讓也(大田)			
給八級俸	朝鮮總督府看守長兼通譯生	李漢升(大邱)			
給九級俸	朝鮮總督府看守長兼通譯生	吳聖煥(安東)			

—以上六月三十日迄—

三級俸	司法屬	上田茂登治(行刑局)	同	同	草野馨之助(三重)	同	藤井智鏡(秋田)
四級俸	看守長兼典獄	仁科正次(同)	同	同	菊地龜雄(姫路)	八級俸	重松招雪(川越)
六十圓給	司法屬	古田圓正(同)	同	同	小俣省一郎(八王子)	同	常盤隆澄(岡崎)
二級俸	典獄	木寺亨重(廣島)	同	同	三上顯(金澤)	同	吉田教靈(少)
同	同	相澤傳三郎(水戸)	同	同	酒井代三男(小田)	同	涌水玄痴(水戸)
三級俸	同	富樫源治(長野)	同	同	勝屋英夫(福岡)	同	巖三乘(松江)
四級俸	同	河邊湛然(金澤)	同	同	石橋無事(新潟)	同	直田英道(徳島)
五級俸	同	井上金次郎(高松)	同	同	三井文夫(集鴨)	九級俸	佐竹靈瑞(青森)
六級俸	同	松野良太郎(沖繩)	同	同	多田隈久(久留米)	同	川本達源(新潟)
三級俸	典獄補	長山始(豐多摩)	同	同	辻一(高松)	同	本多龍馬(大阪)
四級俸	同	鈴井正親(盛岡)	同	同	仁藤秀方(山形)	十級俸	本深盛秀(釧路)
五級俸	同	柴田常次郎(神戸)	同	同	杉下學人(摩多)	同	龍野常四(盛岡)
同	同	里誠一(大阪)	九級俸	同	清水信讓(松山)	同	栗真峻(三重)
同	同	長谷川鐘太郎(小菅)	同	同	高木慶二(青森)	同	岡本敬之(沖繩)
同	同	和田岩雄(小田)	同	同	志村實五(甲府)	七級俸	作業技師
同	同	飯島藤作(新潟)	同	同	野中守四郎(長崎)	九級俸	清水敏郎(大阪)
同	同	江村繁太郎(集鴨)	同	同	笠季人(大阪)	五級俸	典獄補
同	同	花村清市(名古屋)	同	同	榊原五百枝(大阪)	一級俸	司法書記官
六級俸	同	野々垣梅次郎(滋賀)	同	同	龜井龍喜(熊本)	同	司法書記官
同	保健技師	渡邊正武(甲府)	同	同	米澤貞二(廣島)	四級俸	檢事兼司法書記官
同	同	東瀨武正(大阪)	同	同	加藤慧海(鹿兒島)	同	森山武市郎
七級俸	同	尾立丑治(高知)	同	同	井上謙敬(前橋)	同	同
同	同	松田嘉一郎(盛岡)	同	同	田中秀實(靜岡)	同	同

—以上七月三十日迄—

行刑統計

昭和三年三月中入出監並月末在監人員 (△、○減)

Prison Population during the Month of March 1928

受刑者 刑事被告人 勞役場留置者 乳	越員	入監	出監	現員	前月末日在		前年同月末日現在		增減	
					現	前月末日在	現	前月末日在	每月比較	前年比較
37,058	2,911	3,006	36,964	37,058	37,478	△	94	△	514	
3,198	5,465	5,035	3,628	3,198	3,533	△	430	95		
207	505	411	301	207	344	△	94	43		
乳 兒	7	3	3	7	10	△	3	3		
男	39,710	8,674	8,261	40,122	40,508	△	412	386		
女	760	210	192	778	857	△	18	79		
總計	40,470	8,884	8,454	40,900	41,365	△	430	465		

備考 內朝鮮人受刑者 男 815 人、刑事被告人 男 75 人 女 1 人。支那人受刑者 男 123 人、全刑事被告人 男 6 人。露西亞人受刑者 男 1 人。伊人利人受刑者 男 1 人。リ

昭和三年三月末在所人員表

The Number of the Inmates During the Month of March. 1928.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Rokkijo" (Place of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1,035	—	1,035	—	—	—	—	—	—	—	—	1,085	—	1,085	
市谷 Tchigaya	179	15	194	770	17	787	28	—	28	—	—	977	32	1,009	
豊多摩 Toyotama	993	—	993	—	—	—	3	—	3	—	—	996	—	996	
豊島 Sugamo	2,041	—	2,041	—	—	—	—	—	—	—	—	2,041	—	2,041	
横浜 Yokohama	590	4	594	106	2	108	12	—	12	—	—	708	6	714	
千葉 Chiba	723	2	725	42	1	43	4	—	4	—	—	769	3	772	
水戸 Mito	424	—	424	85	3	88	2	—	2	—	—	511	3	514	
宇都宮 Utsunomiya	463	141	604	8	2	10	1	—	1	—	2	473	144	617	
前橋 Machashi	951	—	951	42	1	43	5	—	5	—	—	998	1	999	
静岡 Shizuoka	583	—	583	178	1	179	2	—	2	—	—	768	1	769	

中府	Kofu	547	—	547	24	2	26	9	9	—	—	—	—	—	—	—	—	590	2	582
長野	Nagano	562	11	573	34	2	36	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	603	13	616
新潟	Niigata	379	7	386	51	1	52	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—	443	8	451
京都	Kyoto	883	143	1,026	50	—	50	6	7	1	—	—	—	—	—	—	—	910	144	1,084
大阪	Osaka	2,755	2	2,757	425	12	437	27	31	4	—	—	—	—	—	—	—	3,207	18	3,125
神戸	Kobe	1,360	1	1,361	133	2	135	25	26	1	—	—	—	—	—	—	—	1,518	4	1,522
奈良	Nara	645	—	648	19	—	19	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	670	—	670
滋賀	Shiga	407	—	407	11	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	418	—	418
徳島	Tokushima	454	7	461	63	1	64	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	520	8	528
高松	Takamatsu	739	3	742	19	—	19	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	762	3	765
高知	Kochi	629	10	639	46	3	49	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	677	13	690
名古屋	Nagoya	1,528	63	1,591	152	3	155	15	15	—	—	—	—	—	—	—	—	1,695	66	1,761
三重	Mie	671	—	671	49	1	50	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	722	1	723
岐阜	Gifu	445	—	445	116	1	117	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	565	1	566
金澤	Kanazawa	631	18	649	86	—	86	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	720	18	738
廣島	Hiroshima	1,155	61	1,216	145	5	150	8	8	—	—	—	—	—	—	—	—	1,303	68	1,376
山口	Yamaguchi	524	—	524	27	—	27	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	557	—	557

岡山	Okayama	808	4	812	97	4	101	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—	918	8	926
松江	Matsue	563	—	563	24	2	26	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	590	2	592
松山	Matsuyama	578	—	578	34	1	35	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	617	1	618
長崎	Nagasaki	703	—	703	33	1	34	9	9	—	—	—	—	—	—	—	—	745	1	746
三池	Miike	1,229	—	1,229	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,229	—	1,229
福岡	Fukuoka	1,571	69	1,640	155	1	156	15	16	—	—	—	—	—	—	—	—	1,741	71	1,811
大分	Oita	345	—	345	42	1	43	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	389	1	390
熊本	Kumamoto	871	—	871	74	2	76	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	950	2	952
鹿児島	Kagoshima	421	21	442	27	2	29	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	450	23	473
宮崎	Miyazaki	286	—	286	25	2	27	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	312	2	314
沖縄	Okinawa	319	4	323	27	3	30	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	348	7	355
宮城	Miyagi	708	53	761	36	1	37	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	745	54	799
福島	Fukushima	315	1	316	32	2	34	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	349	3	352
山形	Yamagata	222	—	222	21	—	21	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	248	—	248
秋田	Akita	398	—	398	32	—	32	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	431	1	432
青森	Aomori	261	—	261	12	1	13	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	274	1	275
札幌	Sapporo	952	39	991	68	1	69	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—	1,033	41	1,074

鶴 Hakodate	40	—	405	29	1	30	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	436	1	437	
網走 Abashiri	47	—	474	3	—	3	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	478	—	478	
釧路 Kushiro	28	—	278	10	—	10	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	292	—	292	
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	217	—	217	11	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	228	—	228	
川越(同) Kawagoe (ditto)	247	—	247	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	247	—	247	
姫路(同) Himeji (ditto)	476	—	476	9	—	9	7	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	492	1	493	
岡崎(同) Okazaki (ditto)	210	—	210	20	—	20	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	232	—	232	
岩國(同) Iwakuni (ditto)	284	—	284	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	288	—	288	
久留米(同) Kurume (ditto)	375	—	375	17	—	18	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	394	1	395	
盛岡(同) Morioka (ditto)	206	—	206	18	—	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	224	—	224	
北海道 Hokkai (ditto)	119	—	119	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	119	—	119	
八王子(同) Hachioji (ditto)	95	—	95	1	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	97	—	97	
總計 Sum Total	36,285	679	36,964	3,542	86	3,628	292	9	301	3	4	7	40,122	778	40,900									

◇ 猿曳門出諷 ◇

その梗概



〔本篇はよく義太夫に歌舞伎に知られた「お俊傳兵衛」のその脚本の方です、作者は未詳ですが、或は奈河龜助の孫弟子篤助、寛政十年頃の作ともいひます。例によつて梗概を挙げましたが、堀川の段は大に略しました不悉 C生〕

第一幕 富田屋の場

横瀬官左衛門が、書師の十南、手代萬八、仲居、藝子三四に圍まれ、不機嫌の體で控えて居る、奴辰内は主人の不機嫌を引とつて、やかましくいふのを暫間友七が宥める。尙ほこの座には、上手につんとして脇をむいた女郎お俊と、下手に羽織袴の井筒屋傳兵衛がある。官左衛門の機嫌を直させやうと十南や仲居が色々につとめるが納まりさうもないので、手をかへてお俊の方を説きにかゝる。十南が「一休こりやお俊、ぬしが悪い、今度お國から官左衛門様がお上りなされたは傳兵衛様の事に就て、何ぢややら難かしい御用ぢやげな、そこで此十南も、傳兵衛公のお頼みによつて大阪よりお供して、今日の趣向は傳兵衛公が官様をお振舞ぢやないか」

萬八も「日頃お俊ぬしに上つて御座る官左衛門様、そこで若旦那(傳兵衛)にも呑込まして、お俊ぬしに逢はずといふが第一の御馳走、スリヤ今日のお俊主がお客といふは官様ぢやないかいなア」傳兵衛も口を出しお俊に「今日は常と違ふ、彼方の御機嫌損ねぬやう、最前も篤くり云ふておいたぢやないか」といふ宅について四方八方から、お俊を説くやら、官左衛門をひやかすやら、漸くお俊が氣を直し、官左衛門は上機嫌で皆々引連れ奥へ入る。後に一人傳兵衛は残る。お俊がこゝへ引返して、傳兵衛をうらみ泣くと「それには譯が」お俊「イニく聞きやせぬ、この頃堀川に居やしや入す母様、お眼の不自由な上に御病氣、常

から孝行にして下さんす兄さん、奥次郎さんがついで居やしんすれば案じる事はなけれど、勿體ない事ぢやが、わたしやお前の事はかり思ふて音信さへ疎々に得うせぬワイなア、それといふも、いつぞやお前が失はしやんした掛物とやら、彼りやどうなつたぞいなア」

傳兵衛「さいのう、いつぞや國許へ親父様の御名代に行たれば殿様御機嫌の余り、狩野幽齋が筆の鷹の一軸拜見仰付けられ、御前で見ると慮外と、暫時お次へ下つて、傍においた一軸が、箱と共にいかい見えぬ、殿様の御立腹をあの内といふお方が取なしで、詮議の間百日の御猶豫を願ふて戻つたけれど、どの様に吟味しても今に行方が知れぬワイの」

「そりやお前、ひよんな事ぢやぞえ」
「それ故其一軸を詮議し出したらば受取つて立歸れと殿様から仰せを受けて、瀧口左内様と同道にて來てゐる彼の官左衛門、其方に惚れてゐるこそ幸ひ、取りなし言ふて貰はう爲、かうくせいと萬八が勧めによつて今日の時宜」

といつて官左衛門はいやぢやとお俊が逃げるを、傳兵衛は、あの官左衛門さへ無事に去なしたら後は、其方の身請するからと押すと、許嫁のお光様はと返す、いやそれは構はぬと話が内輪になるところへ、仲居お政、常間友七藝子が飛出して「サア大事ぢや〜」と騒ぐ、その譯は……お俊の身請の話。誰が、官左衛門か……イヤそれは奥へ來て居る田舎の侍が……今日中に身請する……金はといはぬ……で扇屋才兵衛を呼びにやつた……お俊も傳兵衛もこれには驚いた。こゝの女將お縫に相談せうか、でもお縫さんもその御客の話

に乗つて居るらしい、そこで友七が智恵を絞つて、「それは一旦身請されて行く、その晩愛想づかしをする、それでいかねば偽氣狂ひになれ」と教へる。お俊もそれに同意するを官左衛門は立聞いて、自分のことと辰内つれて立出て、刀にかけてもお俊を呉れいといふ。お俊は「傳兵衛さんは一通りの際、外に可愛お客が御座んす」然らばその名を云へと迫る。この時辰内から、

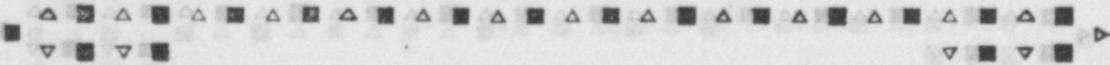
「そのお客、縫がそれへ伴れまして往かう、見なされいなア」
とお縫が、振袖姿のお光を連れて出る。傳兵衛一目見て吃驚する。官左衛門は町娘がお俊の身請客とは知れきつた構へ事と怒鳴るを耳にもかけず、お縫の指圖で、お光は百兩出して、

「嘘でない證據、手附の百兩、お侍さまこれ御覽じませいなア」
官左衛門は懐から袱紗包の一軸を一寸引出して見せ、これ賣拂つて身請する身共が先役といふ、と友七は思案して、身請はこの友七がする、立會して傳兵衛様に添はせる」といふ、でお光と三巴となつて争ふをお縫が中に入り、

「官左衛門様はその巻物を金にかへてからの事、友七さまはお客大事と思ふてぢやが双方ともお客なれば私に預け、お光様は女の事、かう纏れた上はこの場は待つて下さんせ」と捌きをつけて奥へ引とらせる。
あとに傳兵衛、お俊、お光、お縫が残り、こゝでお俊にもお光の心底が分る、それはお光の兄瀧口左内は五年以前朋輩の讒に因つてお暇になつた折、傳兵衛の親傳右衛門に兄妹が引取られて厄介、三年以前歸參が

叶つた、その際お禮に妹を差上げる貰はうとの約束した、お俊との仲はこの口約前のことであるから嫁入は達て辭退したが、兄の口約は反古にならぬ武士の意地、この上はお俊さんの身請すれば傳兵衛さんも喜ぶこと、兄と相談の上ぢやと語つた。傳兵衛は百兩の金を心よく納める。お縫は如才なくこゝを取持つて四人揃つて中奥へ――
引違うて奥より仲居お松、十内出で、痴話喧嘩を始めてゐる中へ、萬八と官左衛門が現はれ、十南にお俊を手に入れる相談をかける。十南は賣物は金次第といへば、一軸を官左衛門が示す。これなれば二百兩と十南は一軸を預かり、別の一軸を点違へにと官左衛門に渡して、あと百兩の工面はと聞く。その話を萬八が引取つて「私が惚れたお光、こゝへ來たは、いふてみた百兩調ふたと見へる」といふので官左衛門も今の娘が左内の妹と知り、十南がその百兩巻上げの策を二人に騒ぐ、二人は喜び諸事の密事は奥二階へと皆打連れて行く。
あとへ仲居お政が床を展べ、灯を消して去る。
萬八とお松との二人間を探つて囁き合ひ「こゝでお光さんと傳兵衛さんを寝さすとお縫さんやお俊さんが云つた」と探入り、お松は寢床に入る。お縫がお光を、次に傳兵衛をこれへ導く。特構へた萬八はお光を探當て、中二階へ、傳兵衛は屏風の内に、
中二階の中騒がしく左内が萬八を取押へる。
平舞臺屏風の中ではお松が盗人ぢやと叫ぶと、官左衛門、十内、辰内手搦して出る。お松は十南に「約束したお前かと思へば傳兵衛さんで最前官さんから預つた百兩」これこの通り財布は空にぢや」と空泣き、呆然とした傳兵衛を取巻いて金を出せと交々口をかへて

迫る。その末に官左衛門が傳兵衛を打擲する、打たれる懐からお光から受取つた百兩の金が落ちる。「金が出た々々」傳兵衛十南を襟メにして口惜しがらる。この中へ才兵衛出て官左衛門にお俊の身請はと云ふ、官左衛門の指圖に傳兵衛の落した金をお松から渡さうとする。傳兵衛取絶る。それを官左衛門辰内がさいなみにかゝる。と中二階から下りた左内が突退け、近寄るお松十南をも投付ける。茲に左内、官左衛門互に問答あり「一軸所持のもの當所へ入込みたる噂によつて罷越した」と左内の言葉に官左衛門は問誤々々する。十南お松が逆ねちに左内に食つてかゝると、身共の金には菱竹の極印があると云はれて、これも失敗、結局金は傳兵衛に戻る。才兵衛捨棄詞て去るを官左衛門呼止めて懐の一軸を出さうとするを十南が押へる。左内はこの時官左衛門に、
「國元で盗まされた鷹の一軸を」
出せといふ、口を返すので奴葛平に繩付の萬八を引出させる、官左衛門言葉つまつて斬かゝるを左内は一と當て、その懐から一軸を傳兵衛が取出すと、左内は「イヤそりや贖物……一軸詮議は盜賊の本人を知らん爲ばかり、誠の掛地はそれに居る十南とやら、サア一軸を出せ受取らう」
一軸を取上げ、十南を當て、お松も當てる。一軸を「後程身が旅宿へ改めて持參しやれ」と傳兵衛へ渡し才兵衛に、お俊身請の手附を渡させる、才兵衛去るとお俊、お光、お縫奥より出で左内が、一應の意見を共々聞いて、お俊お光からも禮を述べる。萬八はその場に殘し左内は葛平の供で立歸る。傳兵衛と女三人が奥に去ると敵役皆々起上り、萬八の繩を解く、萬八は策



を描いて十南の耳へ、より官左衛門の耳へ傳へ、「こいつは妙ぢや」と皆々入る。
傳兵衛は左内の許へと出て行く。それを友七と藝子を送り出す、後から仲居お政が走り出て、お俊さんが駕で攫はれて往つたと告げる、それが河原の方と聞いて、傳兵衛友七は道を分けて馳行く。

◇ 返し 四條河原

傳兵衛を捉へて萬八が一軸を奪ふとする、辰内、官左衛門、十南、お松出で、官左衛門が後ろから窮ひより一軸を引奪る、傳兵衛それと寄るを皆々が隔て支へ、「一軸は取上げ、その上お俊はこつちのもの」と嘲ける。傳兵衛急込で飛蒐らうとすると、十南が「いま荒氣を出すと一軸に疵がつく」と威嚇して置いて「お俊を斷念した、この後申分ない官様への一札書けといふと、萬八も「序におれにも惚れてゐるお光を遣ると」去狀一本貫はうかと大勢がかりで脅迫、傳兵衛はかうなれば命づく、と一軸の方にかゝると、「欲しければかうして呉れうかい」と官左衛門が引裂いて打付ける、傳兵衛「コリヤこれ大切な一軸を」もう絶體絶命と官左衛門の脇差を引抜き斬附ける他の三人が支へ暗闘となり、十南が官左衛門を斬り、辰内官左衛門に斬られ、傳兵衛官左衛門を倒し止めを刺す。ところへ友七かけつけ傳兵衛の切腹を止める、「お俊は奪はれ一軸は破られ是非に及ばず」「ばらさつしやりましたか」「それぢやによつて」「河原の殺人は替間の友七」とせり合ふ折柄、お縫がお光を伴ひ来る、お俊もくる、皆々顔見合せお光「オヤ傳兵衛さん」お俊「よい所で。」

第二幕 堀川住居

同じ都も世に盡きて、田舎がましの薄煙、堀川邊に

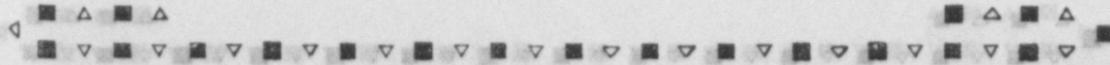
住居して、後家のみさほも經つ月日、琴三味線の指南屋も、合ひの手練れ氣纏れの保養がてらの薬風呂、眼さへ不自由な生計なり」とお俊の母親の住居で、與次郎が孝行の場面。こゝへお俊が今生の暇乞にくる。傳兵衛もくる。お俊の遺書に、その心底が知れて愚直の與次郎が迷懷「親のある身が心中だけは止めて二人連立ち京を立退き命丈けは全うして呉れ」と頼む、二人もその言葉に随ひ與次郎盲目の母には事情をつゝみ隠し、祝言の盃と詐りそれとなく別離の盃を交させて落し遣る。

◇ 返し 松原

横淵九平太と肝入儀助と萬八の三人の話、「兩人はくたばつたであらうなア」「左様で彼奴らが相死すれば片付くといふもの」「厄病神で敵討をなされたも同然」「してあの一軸は」「河原でちよるまかして摺替へた誠の一軸」九平太受取つて「出来した無事にあるとも知らず、くたばるとは大馬鹿、是さへあれば歸參の種」「私共も金儲け「甘い」と喜ぶを聞へたのが友七「扱こそよい事を聞いたワイ」と軸を奪ひにかゝる、雷電車軸になり大立廻り九平太が一軸取落すを友七が拾ひ上げる。

◇ 返し 聖靈院の森

傳兵衛刀を抜きお俊覺悟の體、「兄貴の親切此世で言はれぬ禮のありだけ未來から言はうワイの」南無阿彌陀佛と刀を振上ぐる處へ、友七、扇屋、井筒屋の大勢に、代官は一軸を持ち九平太に繩を打ち引立て、出る。友七、「これ二人とも死ぬるに及ばぬ、待つた」。官左衛門は一軸の盜賊、殺され損と左内様の訴へ「代官「誠の一軸受取つたれば傳兵衛殿は再び歸參」傳兵衛お俊「エー忝けない」九平太は悪人の加黨人として曳かれる (終)



行 刑 局 長 通 牒

刑務所傭人ノ定員設定ノ件依

(昭和三年七月二日 行甲第一二二〇號)

命 通 牒

刑務所ノ傭人(給仕、小使ヲ除ク)ニ對スル定員ハ從來各所ニ於テ適宜之ヲ定メ處理シ來リ候モ之ヲ統一スルノ必要有之候ニ付貴所定員ヲ別記ノ通り定メラレ候條爾今之方定員改正ハ總テ認可ヲ要スル儀ト御承知相成度尙左記事項御了知相成度候

記

- 一、支所出張所ヲ有スル刑務所ニ於テハ今回ノ改正定員内ニ於テ適宜配置ヲ定メ報告スルコト
- 二、從來ノ定員ニ對シ過員トナリタルモノハ將來ノ缺員ヲ俟テ漸次整理スルコトトシ其ノ間定員外トシテ

處理スルコト

- 三、受刑者中蒸汽機鐵取扱ノ經驗アル者若ハ之カ取扱ニ付適當ノ指導者アルニ於テハ火夫代用トシテ受刑者ヲ使用スルモ差支ナキコト
- 四、臨時名義ヲ以テ採用ノ場合ニ於テモ之カ認可ヲ受クルコト

(別記)

- 自動車運轉手 名
- 同 助 手 名
- 火 夫 名
- 駁 丁 名
- 馬 丁 名
- 水 夫 名
- 耕 馬 夫 名
- 常 備 夫 名

看守以下被服地其他所要數調
定期報告ノ件

(昭和三年七月九日
行甲第一二六三號)

看守以下被服地其他ハ一定ノ刑務所ニ於テ織製又ハ購求ノ上配給可致候ニ付翌年度給與數別紙様式ニ依リ毎年十一月廿日迄ニ報告相成度候
追テ大正十四年十一月行甲第一、七六〇號ハ自然消滅ノ義ト御了知相成度候
(別紙略ス)

受刑者ノ發明考案ニ關スル件

(昭和三年七月十九日
行甲第一三二六號)

從來受刑者ノ發明考案ニ就テハ何等ノ制限ヲ設ケスシテ自由ニ充分ナル考究時日ヲ與ヘ優秀ナル考案ヲ得ル

ト同時ニ其思案ニ專念スルコトニヨリ受刑者ノ性格改善ノ一助タラシメントノ主旨ヲ以テ實施致來候處之ヲ其ノ提出ニ係ル考案ニ見ルニ充分ナル考慮ノ跡ヲ認ムルコトヲ得ス單ナル着想ニ委セ輕卒ニ書キ下シタルモノ多ク唯其數ヲ増加スルノミニシテ内容甚ダシク貧弱ナルヲ以テ此儘推移スル時ハ寧ろ害アリテ益ナカルヘキニ鑑ミ爾今出願ハ三ヶ月ニ一回ヲ限度トシ一回一件ニ限り許可スル様致度該制限ニヨリ受刑者ヲシテ案件ノ選擇並ニ考察ニ充分ノ餘裕ヲ與ヘ着實ニ努力セシメ所期ノ效果ヲ舉クル機御配慮相成度尙必要ニ應シ技術者ヲシテ之ヲ援助セシムルト共ニ他面其發明考案ニシテ常識的審査ノ結果到底其價値ナキモノト認メラル、モノニ付テハ之レカ許可ヲ取消ス等適宜處置相成候様致度

刑務官吏服制等の改正

監獄官吏服制、少年刑務所看守服制及女監取締給與品及貸與品規則制定ノ要旨

- 一、從來刑務官吏ノ服制ハ四箇ノ勅令ニ依リ規定セラレ履雜ナリシノミナラズ、其ノ形式亦區々ナリシヲ以テ之ヲ整理統一シタルコト
- 二、典獄、典獄補及、看守長ノ正裝ハ明治二十九年ノ制定ニ係リ其ノ製式等時代ノ要求ニ適セズ之カ調製上ニモ多額ノ費用ヲ要シ不便アリシヲ以テ、之ヲ二三裝具ノ取捨ニ依リ各ノ服裝ニ當用シ得ラル、服制ニ改メ以テ服制ノ勵行ヲ期セルコト
- 三、女子收容ノ刑務所ニ於テハ、將來女子看守長ノ設置ヲ必要トスルヲ以テ之カ服制ヲ定メタルコト
- 四、刑務官吏ノ服裝ハ之ト類似ノ服制アル官吏ノ服裝ニ較ヘ、恰モ其ノ從屬的地位ニ在ルモノ、如キ感アル服裝ナリシヲ以テ之ヲ對等ノ地位ヲ表示スル服制

ニ改メタルコト

- 五、從來少年刑務所ニ勤務スル看守ニ對シテハ、一般刑務所ニ勤務スル看守ト同一ノ制服ヲ着用セシメ來リタルモ、右ハ勤務ノ性質上適當ナラサルニ付、特ニ少年受刑者ノ教化指導者タルノ服裝ニ適應スル服制ヲ定ムル必要ヲ認メタルニ由ル
- 六、尙女監取締給與品及貸與品規則ハ、明治三十四年ノ制定ニ係リ其ノ製式等時代ノ要求ニ適セズ、舉動作ニ不便ナルノミナラス品質亦粗惡ニシテ、到底現代ノ女刑務官吏ノ服裝トシテ適當ナラサルヲ以テ之カ改正ノ必要ヲ認メタルニ由ル

監獄官吏服制令

昭和三年七月二十八日勅令
第七十四號(明治二十九年勅令第三百六十六號、明治四十二年勅令第七十號、看守服制及大正十一年勅令第四百三十九號廢止)

(昭和三年七月三十日官報登載)

刑務官吏服裝規則左ノ通定ム

(昭和三年七月三十日 司法省訓令第五號)

刑務官吏服裝規則

第一條 典獄、典獄補及看守長(男)ノ服裝ヲ分チテ正裝、禮裝、常裝ノ三種トシ看守長(女)及看守ノ服裝ヲ分チテ正裝、常裝ノ二種トス

第二條 典獄、典獄補及看守長(男)ノ正裝トハ正帽、衣、袴、正肩章、刀、正緒、手套、下袖、下襟及短靴ヲ著裝スルヲ謂フ

看守長(女)ノ正裝トハ帽、衣、袴、正バンド、手套及短靴ヲ著裝スルヲ謂フ

看守ノ正裝トハ帽、衣、袴、正肩章、刀(短刀ヲ含ム)刀緒、手套、下襟及短靴ヲ著裝スルヲ謂フ

夏衣ハ正裝ニ用フルコトヲ得ズ

第三條 典獄、典獄補及看守長(男)ノ禮裝トハ正帽、衣、袴、略肩章、刀、正緒、手套、下袖、下襟及短靴ヲ著裝スルヲ謂フ

第四條 典獄、典獄補及看守長(男)ノ常裝トハ略帽、衣、袴、略肩章、刀(短刀ヲ含ム)、常緒、手套、下襟及靴ヲ著裝スルヲ謂フ但シ平常勤務ノ場合ニ於テハ肩章ヲ用ヒザルコトヲ得

看守長(女)ノ常裝トハ帽、衣、袴、略バンド、手套及靴ヲ著裝スルヲ謂フ

看守ノ常裝トハ帽、衣、袴、略肩章、刀(短刀ヲ含ム)、刀緒、手套、下襟及靴ヲ著裝スルヲ謂フ

第五條 正裝ハ儀式祭典等總テ大禮服用ノ場合ニ著用スルモノトス但シ典獄及典獄補ニ在リテハ文官大禮服用ヲ著用スルモ妨ゲナシ

看守長(女)及看守ノ正裝ハ前項ノ場合ノ外通常禮服用ノ場合ニ著用スルコトヲ得

第六條 禮裝ハ通常禮服用ノ場合ニ著用スルモノト

第七條 常裝ハ平常勤務ノ場合ニ著用スルモノトス

第八條 夏衣ハ炎暑ノ際(凡ソ六月一日ヨリ九月末日迄ノ間以下同シ)常裝ニ限リ著用スルコトヲ得但シ夏衣ヲ著用スルトキハ夏袴ヲ著用スルモノトス

第九條 夏袴ハ炎暑ノ際著用スルモノニシテ何レノ服裝ニ在リテモ袴ニ代用スルコトヲ得

第十條 短袴ハ長靴、脚絆又ハグートルヲ用フルトキ著用スルモノトス

第十一條 甲種外套ハ雨雪ノ際又ハ防寒ノ爲著用スルモノトス

第十二條 乙種外套(防水布製長マントヲ含ム)ハ典獄、典獄補、看守長(男)及看守ニ在リテハ雨雪ノ際又ハ防寒ノ爲甲種外套ノ上ニ著用スルモノトス但シ時宜ニ依リ乙種外套ノミヲ著用スルモ妨ゲナシ

看守長(女)ノ乙種外套(防水布製長マントヲ含ム)ハ雨雪ノ際又ハ防寒ノ爲著用スルモノトス

第十三條 頭巾ハ雨雪ノ際又ハ防寒ノ爲外套ニ附著シテ用フルモノトス

第十四條 外套ハ儀式祭典ノ場所及上官ノ居室内ニ在リテハ之ヲ著用スルコトヲ得ズ但シ特ニ許可アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 外套ヲ携帶スルニハ附屬品ヲ内ニ收メ適宜捲收シ兩端ヲ結束シテ左肩ヨリ斜ニ右腋下ニ掛クルモノトス

第十六條 日覆ハ炎暑ノ際常裝ニ限リ用フルモノトス

第十七條 ヘルメット帽ハ炎暑ノ際日光ノ直射スル場所ニ於テ戒護勤務ニ從事スル看守長(男)及看守ニ限リ之ヲ著用スルコトヲ得

第十八條 刀(短刀ヲ含ム)ハ典獄、典獄補及看守長(男)ニ在リテハ乘馬ノ場合ヲ除クノ外室内内外ヲ問はず上部(短刀ニ在リテハ背部)ノ銀チ刀帶ノ約金ニ掛クルモノトス

第十九條 刀帶(短刀帶ヲ含ム)ハ衣ノ下ニ締ムルモノトス

(規令務刑)

(規令務刑)

トス

第二十條 短刀ハ典獄、典獄補、及看守長(男)ニ在リテハ平常勤務ノ場合、看守ニ在リテハ勤務ノ性質上特ニ必要アル場合ニ限り之ヲ佩用スルコトヲ得

第二十一條 刀(短刀ヲ含ム)ハ典獄、典獄補及看守長(男)ニ在リテハ平常勤務ノ場合、看守ニ在リテハ勤務ノ性質上特ニ必要アル場合ニ限り設備内ニ於テ之ヲ佩用セザルコトヲ得但シ工場取締、門衛、見張其ノ他非違者警戒ノ勤務ニ従事スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 手套、下袖及下襟ハ何レノ服装ニ在リテモ白色ノモノヲ用フルモノトス但シ常装ニ在リテハ夏衣ヲ着用スル場合ヲ除クノ外鼠、茶又ハ茶褐色ノ手套ヲ用フルコトヲ得

第二十三條 靴ハ長短ノ二種トシ黒色革製トス但シ典獄、典獄補及看守長ニ在リテハ夏衣又ハ夏袴ヲ着用スル場合ハ常装ニ限り黒色革製ニ非ザル短靴ヲ用フ

ルコトヲ得

長靴ハ乗馬又ハ雨雪泥濘ノ際、短靴ハ其ノ他ノ場合ニ於テ之ヲ用フルモノトス但シ長途ノ旅行、建築場又ハ設備外ニ於テ戒護勤務ニ従事スル場合ハゲートル又ハ草鞋及脚絆ヲ用フルコトヲ得

職務上必要アル場合又ハ疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ草履又ハ地下足袋ヲ用フルコトヲ得

第二十四條 制服ハ典獄、典獄補及看守長ニ在リテハ勤務ノ性質上必要アル場合看守ニ在リテハ特殊收容者ノ護送、逃走者ノ搜索其ノ他勤務ノ性質上特ニ必要アル場合ニ限り之ヲ着用セザルコトヲ得

第二十五條 衛生上特ニ必要アル場合又ハ塵芥ノ發生著シキ場所ニ勤務スル場合ハ白衣ノ類ヲ制服ノ上ニ纏フコトヲ得

第二十六條 拳銃ハ衣ノ上(甲種外套着用ノ場合ハ外套ノ上以下同シ)ニ携帶革ヲ以テ左肩ヨリ右脇ニ掛ケ帶革ヲ以テ腰部ニ帶フルモノトス

附則

本令ハ監獄官吏服制施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
典獄看守長看守服裝規則ハ之ヲ廢止ス

少年刑務所看守服制左ノ通定ム

(昭和三十三年七月三十日
司法省訓令第六號)

少年刑務所看守服制圖例

監獄官吏服制ニ於ケル看守部長ニ同シ	看守部長	同上
	看守	
地質	同上	同上
立襟扣鉤留メ、長シヤケツト形、緑ニ幅一・八糎ノ七子織黒毛線ヲ附ス前面ノ左	同上	同上
右下部及左胸ニ各一筒ノホケツトヲ附ス	同上	同上
但シ夏衣ノ緑ニ附ス	同上	同上
ルモノハ白色線トス	同上	同上

袴	短袴	帽	短刀	短刀帶	刀緒	衣	
						肩章	袖章
形状圖ノ如シ	袖口ヨリ約六糎ノ部ニ徑一・五糎ノ眞鍮櫻花章二箇ヲ、其ノ上部ニ幅一糎ノ七子織黒毛線一條ヲ共ニ表半面ニ附ス但シ夏衣ニ在リテハ七子織黒毛線ハ白色線トス	形状圖ノ如シ	監獄官吏服制ニ於ケル看守部長ノ正肩章ニ同シ	監獄官吏服制ニ於ケル看守部長ノ正肩章ニ同シ	監獄官吏服制ニ於ケル看守部長ノ正肩章ニ同シ	監獄官吏服制ニ於ケル看守部長ノ正肩章ニ同シ	同上但シ櫻花章ハ一箇トス

外套	備此ノ制服ニ肩章ヲ裝著セザルモノヲ常 考裝トス
----	----------------------------

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
従前ノ制服ハ當分ノ内仍ホ之ヲ用フルコトヲ得
(圖略ス)

女監取締給與品及貸與品規則左ノ通定ム

(昭和三年七月三十日
司法省訓令第七號)

女監取締給與品及貸與品規則

- 第一條 女監取締ニ給與スベキ品目左ノ如シ
- 一 冬羽織 地質紺セル、製式普通羽織
 - 一 夏長單衣 地質紺セル、製式普通長單衣但シ土地

- 一 外套
ノ狀況又ハ勤務ノ性質ニ依リ必要アル
トキハ他ノ紺色地質ヲ以テ之ニ代フル
コトヲ得
地質紺絨、製式監獄官吏服制ニ於ケル
看守長(女)ニ同シ但シ土地ノ狀況又ハ
勤務ノ性質ニ依リ必要アルトキハ防水
布製長マントヲ以テ之ニ代フルコトヲ
得
- 一 袴
地質紺セル、製式普通袴
- 一 短靴
- 一 靴下
- 前項ノ外土地ノ狀況ニ依リ必要アルトキハ司法大臣
ノ認可ヲ得テ防寒具ヲ給與スルコトヲ得
- 第二條 女監取締ニ貸與スベキ品目左ノ如シ
- 一 手帳
- 一 捕繩
- 一 呼子笛

第三條 給與品ハ現品ヲ以テ給ス其ノ供用期限ハ左ノ

- 如ク之ヲ定ム但シ己ヲ得ザル事由アルトキハ刑務所
長ニ於テ本條ノ供用期限ヲ變更スルコトヲ得
- 一 冬羽織 一箇 二年
 - 一 夏長單衣 一箇 一年四箇月
 - 一 外套 一箇 四年
 - 一 袴 一箇 二年
 - 一 短靴 二組 一年
 - 一 靴下 二組 一箇月
- 前項但書ニ依リ給與品ノ供用期限ヲ變更シタルトキ
ハ其ノ品目、供用期限及變更ノ事由ヲ司法大臣ニ申
報スベシ

第四條 短靴、靴下ニ限り代料ヲ以テ給與スルコトヲ

得

第五條 解職死亡等ノ際ハ其ノ貸與品ハ速ニ之ヲ還納
セシムベシ其ノ供用期限内ニ在ル給與品亦同シ但シ
給與品中代料ヲ以テ給與シタルモノハ供用殘期ニ相

當スル金額ヲ返納セシムベシ

第六條 貸與品又ハ供用期限内ノ給與品ヲ毀損紛失シ
タル者アルトキハ代品ヲ給與又ハ貸與ス但シ其ノ毀
損紛失ニシテ過失怠慢ニ出テタルモノナルトキハ其
ノ代料辨償ノ責ニ任セシムベシ

第七條 給與品ノ修補ハ總テ自辨トス

附 則

本令ハ昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行
ノ際既ニ給與シタル現品ニハ之ヲ適要セズ

明治三十四年三月司法省訓令第四號ハ之ヲ廢止ス

刑務官吏服制等實施ニ關シ注

意ノ件依命通牒

(昭和三年七月三十日行刑局長通牒
行 甲 第一三三九號)

今般監獄官吏服制、少年刑務所看守服制並刑務官吏服

裝規則及女監取締給與品及貸與品規則制定相成候ニ付テハ左記事項御留意ノ上之カ施行上遺算ナキヲ期セラレ度候

記

- 一、監獄官吏服制並少年刑務所看守服制ハ何レモ公布ノ日ヨリ施行ノコトト相成リ居ルモ看守制服ノ調達ニハ相當期間ヲ要シ且給與又ハ貸與上ノ關係モ有之ヲ以テ女監取締給與品及貸與品規則ノ施行ト共ニ來ル十月一日ヨリ實施致シ度ニ付夫々之カ調達ノ準備ヲ整ヘ實施ニ際シ支障ナキヲ期スルコト
- 二、従前ノ制服ハ當分ノ内仍ホ之ヲ用フルコトヲ得ル旨規定シアルモ右ハ主トシテ新制服調達ノ準備期間ヲ考慮シタル過渡規定ナルヲ以テ典獄、典獄補及看守長ニ在リテモ常裝ニ付テハ可成速ニ新制服ニ改ムルコト
- 三、土地ノ狀況又ハ勤務ノ性質ニ依リ着用スヘキ特殊ノ帽トハ大正十二年八月司法省訓令第十一號ニ依ル

- ヘルメット帽ヲ謂ヒ又防水具トハ防水布製長マントヲ謂フ
- 防水布製長マントハ凡ソ來年度ヨリ給與ノ見込ニシテ之カ製式ニ付テハ不日別ニ之ヲ定ムル答ナリ
- 四、勤務ノ性質ニ依リ制服ニ附着スヘキ臂章其ノ他ノ徽章トハ保健助手タル者ノ臂章、胸章其ノ他ノ徽章ヲ謂フ
- 保健助手タル看守部長及女監取締部長ハ大正十二年七月司法省訓令第九號ニ依ル徽章ヲ從來ノ通り附着スルモノトス
- 建築場、工場等ニ勤務スル者ニシテ特ニ必要アル場合ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケテ附着スルコトヲ得
- 五、監獄官吏服制中看守長(女)ノ服制アルハ將來女刑務所ニ女子ノ看守長ヲ新設スルノ必要ヲ認メタルニ由ル
- 六、看守長(女)及看守ノ服裝ヲ正裝及常裝ノ二種ニ分チタルハ取捨スル裝具ノ種類單簡ナルカ爲事實上三

種ニ區分シ得サルニ由ル

- 七、夏袴ハ正裝、禮裝及常裝ノ何レニ在リテモ袴ニ代用シ得ラルルモ右ハ炎暑ノ際ニ限り之ヲ認ムル特例ニ過キササルモノトス
- 八、ヘルメット帽ハ雨天ノ際ハ之ヲ着用セサルモノトス
- 九、短刀ハ典獄、典獄補及看守長ニ在リテハ平常勤務ノ場合ニ之ヲ佩用スルコトヲ得ルノ規定ナルモ右職員ニシテ戒護勤務ノ者ニ在リテハ消防演習、護送、逃走者ノ搜索其ノ他建築場勤務若ハ之ニ類似ノ勤務ニ従事スル場合ノ外ニ之ヲ佩用スルコトヲ得サルモノトス

十、刀又ハ短刀ハ典獄、典獄補及看守長ニ在リテハ平常執務ノ際執務上特ニ便宜アリト認ムル場合ニ限り設備内ニ於テ之ヲ佩用セサルコトヲ得ルモノトス但シ戒護勤務ノ者又ハ非違者警戒其ノ他執務ノ性質上特ニ佩刀ヲ必要トスル勤務ニ従事スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 看守ニ在リテハ保健助手又ハ事務看守トシテ勤務スル場合並居居検査教誨教育ノ立合及夜間ノ舍房、病舎、少年區、女區ノ勤務ニ従事スル場合ニ限り設備内ニ於テ之ヲ佩用セサルコトヲ得ルモノトス但シ工場取締、門衛見張其ノ他非違者警戒ノ勤務ニ従事スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 十一、職務上必要アル場合又ハ疾病等ノ爲已ムコトヲ得サル場合ニ於テ草履又ハ地下足袋ヲ用フルコトヲ得ルノ規定アルモ右ハ服裝並規律上ニ至大ノ關係ヲ有スルモノナルヲ以テ之ヲ用フヘキ場合ハ常ニ刑務所ノ長ノ許可ヲ得ルヲ要ス但シ刑務所長ハ職務上必

(規 令 務 刑)

- 要アル場合ニ限り豫メ其ノ範圍ヲ指定シ包括的ニ許可シ置クコトヲ得ルモノトス
- 十二、制服ハ典獄、典獄補及看守長ニ在リテハ教化上又ハ外部トノ交渉上必要アル場合其ノ他特殊收容者ノ護送、逃走者ノ捜索又ハ之ニ類似ノ勤務ニ從事スル場合ニ限り之ヲ着用セサルコトヲ得ルモノトス
- 看守ニ在リテハ特殊收容者ノ護送、逃走者ノ捜索又ハ之ニ類似ノ勤務ニ從事スルモノニシテ刑務所ノ長ニ於テ特ニ必要アリト認ムル場合ニ限り之ヲ着用セサルコトヲ得ルモノトス
- 十三、白衣ノ類トハ白衣又ハ之ニ類似ノモノヲ謂ヒ白布又ハ鼠、茶色布製ニシテオーバー形ノモノヲ謂フ
- 十四、刑務官吏服装規則施行ニ伴ヒ従前ノ服装規則ハ廢止セラレタルモ従前ノ制服ヲ着用スル場合ハ仍ホ之ニ據ルヘキモノトス
- 十五、少年刑務所看守服制ハ一般刑務官吏服制ニ對スル別段ノ規定ナルヲ以テ特ニ定メタルモノノ外ハ總

テ一般ノ規定ニ據リ處理スヘキモノトス

刑務所ノ長ハ其ノ管內ニ在リテハ教化上又ハ外部トノ交渉上必要アル場合其ノ他特殊收容者ノ護送、逃走者ノ捜索又ハ之ニ類似ノ勤務ニ從事スルモノニシテ刑務所ノ長ニ於テ特ニ必要アリト認ムル場合ニ限り之ヲ着用セサルコトヲ得ルモノトス

刑務所ノ長ハ其ノ管內ニ在リテハ教化上又ハ外部トノ交渉上必要アル場合其ノ他特殊收容者ノ護送、逃走者ノ捜索又ハ之ニ類似ノ勤務ニ從事スルモノニシテ刑務所ノ長ニ於テ特ニ必要アリト認ムル場合ニ限り之ヲ着用セサルコトヲ得ルモノトス

編 輯 後 記

◇秋風肌に涼しく感ずる時
候となりました、折角御自愛の上、御健闘を祈る次第であります。

◇本號には相當讀むべき記事を蒐集したつもりであります、御精讀下さい。

◇好評の新坊ちゃん物語は、執筆者の多忙で本號は休載しましたが、かにはりには、練習所入所試験答案に對する審査評があります。かなり面白く讀まれることを期待して居ます。

◇讀者俳句は大人氣で出草者が激増したため、一人一句を登載出来ない有様で、實際入選句のみを載せて居るのであります、追て紙面も擴張します、選者は俳句界の權威者を以て充てる事に致します、さうなれば出句數を制限しますが只今のところは隨意であります。但し用紙は官私製ハガキを是非用ゐて戴きたい、でない整理の困難と、選者の迷惑一方なりません。

◇讀者の投稿がこの二三ヶ月減少しました、暑い精でもあろうと思ひますが、奮勵一番名稿を寄せて下さい、就ては投稿が多く長篇で編輯者は余程悩まされます。これは最初にお願した如く十九字詰三十行以内で簡にして明、さうして實際生活(執務研究は尙ほよろしい)の反影したものを希望します。

◇刑務研究資料第四輯は製本が出来上りました、絶版にならないうちに早くお求めになるやうにお奨め致します。

◇それと、今一つは協會から表紙の第二面に廣告してある通り「法の神」を賣出しました。どうか御手許にお備へになると共に、一般へも宣傳して戴きたい、さうして今秋の御大典を記念すると共に、正義觀念の向上に資して戴けば至極結構であります。

◇刑務令規は輪廓通りに切取つて別綴とすれば、四六版の本になるやうにしてあります、御参考迄に。

ました、暑い精でもあろうと思ひますが、奮勵一番名稿を寄せて下さい、就ては投稿が多く長篇で編輯者は余程悩まされます。これは最初にお願した如く十九字詰三十行以内で簡にして明、さうして實際生活(執務研究は尙ほよろしい)の反影したものを希望します。

◇刑務研究資料第四輯は製本が出来上りました、絶版にならないうちに早くお求めになるやうにお奨め致します。

◇それと、今一つは協會から表紙の第二面に廣告してある通り「法の神」を賣出しました。どうか御手許にお備へになると共に、一般へも宣傳して戴きたい、さうして今秋の御大典を記念すると共に、正義觀念の向上に資して戴けば至極結構であります。

◇刑務令規は輪廓通りに切取つて別綴とすれば、四六版の本になるやうにしてあります、御参考迄に。

定 價 表		廣 告 料		註 文 規 定	
一冊(税共)	金二十五錢	五號活字半段	一行	●御注文は總て前金のこと	●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ●御注文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際は新舊住所を御届下されまし
六冊(税共)	金一圓五十錢	一 等	一頁	●御送金は總て前金のこと	
十二冊(税共)	金三圓	二 等	一頁	●御送金は總て前金のこと	
		三 等	一頁	●御送金は總て前金のこと	
		普 通	一頁	●御送金は總て前金のこと	

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和三年八月二十日印刷納本
昭和三年九月一日發行

東京市麴町區西日比谷町一番地
編輯兼 香川 又 二郎

東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
印刷 人 五 島 林 太 郎

東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
印刷 所 刑 務 協 會 印 刷 部

東京市麴町區西日比谷町壹番地
發行 所 刑 務 協 會

電話 銀座 二三四四、三八二五番

昭和十三年九月一日発行 第九号 第二十四卷

Volume XL2

Number 9

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

September 1, 1928

PRINCIPAL CONTENTS

Vacations for the Prisoners	(Editorial)
Self government in the Prison	K. Tsuji
My thirty Years as a Prison Chaplain	T. Kono
From Hongkong	R. Masaki
The sky-scraping America	George Russell

Current Issues	
Prison Statistics	

Published

By

"KEIMU KYOKWAI"

(The Japanese Prison Association)

Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koimachi
Tokyo, Japan